

第7次 韓日会談。本会議及び首席代表会談、1964-65

分類番号 723.1 JA
登録番号 1459

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	ファイル番号	フレーム番号
723.1 JA	1459	東北亜州課	1965	主題 番号		始まり 終り
本 1964-65				C1- 0012	09	0001~ 0435

機能名称： 第7次 韓日会談。本会議及び首席代表会談、1964-65

一連番号	内 容	頁
1	会談再開のための予備交渉。1964.6-12 *6次韓・日会談再開のための政府方針含む。	0005
2	本会議。1-3次。1964.12.3.-65.1.18	0144
	-1 1次。1964.12.3.	0145
	-2 2次。1964.12.21.	0170
	-3 3次。1965.1.18.	0204
3	首席代表会談。1-16次。1965.1.20.-5.27.	0253
	-1. 1次。1965.1.20.	0254
	-2. 2次。1965.1.27.	0261
	-3. 3次。1965.2.3.	0266
	*4次なし	
	-4. 5次。1965.2.12.	0269
	-5. 6次。1965.2.24.	0273
	-6. 7次。1965.3.10.	0276
	-7. 8次。1965.3.17.	0279
	-8. 9次。1965.3.22.	0283
	-9. 10次。1965.4.7.	0287
	-10. 11次。1965.4.13.	0306
	-11. 12次。1965.4.21.	0328
	-12. 13次。1965.4.28.	0333
	-13. 14次。1965.5.12.	0335
	-14. 15次。1965.5.19.	0339
	-15. 16次。1965.5.27.	0343
	-16. 17次。1965.6.5.以後の交渉(紛争解決に関する交換公文； 独島問題。確定件含む)	0354
	*17次。1965.6.3. 予定	
4	高杉晋一首席代表失言派動。1965.1-2	0394

P4 外務部保存文書

分類番号 723.1 JA 登録番号 1459 保存期間 永久 本 1964-65

機能名称 第7次 韓・日会談。本会議及び首席代表会談。1964-65

生産課 東北亜州課 生産年度 1965

内容：

- 1 会談再開のための予備交渉。1964.6-12
*6次韓・日会談再開のための政府方針含む。
- 2 本会議。1-3次。1964.12.3.-65.1.18
-1.1次。1964.12.3. -2.2次。1964.12.21. -3.3次。1965.1.18.
- 3 首席代表会談。1-16次。1965.1.20.-5.27.
-1.1次。1965.1.20. -2.2次。1965.1.27. -3.3次。1965.2.3.
*4次なし -4.5次。1965.2.12. -5.6次。1965.2.24.
-6.7次。1965.3.10. -7.8次。1965.3.17. -8.9次。1965.3.22.
-9.10次。1965.4.7. -10.11次。1965.4.13. -11.12次。1965.4.21.
-12.13次。1965.4.28. -13.14次。1965.5.12. -14.15次。1965.5.19.
-15.16次。1965.5.27. -16.17次。1965.6.5.以後の交渉(紛争解決に関する交換公文；
独島問題。確定件含む) *17次。1965.6.3. 予定
- 4 高杉晋一首席代表失言派動。1965.1-2
*1965.2.20. 基本条約仮調印
1965.4.3. 請求権、法的地位及び漁業問題に関する仮署名
1965.6.22. 諸協定署名
(署名関係は「724.31JA 1486 李東元外務長官日本訪問。1965」及び「741.12 1565
韓・日間の基本関係条約〔等〕1965の内、V.1も見なさい」)

P5 1. 会談再開のための予備交渉。1964.6-12

P6 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-06305

日時：64.6.22.16:09

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

対日接触報告

本職は自民党前代議員北沢直吉氏と歓談する機会があったが、その中で重要な点を下のよう
に報告しますので参考にして下さい。

1. 総裁公選と関連してこの程池田3選支持を表明した河野建設相のいわゆる別府発言に対し、
自民党内佐藤、岸、三木、石井等各派がだんだん強い反発を見せていて、吉田前首相等政
界トップクラスと財界では池田、佐藤の正面衝突を避けるために、池田の3選になっても
オリンピック後、または来年度予算国会後に佐藤に政権を移譲するよう勧告し、次期総裁
を池田が指名する手続きにするようにそそのかしているが、池田は党内(主に河野派)で聞か
ないだろうと言って応じないでいるという。現在では池田首相が若干有勢だが予測を許さ
ないと言い、総裁公選のキャスティングボードは三木、石井両派が握っているという。
2. 対韓緊急援助に関しては、吉田前首相が韓国の経済危機克服に協調し、現政府を強固にし
なければならないという意を池田首相らに言ったことがあり、万一韓国側で日本が主動な
ら援助を受け入れるのが難しい場合には、表面上米国を押し立ててバックからでも韓国を
助けなければならないという意見を表明したという。(外亜課)

P8

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-06311

日時：64.6.23.11:56

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

1. この度フィリピンを訪問する途上で当地に到着した金賢哲行政調査委員長は、大統領閣下から直接口頭指示を貰っているので本職に、池田首相、大平外相、吉田前首相と金賢哲委員長が再び日本に立ち寄る 6 月 29 日、30 日の両日間で会えるように準備して欲しいと要望した。
2. これに沿って本職は日本側の意向を非公式に打診したところ、大平外相及び吉田前首相は面談できるが、池田首相は国会終了と総裁公選を前にしてごく多忙な日程なので、大統領閣下の池田首相宛の親書があれば会えるが、そうでない場合には会うのが難しいだろうという態度を表明して来た。
3. 金賢哲委員長と池田首相が必ず会談する必要があると政府で認める場合には、ごく簡単な内容でも早急に統領閣下の親書を当地に送付して下さることを仰望します。(外亜課)

P9

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-07025

日時：64.7.1.18:25

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

本職は金賢哲行政改革調査委員長と同行、吉田前首相を 6.30.16:00 大磯へ訪問して約 1 時間 20 分間会談した結果、下のように報告します。

1. 金賢哲委員長は大統領閣下からの挨拶の言葉を伝えた後、韓日会談に関する大統領の口頭指示に対する吉田氏の反応を打診したところ、これに関しては金委員長が帰国して大統領に直接報告すると言うので省略します。
2. 本職は日本側が提議したことのあるいわゆる緊急援助問題に対するプラント及び漁船輸出問題等に関する吉田氏の協調を要望した。

吉田氏は自分が過去、故ケネディ大統領と会談した時、ケネディ大統領から韓国及び自由中国に対する物心両面の積極的な後援と援助を要望したことがあると言ひ、特に韓国の政治、経済両面の安定が急いで要望されるので、池田首相にも数次これに関して言ったことがあり、韓日間国交正常化も早急になされなければならないと思うものだが、池田首相からの報告によると、この所の韓国情勢の不安から会談が一時中止状態に入っているというが、これはとても遺憾なことだと述べた。

これに対して本職は最近起こった学生デモが最初は認識不足だったが、それでも愛国的感情から屈辱外交、低姿勢外交反対等で始まったのが、だんだん反政府、反日、反米形態に変質して行ったので、韓国政府としては政局の収拾と秩序の維持のために、仕方なく戒厳令を宣布するしかなかったが、現下の情勢では政府行政と社会秩序が完全に回復、安定しているので、韓日会談を即時再開できる環境だが、ご存じのように目下日本の事情としては自民党総裁公選を囲んで、時期的に会談続開が不可能な状況なので、日本の自民党総裁選挙と組閣が完了したら、韓国側としても諸般体制を具備して、会談再開に臨めるものと信じてと言った。

3. 吉田氏は 2 次大戦直後、日本がひどい食糧難を経験したことがあると言ひながら、韓国の食

糧事情はどうかを問うので、本職は新聞に報道されたように困境にはいないし、この春麦作も平年作以上で、政府が極貧者に対する食糧無償分配等を行っており、民心が安定していると説明した。

4. 吉田氏は今回デモを通じて、韓国民の対日感情が良くないという報道が多かったが、韓国の国民感情を緩和させる方策がないのか問うので、本職はこの質問を契機に日本の対韓漁船輸出禁止措置、水産物の輸入制限措置等、韓日間貿易上の不均衡を是正しなければならないことを力説すると同時に、日本側が上記諸点に関してもっとより大局的な観点から、政策を是正するなら韓国民の対日感情を緩和させるのに大きく貢献するだろうと力説し、また如何なる制限、禁止措置等は、日本が近隣国家と友好関係を結ぶのに現段階で至急解決しなければならない問題だと言い、これに加えて学生交流等も長期的な眼目から見れば、双方の国民感情を好転させるのに助けになるだろうと言い、日本政府の当局者にこのような面で協調するように勧告して欲しいと述べた。
5. 吉田氏は韓国が、なぜ駐韓日本代表部の設置を許可しないのかと質問するので、本職は過去相互主義原則で韓国側からも一旦異議がなかったのだが、韓国の戦争状態及び対日国民感情等から見て、日本代表部の身元保障が難しい情勢であることを非公式に通報し実現できなかったが、現在ではほとんど常駐のような形式で、外務省職員が交代出張で韓国に派遣されていると言い、現下韓日会談の妥結が遠くない時期にあるので、妥結が成立すればこの問題はすぐ自然に解決するだろうと答えた。
6. 本職は吉田氏に現在自民党総裁公選を囲んで、貴下の影響力が多大なことを知っているが、これに対してどのような見解で臨んでいるのかと聞いたところ、吉田氏は具体的な回答は回避しながら、池田と佐藤は兄弟間のような間柄なのに互いに競争する立場にいますので、自分としてはそれ以上言うのが困難な立場にいます、総裁選挙が終わった後にも両者間の紛争が続く時には、自民党の団結に多大な悪影響をあたえることが心配されると言った。
7. 吉田氏は本職に、韓日会談に関しては総裁公選以後にならないと会談が可能にならないので、その時期から見て自分が新総裁に本人と会える機会を斡旋するから、一度日本首相の意図を打診してみよと言った。同時に彼は何でも難しい問題があれば、自分と相談しろと言った。
(駐日政-外亜北)

P13

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-07334

日時：64.7.23.14:42

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

WJA-07132 号で指示された日本側の韓日会談に望む態度と、

WJA-07201 号で指示された韓日会談を本軌道に乗せる方案に関して、当部は日本の内閣改造以後新任閣僚、関係実務当局者を通じて日本側の意図を打診中であり、会談進行方案に関する建議を準備中ですが、もう少し日本側の何人かと接触し、日本側の態度の輪郭をある程度把握した以後に総合して報告しようと思いますが、7月27日までには報告いたしますので了知なさるよう願います。(駐日政-外亜北)

P14

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-07359

日時：64.7.24.11:55

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

1. 本職は日本新内閣の経済関係閣僚と、下のような日程で面談しました。
田中大蔵大臣 7.24.14:40
赤城農林大臣 7.24.13:30
桜内通商大臣 7.25.10:00
2. 椎名外務大臣は 7.27.11:30 に日本駐在各公館長に共同で接見する予定で、本職も招待を受けており、同最初の接見が終わった以後、早急な日時内に単独で面談する予定でいるので、参考にご報告します。(駐日政-外亜北)

P15

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-08021

日時：64.8.3.15:30

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

1. 本職は新しく就任した椎名外相に会い、韓日間の諸般問題に関して意見を交換しようと、この間外務省側に同外相との面談を問い合わせていたところ、今日 3 日外務省当局者から椎名外相の諸般時間上の状況から見て、8 月 6 日(木)午後 3 時に本職と会えたら良いと伝えて来たので、これに応じて本職は 8 月 6 日午後 3 時に椎名外相と面談することにした。同外相との面談時には、わが側からは李圭星参事官、日本側からは後宮局長がそれぞれ陪席することにした。
2. 外務省当局は 8 月 6 日が首席代表間非公式担当者に予定されている日なのを想起しながら、同日本職が椎名外相に対面することになり、同対面時に韓日間の実質的な問題の惹起が提起されるだろうから、首席代表間非公式会談で話そうと言ったところ、充足(重複?)するかも知れないから 8 月 6 日付の同非公式会談は中止しようと提議して来たので、当部はこれに応じて 8 月 6 日付首席代表間非公式会談は開催しないことにしたので、ここに報告します。(外亜北)

P16

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-08029

日時：64.8.4.10:45

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

連：JAW-08021

連号で報告した本職と椎名外相との面談においては韓・日会談、そして貿易増大及び延べ払い問題に関して討議されることが予想され、また韓日会談の進行方針に関しても討議があるだろうから、これに関して本職が椎名外相に特に話すことを要する指示事項があられたら、8.5.退勤時間以前までにして下さるよう願います。(駐日政-外亜北)

P17

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-09488

日時：64.9.3.18:47

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

対：WAJ-09291 号

対号 5 項に関しては本職と李参事官が、日本外務省西山経済協力局長から口頭で通告されたことを記録整理して報告したものです。(駐日政-外亜北)

P18

大韓国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-10134

日時：64.10.7.15:05

受信人：長官

発信人：駐日大使

連：JAW-10133

連号で報告したように駐日大使の交代を通報する席上で、後宮局長はこれを了承したと言
い、今回の新任大使の赴任を契機に韓日交渉が新しい契機を迎えることを望み、新大使赴任
の贈り物として抑留中の日本漁船員及び漁船を釈放し、会談促進の雰囲気を作成してくれる
よう願うという希望を披歴した。(駐日政-外亜北)

P19

大韓国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-10275

日時：64.10.14.17:11

受信人：長官

発信人：駐日大使

裴義煥大使は離任挨拶に今日 14 日 15:30 に松浦運輸大臣を訪問して歓談したので、その
要旨を下のよう報告します。(崔兪洙書記官同席)

1. 裴大使は最近新聞紙上で、平和線侵犯日本漁船の拿捕を阻止するために運輸相が閣議で、
海上保安庁巡視船の大幅強化云々の発言を行ったことが本国で報道され、韓国世論を刺
激しているのは遺憾なことだとして、ましてや自衛艦隊の出動まで検討しているという
ことは、非常に刺激的だと言わざるを得ないと述べた。松浦大臣は、自分は韓国側の立
場を擁護する人の内のひとりだが、最近ホウヨウ丸の沈没事件を契機に海上保安庁当局
の立場が非常に硬化したので、所管大臣である自分としてこのような報告を行わざるを
得なかったと言いながら、自分の立場を了解して欲しいと言い、自衛艦隊が出動するこ
とは絶対にないことだと言った。
2. 裴大使は日本漁船拿捕問題は、漁業問題が根本的に解決しなければ解決が難しいだろう
とし、日本側がもう少し大局的な見地からわが側の立場に接近しなければならないと話
した。

これに対して運輸相は自分も同感だとしながら、漁業問題の根本的解決のために努力
しようと述べた。

3. 裴大使はこの間、貿易不均衡の是正及び貿易増進、特に海苔の追加輸出及び漁船導入問
題のために努力して来たが、結末を見られないで離れるのは遺憾だとして、日本側の誠
意ある考慮を促したところ、運輸相は努力してみると言った。

追意：松浦氏は去る夏、運輸大臣に就任する前に、日本は韓国に対して公開的な謝罪をし
なければならないとして、自分が韓国の国会で謝罪する用意があることを言明したことのある
人士である。(駐日政-外亜北)

P21

大韓国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-10299

日時：64.10.15.17:08

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

裴義煥大使は離任の挨拶に今日 15 日赤城農林大臣(13:00 から約 40 分間)、大平自民党副幹事長(13:45 から 15 分間)、杉首席代表(14:15 から 15 分間)、永田外務事務次官(14:35 から 15 分間)、川島自民党副総裁(15:00 から 15 分間)、三木自民党幹事長(15:30 から約 15 分間)をそれぞれ訪問し歓談した。

裴大使は在任期間中彼らが施してくれた理解と協調に謝意を表し、今後も韓日懸案の早急な妥結を通じて両国間の国交が早急に正常化するように続けて協調してくれるように要望し、特に信任金大使との密接な協力を通して、両国政府の共通した方針である国交正常化が早期に達成するようにしてくれることを要望したが、彼らもこれに同感の意を表明し、今後も継続して努力すると言った。以上の歓談中に特記する内容を、下のように報告しますので参考になさるよう願います。

1. 赤城農相との面談時に裴大使は、離任の贈り物として日本側がこの間解決を見られなかった海苔の輸入増加及び漁船対韓輸出等の問題に関して、韓日会談とは関連なく大局的見地から好意的な結論を出してくれることを要望したところ、赤城農相は韓国側によって起きた拿捕行為が強化されている現段階で、日本漁民の反発が強まっているので農林省としては非常に難しい立場だから、まず韓国側が日本漁船の拿捕を事実上中止することが急先務だと言い、韓国側が拿捕はしないで漁船を追い出すだけで終わってくれたら良いと言った。

裴大使は日本漁船拿捕問題が根本的に解決されなければ解決が難しいだろうと言い、前回の農相会談時に漁業問題解決に関して、両側の立場が非常に接近したことがあるが、今後日本側がもう少し大局的な見地から、わが側の立場に接近しなければならないだろうと述べた。赤城農相は漁業問題の解決のために互いに努力しようと言った。

2. 大平自民党副幹事長との面談時に裴大使は、池田首相の健康状態及び今後の政局の動向等に関して問い合わせたところ、大平はオリンピック終了直後頃に池田首相の総合診断を終える予定で、総合診断の結果如何と対照して、首相代理任命余否等の今後対策に最終的結論を下そうと思うと言い、今後ある臨時国会での社会党等の攻勢等も考慮して、何の論難もないように事前対策を講じようと思うと述べた。
3. 永田外務事務次官との面談で彼は、自分が衆議院農林水産委員会にも出席しているが、最近の韓国による漁船拿捕の強化に対して社会党は勿論、与党議員特に九州地方出身の与党議員たちも大きな反発を持ち、自分に圧力を加えていると言い、また日本の漁業団体は日本漁船の拿捕が続く限り、韓国に対する 2 千万ドルの延べ払い借款を中止し、却って被害を受けている日本の漁民に補償しろという程に強硬な態度を見せていて、日本政府だけでなく自民党議員の立場も非常に難しいという点を特に強調したので、ここに報告します。(駐日政-外亜北)

P23

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-10299

日時：64.10.15.17:08

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

1. 裴義煥大使は 10:30 に桜内通産大臣を、11:50 に外務省太田参事官を、11:00 に椎名外務大臣を、離任の挨拶にそれぞれ訪問した。(文フィ Chol 経済課長帯同)
2. 裴大使は離任に先立って在任期間中の彼らの協力に対して謝意を表し、特に韓日関係の改善のためには勿論のこと、極東の安全のためにも韓日関係の早急な妥結が何よりも要望されると強調し、このためには日本側が大局的な見地からもっと度量のある態度表示が必要だと力説した。
3. 裴大使はまた、特に両国の国交正常化のためには国民感情を刺激している漁船拿捕問題を解決しなければならないが、それに対する近道はやはり漁業問題の解決なので、双方の主張に多少差異があることは色々な点を考慮しても、日本側が譲歩して一日も早く漁業問題の解決を模索しなければならないと強調した。
4. 裴大使は続いて、両国政府間には両国関係の改善のために小さな努力を傾注している反面、日本側が貿易関係において色々制限を加えていることによって、韓国に日本側が漁船輸出も制限し、海苔も購入しないでいながら何の国交正常化なのかとまで考える思想が造成されており、このような些細な問題に対する日本側の制限が、韓国政府の努力に支障をもたらしていると指摘し、日本側はそのような些細な問題に対して度量を見せなければならないし、日本側が制限を再製(抑制?)するとしたら金額上では幾らにもならないが、精神的または感情的に韓国民に与える影響は大きいので、日本政府としては誠意のある態度表示が先決問題だと力説した。
5. 裴大使は、韓国の駐日大使は誰がなっても会談妥結のためには、平和線の譲歩という立場で国民から非難を受けることを覚悟しなければならないので、新任大使も同一な境遇に直面するという事情を理解して、日本側は積極的に協力してくれるように頼んだ。
6. 桜内通産大臣は勿論のこと、椎名外務大臣は裴大使の話に全面的に同意しながら、自分が知っているには農林省には傘下団体が多く、仕事をするのに困難な点もあるだろうが、この際両国間の問題を妥結しようとするには、もう少し果敢な決定が必要だと、暗に農林省側の軟弱な態度に不満を表しながら、自分としては努力し続ける決心をして、椎名外相はまた冷凍運搬船 11 隻の輸出に関しては解決できるだろうという意見を表した。(駐日経-外統協、外亜北)

P25

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-10392

日時：64.10.22.17:44

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

金東祚大使は李圭星参事官を帯同して、今日 22 日 14:30 に椎名日本外相を訪問し、着任の挨拶を兼ね約 45 分間面談したので、その内容を下のように報告します。(日本側後宮アジア局長陪席)

1. 新任挨拶を終えた後、金大使は池田首相の病状に対して総理が心配されており、総理の慰問親書及び高麗人参を渡してくれるように要望し、早急な快癒を願うという言葉伝えた。椎名外相は謝意を表し、必ず伝えると言った。
2. 金大使はまた、李外務長官も池田首相の病状を心配していて、慰問の意を椎名外相に伝えてくれることを要望したと言い、金大使自身としても首相を訪問し、直接お見舞いに行きたいが、面会を禁じられているというので行けないから、慰問の意を伝えて欲しいと言っ

た。椎名外相は再度感謝の意を表した。

3. 金大使は今回赴任してみるとオリンピックが成功裏に進行していて、日本政府を慶賀するものと述べ、韓国から約 5 千名の観客が来ているが、この機会に日本内の実情を直接観察できて、相互理解を深めるのに助けになると思うと言ひ、これらに対する日本政府の協調に謝意を表した。
4. 金大使は今回駐日大使に任命された以後、ソウルで政府首脳、与党幹部及び野党の指導者たちと韓日問題に関して討議する機会があったが、韓日両国が早急に懸案問題を解決し、国交正常化を成し遂げるということは、ただふたつの国の利益になるだけでなく、全自由陣営の結束と団結に貢献するという意味で、韓日間国交の早期正常化には異議がなかったと話し、韓国政府としては日本政府が会談を再開する用意があるならば、何時でもこれに応じられる態勢を備えていると言った。

これに対して椎名外相は、そのような韓国政府の立場を聞いて嬉しく思うと言ひながら、日本政府としても韓国側の事情が許すなら何時でも会談再開に応じると言った。

5. 金大使は日本側のこのような考えを歓迎するものとして、現在不幸にも韓日会談に関する両国の雰囲気がある程度冷却しているが、年内に実質的な会談をするには、会談期間を約 1 か月とするとしても、11 月 20 日頃には本格的な会談が再開されなければならないと考えられるが、現在低下している雰囲気を造成するために、椎名外相が 11 月中旬頃に 1 度訪韓できたなら良い結果をもたらすだろうと言った。

金大使は続けて非公式に聞くとことによれば、椎名外相の訪韓の可能性があるというので、日本の国内事情が許すなら可能な限り上記した時期に訪韓することを要望し、外相の意向を表明するならば、すぐに外務長官が正式に招請状を発送する準備が完了していると言った。椎名外相は自分が 1 度訪韓するのは良いと思うが、国内的に池田首相が病床にいる問題があり、国連総会の開会延期日程等がまだ確定していない関係等もあり、現段階としては難しくないかと思われると言ひながら、この問題は良く研究してみると話した。

6. 椎名外相は韓日会談の本格的な再開問題に関して、赤城農相とも相談したことがあると言ひながら、請求権問題も大綱が解決したので、漁業問題において韓国側がもう少し接近して来ることを望むと述べ、漁業問題の実質的な妥結のための交渉の早急な再開を要望した。これに対して金大使は、会談進行の具体的方法に関しては、後に杉首席代表と討議する機会があるものと考えられるが、請求権問題を見ても大綱の金額及び条件等が決定しただけで、まだ多くの問題点が残っており、漁業問題においては日本側がこれを重要視する態度を理解することはできるが、今まで長期間に亘った交渉の経緯や韓日会談の全般的な構造から見て、いくら重点が漁業問題にあるとしても全ての懸案問題が同時に扱われるという形式にならない点と強調し、実際の交渉で内容的に漁業問題に重点を置いて解決して行くという方法は良いものと思うと言った。椎名外相は金大使の発言を理解できるし、自分としてもそういう思いがすると言ひながら、今後具体的な方法を討議して行くことを願うと述べた。
7. 椎名外相は現在、会談の雰囲気が低下しているのは、韓国側による日本漁船の拿捕にも一原因があるとしながら、選挙期間関係もあるだろうが拿捕事件が連発して、日本の野党だけでなく与党内にまで強硬な意見が台頭しており、日本政府の立場が難しいと言ひ、これを受けて後宮局長は、現在抑留されている日本漁夫及び日本漁船を早急に釈放してくれるよう、懇切に要望すると話した。これに対して金大使は、前にもこのように日本側の要望があったという話を聞いたし、赴任前にソウルでこの問題に関して討議したこともあったが、日本側に難しい事情がある以上に韓国側の立場が難しく、日本漁船が平和線内に立ち入ってはならないし、韓国政府としてはこれを追い出しても、続けて入って来る以上拿捕

するしかなく、一旦拿捕した以上の釈放は国内的に非常に難しい問題だと言った。これと関連して金大使は赴任前、**宝幸丸**の船体及び病弱者及び未成年者 2 名の釈放を決定したことがあると言い、今後雰囲気好転した場合、これを契機に解決が可能だと思うが、現段階としては残りの漁夫及び漁船の釈放が困難だろうと述べ、会談の再開を前にして日本側が自粛して平和線侵犯を抑えることで刺激的な要素を除去してくれることを強調した。

8. 金大使は 2 千万ドルの商業借款問題に関して、当初日本政府から話が出たものが、その間各種の紆余曲折で長い日時を引っ張ったが、今朝李参事官が日本側とこれに関する原則的な合意を見たとし自分としては、事務的に処理できるものは早急に処理して行く方針で臨むつもりだと述べた。これに対して椎名外相は、自分もこれに関して報告を聞いたことがあり、ひとつずつ懸案を処理して行くということを、非常に良いことだと言いながら、懸案中である漁船輸出問題及び韓国産海苔導入問題等も、漁業会談が再開される機会を利用して解決できるように、赤城農相と話している最中だと言った。
7. 最後に金大使は、今後実務的に解決が難しい問題があったら、何時でも大臣と話して解決できる機会をくれるように望むと言ったところ、椎名外相は必ずこれに応じると言った。(駐日政)

P29

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-10402

日時 : 64.10.23.18:04

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

金大使は今日 23 日 10:00 にライシャワー大使を訪問して約 45 分間懇談、その内容を下のよう

に報告します。(崔尙洙、FARROR 両書記官陪席)

1. 新任挨拶を交換した後、金大使はライシャワー大使が続けて韓日問題の早期解決のために、惜しみない協調をしてくれるように頼んだ。ライシャワー大使は自分と韓国との関係が長いことを想起しながら、1936 年に初めて韓国を訪問したことがあり、戦後国務省で韓国問題を専門的に研究したこともあると言い、韓国の親密な友人として自分ができる可能な協調を惜しまないと話した。
2. 金大使は昨 22 日の椎名外相との面談に言及し、椎名外相に韓日会談早期妥結の韓国政府の方針を伝えると同時に、現在停頓状態にある韓日会談を早急に再開することで意見の一致を見た結果、順調なら 11 月中・下旬頃に会談を本格化する可能性があると言った。ライシャワー大使はこれを喜ぶべきことだと言いながら、早急な懸案妥結を両政府が相互接近するようにしなければならないと言った。
3. 金大使はライシャワー大使が駐韓米大使館の非公式連絡で知ってることと思われるが、現在低下している両国の雰囲気を好転させるために、本格的に会談を再開する前に、椎名外相が一度韓国を訪問することが有益だろうし、時期的に 11 月 10 ないし 15 日頃が良いだろうという意を椎名外相に伝えたとあって、日本側が望むなら何時でも正式招請状を送る用意ができているが、ライシャワー大使も側面から椎名外相の訪韓をほのめかしてくれることを要望した。ライシャワー大使はこれを非常に良いことと考え、自分も積極的に協調するが、ただまだ国連総会の日程が確定していなくて時期問題が明確でないし、また今後池田首相の病状如何によっては、外相が国内を離れられない事情になるかも知れないので、難しいような気もして、この二つの問題だけ上手く処理できたら訪韓が可能だろうと言った。

4. 韓日会談の本格的な再開と関連して金大使は、椎名外相が漁業交渉の先行を主張したが、韓国側としては各懸案に関する討議が併行する方式で会談が進行しなくてはならないという立場を説明し、椎名外相もこれに納得したと話した。
5. 漁業問題に関してライシャワー大使は自分の平素の思いだとしながら、韓国側の立場から見た時、漁業問題は線をどこに確定するのかという問題より、一日も早く日本の漁業協力で資金と技術を導入して、韓国漁業を近代化し発展させることが重要だと言い、日本の経済成長度から見て近い将来に、韓国漁業が日本漁業を追い出し、これに代替できるようになるだろうから、各眼目から見た時、早急に妥結するのが有利だろうという意見を表明した。これに対して金大使は、そのような時期まで漁業資源が保存されなければならないという大きな前提なしには不可能なもので、また現在韓国側から見た時、漁業問題は単純な漁獲高の増大または漁業技術の向上以上に、野党及び一部輿論がこれを政治化して、政府を攻撃する材料にしている、特に米日加漁業協定の交渉経緯及び最近の米国パルメット法案の内容等を彼らの主張の根拠としており、韓国政府としては国民に納得が行く解決を期さなければならない立場にいと説明した。
6. また懸案問題の内、基本関係に関する言及があったので、金大使は韓国の国民感情から見て、1910年の韓日合邦条約等の無効化(NULL AND VOID)が規定されなければならないということを念頭に置いて欲しいと話したところ、ライシャワー大使は日本側がこれを受け入れられない理由はないだろうとしながら、ただ日本が近來ナショナリズム的な考えがだんだん台頭して行っているとしても、早く妥結するのが問題解決に容易だろうと考えられると話した。
7. 金大使は2千万ドル商業借款及び2件のプラント導入問題に関して、日本側と原則的な合意があったことを述べ、会談の本格化に先立って、このような懸案問題点等をひとつひとつ処理して、躊躇なく本会談に入ることを希望すると言ったところ、ライシャワー大使は非常に良いことだという意見を披歴した。
8. 金大使は韓日政府が韓日両国の言論人、即ち主筆、編集局長級の人士の交流を通じて、相互理解を深めることを計画しているので、これに協調して欲しいと言ったところ、ライシャワー大使は非常に良い構想であり、最善の協調をすると言った。
8. 最後に両大使は今後、韓日会談の進行経緯等懸案問題に関して、相互緊密な連絡を取りながら協調して行こうということで、意見の一致を見た。(駐日政)

P33

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-10419

日時：64.10.24.12:38

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

金大使は李圭星参事官を帯同して今日24日10:00に太田日本外務次官を、続いて10:25に牛場大使(外務審議官)をそれぞれ訪問したので、その内容を下のように報告します。

1. 金大使は椎名外相と面談した時、同外相が友好的で理解ある態度を見せてくれたのに対して謝意を表すと言い、今回駐日大使として赴任するにおいて、韓日両国の利益のためや、国際情勢の推移に照らして、長年の懸案を早急に妥結しなければならないという決心を持って臨んだと言い、日本側もこれに協調してくれることを要望した。日本側も早期妥結のために、最善を尽くすという態度を見せた。
2. つづいて金大使は現在両国の雰囲気は冷却しているのが事実なので、早期妥結の雰囲気造

成のための政治作業として、椎名外相が一度訪韓するのが良いことと思われ、この意を椎名外相に話したと言ひ、外相訪韓に対する両人の協調を要望した。両人はこれに関する報告を受けたことがあり、良い構想と思うと言った。

3. 椎名外相の訪韓問題と関連して金大使は牛場に、同外相の訪韓が韓・日両国の国内政治上、また外相自身の国内の立場等に悪い影響を与えてはならないだろうし、これに関する限り韓国側としては十分に保障して上げられるので、安心して訪韓するように勧誘して欲しいと述べた。これと関連して金大使は、牛場も機会を見て早急な日時内に一度訪韓して、現地感覚を持てるようにせよとうながした。
4. 金大使はまた牛場に、椎名外相と面談した時、日本側は漁業問題に重点を置いて、まず漁業交渉を先行させようという意向のようだったが、韓国側としては各懸案に関する討議を併行させながら、意見の差異を狭めて行くという立場を説明したところ、椎名外相もこれを納得したと言ひ、牛場もこのような方法で会談が進行するように協調してくれるように頼んだ。牛場は良く分かった、良いものと思うと言った。
4. 金大使は両人に両国言論人の相互交換計画を話し協調を頼んだところ、日本側は良い構想であり、積極的に協調するという立場を取った。(駐日政-外亜北)

P35

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-10470

日時：64.10.28.14:52

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

1. 金大使は 27 日 11:00-11:30 に河野国務相を礼訪して懇談した。
2. 金大使は現在の微妙な政治情勢に照らして、河野国務相との面談を単純な礼訪に局限しようとして、儀礼的に韓日関係早期妥結に関する協力を要望したところ、河野国務相は韓日関係に甚大な関心を持っていると言ひながら、今度ライシャワー米大使と会った機会に韓日交渉が上手く行きそうだったのに韓国で学生デモが発生し、一部政治家が反対して瓦解するケースが多いが、米国が本当に韓日関係の妥結を希望するならば、両国間の仲介も良いが先に強力に韓国政府を支援して、国内的に問題化することがないようにしなければならぬのではないかと言ったことを話した。
3. これに対して金大使は、韓国国内の政局は充分安定しているので心配する必要がないと言ひ、民主主義国家なので反対や批判もあり得るが、この間政府としても範国民的な支持を得るために弛まぬ努力をしたし、国民に韓日国交正常化の必要性を充分に認識させているので、会談妥結において韓国国内問題は心配しなくても良いと述べた。金大使は、しかし双方が満足するだけの妥協ができなければならないし、相互一方的に自分の主張だけ押し出したら妥協が難しいのではないかと言ひ、この前椎名外相と面談した時、椎名外相は漁業問題に重点を置いて討議を進行させて行こうという意見だったが、漁業問題以外にも在日韓人法的地位問題等重要な問題があるので、全般的に会談を早急に開催して、両側の対立点を狭めて行くことで早急な懸案妥結を期さなければならないと話したと言ったところ、河野国務相は自分も同じ意見だと言った。
5. 金大使は平和線問題と関連して、韓国側としては日本漁船がこれを侵犯してはならないという立場であり、日本側はこれを撤廃しろというのだから、この問題は漁業問題が根本的に解決されなければ解決できない問題なので、その時まで日本漁船が平和線内に入って来ないことで刺激的な行動を避け、早期妥結に持っていかなければならないと語り、河野国務相は日本漁夫の行動は行き過ぎな点があるという意見を述べた。(駐日政-外亜

北)

P37

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-10472

日時 : 64.10.28.15:33

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

10. 27. 15:00-15:40 に本職は方熙公使を同伴し、当地外交団の DEAN である駐日ビルマ大使 SITHU U TUN SHEIN 氏を礼訪し、赴任の挨拶に併せ、次のような意見を交換したので報告します。

1. 本職は今回駐日大使に任命され TUN SHEIN 大使に会えたことを嬉しく思うと述べ、今後任された色々な外交任務を遂行するにおいて、外交団長である TUN SHEIN 大使の多くの協調を期待すると挨拶の言葉を言ったところ、同大使は当地赴任を歓迎し今後しょっちゅう接触して、相互協調と緊密な関係を維持しようと言った。
2. 本職は同席上で、国連で取扱われる韓国問題に言及し(これは外防連 730.1-501)に関連したものである)、同号公簡で指示された第 19 次国連総会での韓国問題討議に臨むわが国政府の基本方針を説明した後、ビルマ代表がわが国の立場を支持してくれることを要請した。
3. TUN SHEIN 大使は本職の説明をよく理解したと言いながら、来たる国連総会で韓国問題を討議するに際し、この間新しい要因(NEW FACTOR)があったのではないので、ビルマ政府としては前回の総会時と同じ立場を取るものと思ひ、特に代表招請問題においてはビルマの基本外交政策から見て、韓国代表団だけの招請案には賛成するのが困難なので、南北韓代表同時招請案には賛成するだろうと述べた。
4. 本職は、続いて外防連 731.1-501 号で指示されたのに従って、ビルマ代表が来たる国連総会でわが側立場に不利な発言ないし提案をしないように、ビルマ本国政府に強力に建議してくれることを同大使に要請した。(駐日政-外防連、外亜北)

P39

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-10502

日時 : 64.10.29.11:23

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

連: JAW-10472

10.28.10:00-10:30 に本職は駐日セイロン大使 M.MAHAROOF 氏を礼訪して、赴任の挨拶に併せて、次のような意見交換をしたので報告します。

1. 本職は国連で取扱われる韓国問題に言及し、外防連 731.1-501 号で指示された第 19 次国連総会での韓国問題討議に臨むわが国政府の基本方針を説明した後、セイロン代表がわが国の立場を支持してくれることを要請しながら、付け加えてもしかセイロン代表が来たる国連総会でわが側立場に不利な発言ないし提案をしないように、セイロン本国政府に強力に建議してくれることを同大使に要請した。
2. MAHAROOF 大使は本職の説明をよく理解したと言いながら、自分としては韓国問題を深く知らないで同機会に自分個人の参考に資するためと、同時に本国政府に対する詳細な報告書提出のために、韓国問題に関するわが国政府の方針等の資料を送付してくれるように望むと言ったので、本職はとても良いことだと言いながら、関係資料をすぐに送付すると言った。

3. 外防連 731.1-501 号で送付して下さった資料を基礎にして、当代表部で韓国問題に関するわが国政府の方針等を作成しセイロン大使に送付するので、今後も関係大使館との接触において、このような資料を提供すると、これを添言した。(外亜北、外防連)

P41

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-10512

日時 : 64.10.30.15:49

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

金東祚大使は赴任以来着任の挨拶に、重要人士を訪問したスケジュールを下のように報告するので参考にして下さい。(64. 10. 30. 現在)

- 10. 22. 14:30 椎名日本外相礼訪
- 10. 23. 10:00 ライシャワー米大使礼訪
- 10. 24. 10:00 太田日本外務次官礼訪
 - 10:20 牛場大使(日本外務省審議官)礼訪
- 10. 27. 11:00 河野国務大臣礼訪
 - 15:00 ビルマ大使(外交団団長)礼訪
- 10. 28. 10:00 セイロン大使訪問(国連での協調要望)
 - 14:00 鈴木官房長官礼訪
 - 18:30 チリ大使(外交団副団長)礼訪
- 10. 29. 10:15 赤城農林大臣礼訪
 - 11:00 トルコ大使礼訪
- 10. 30. 10:00 エチオピア大使礼訪
 - 11:00 ラオス大使礼訪
 - 15:00 スウェーデン大使礼訪
 - 16:00 中国大使礼訪
 - 16:30 ノルウェイ大使礼訪

(外亜北-駐日政)

P43

大韓民国外務部

発信電報

番号 : WJA-11085

日時 : 64.11.9.13:30

受信人 : 駐日大使

- 1.本部との政務協議のために 11.11.(水曜日)に一時帰国して下さい。
- 2.帰国したら、この間の現地情勢に関する総合報告をすることになるので、この間の政府の方針に立脚し、貴職が日本の新しい政界指導者たちと接触した結果まで含めて、万端の準備をして来られるよう願います。
3. 11.13.には韓日問題に関する政府与党連席会議がある予定なのを参考に通報します。(外亜北)

長官

P44

大韓民国外務部

発信電報

番号 : WJA-11096

日時 : 64.11.9.17:30

受信人 : 駐日大使

連：WJA-11085

新内閣下の日本と韓日会談を妥結する問題に関して、駐日大使として政府に建議する打開策と、これに関連する諸般計画を十分に研究検討されて帰国されるよう願う。(外亜北)
長官

P45

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-11157

日時：64.11.9.11:10

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

1. 金大使は昨 8 日吉田茂前首相を大磯に訪問し、18:00 から約 50 分間新任の挨拶をしながら懇談した。
2. 同懇談を通じて吉田茂前首相が表明した意見の内、特に注目する点は、
(1)韓日両国間の各懸案の詳細な内容が同妥結するのみに余り縛られず、大局的な見地から勇断を持って妥結するようにしなければならないし、日本政府にこのような方向でほめかすという点と、
(2)両国が早急に外交関係を樹立して、大使館を交換するのが良いのではないかという点だった。(駐日政-外亜北)

P46

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-11163

日時：64.11.9.15:17

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

対：WJA-11079

1. 本職は今日 9 日 14:00 に太田外務次官を訪問し、JAW-11156 で報告したように口述書を手渡すと同時に、対号指示に従って嚴重抗議し、特に日本政府の非協調的な態度に遺憾を表明すると同時に、今後このようなことが反復しないように強力に要求した。
2. 前記のような強い抗議を提起するのとは別途に、本職は今日佐藤の首相選出に祝儀を表すと同時に、佐藤首相在任中の早急な日時に韓日会談が妥結するのを望むと言ひ、この意を佐藤氏に伝えて欲しいと言った。太田次官はよくわかったと言ひながら、自分も韓日会談が可能な限り早急に妥結するのを望むと言った。
3. 本職はまた太田次官に、新内閣の構成が終われば即時に、首相及び新外相(椎名の留任余否を問わず)と本職が最も早い時間内に会えるように措置してくれることを要望した。これに対して太田は、新外相は本職が一番に会えるように周旋すると言ひ、首相に対しては外交儀礼上、首相が大使に特別なケース以外に会うことがないので、自分として自信を持って言えないし、新首相の意向に沿うことになるだろうが、新内閣発足後の山積したスケジュールから見て、短い日時の内に会うのは難しいのではないかという意見を表明した。(このような対話の中で太田は、椎名が続けて留任するように意を話した。) (外亜北-駐日政)

P48

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-11167

日時：64.11.9.17:24

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

対：WJA-11085

対号と関連して韓日会談再開、日本外相訪韓問題等に関して、まず下のように総合報告し、今回日本の新政府首班決定を契機にわが側が取る方針及び、対号で指示された本職の政務協議のための一時帰国の時期等に関連して、下のように意見を具申するので至急回答願います。

1. 日本後継首相には当初に報告したように佐藤が選出されたが、新首相は今後 2、3 日以内に組閣を完了し、14(土)または 16(月)に臨時国会開会式を行い、首相の内外情勢に対する所信を表明すると同時に、つづいてこれに対する政策質疑があるものと予想される。今回の改閣においては椎名外相、赤城農相の留任がごく有力視されている。
2. 佐藤新内閣の内外政策は今回の後継首相選出が、池田政策の継承を前提とした経緯に照らして、勿論個人的ニュアンスの差はあるだろうが、従来の政策の基本的変化はないようだ。新首相の韓日会談、進んでは対韓政策全般に関しては、同人の今までの立場及び政治的成分を見て、好意的なものと予想されるものである。一部には佐藤の就任と関連して、韓日会談の展望に関し行き過ぎた楽観論が表明されているものと見えるが、今後後継首班選出を囲んで 3 候補間で熾烈な角逐戦が展開され、親・反佐藤勢力がほとんど伯仲する状態で選出されたので、今後佐藤がこれを収集し党内を調節統括することで、指導権を確立するには相当な努力が所要されるだろうし、その時まで果敢に動くのが難しい実情及び、日本の政治体制下で官僚が占める位置等に照らして、韓日会談に関する急劇な事態の好転は、期待するのが難しいものと判断される。したがってわが側としては、行き過ぎた楽観論は禁物で、ごく慎重な態度を表しながら新内閣の動きを注視する必要がある。
3. 韓日会談の本格的再開に関しては、早急な日時に再開するということで日本側と合意に達したことがあるが、具体的再開時期に関して日本側は日本の政治情勢の推移、具体的に首相選出及びそれ以外は、組閣での外相の去就と新内閣の基本方針を見た後にならないと決定できないという態度である。したがって前記した日本政府の今後のスケジュールから見て、早くても今月下旬にならないと具体的な結論がでないものと見えるが、そのような場合、実質的な再開は 12 月に入って行われるしかないようである。このような場合、たかだか約 2、3 週間程度の会談期間しかないのに、会談再開自体に異議をつけるならいざ知らず、実質的な討議は年内になされるのが難しいものと思料され、本職としては現在両国の雰囲気及び上記したような時間的制約等を考慮して、年内再開より可能ならば日本外相の訪韓を実現した後、来年早くに開催するのがよいものと思料する。
4. 韓日会談再開方式と関連して日本側は漁業問題の先行を希望し、特に去る 3、4 月の第 1 次漁業閣僚会談の結果を満足視して、同閣僚会談での討議を基礎に閣僚会談を再開する方式で韓日会談を再開する方式とし、韓日会談を再開しようという意向が強い印象を受けた。これに関して本職としては、各分科委員会の同時再開による各懸案の併行討議の立場を取り、一旦日本側もこれを納得する態度で具体的方式は継続研究することにしたが、これに関する日本側の立場の確定が必要なものと思料され、早急にこれを政府で検討していただきたい。
5. 日本外相の訪韓招請に関して、日本政府は原則的に賛意を表しているが、やはりその時期に関しては後継首相選出を囲んだ政治情勢の推移及び、国連総会出席をはじめとした日本外相の既定スケジュールに照らして決定するしかないという態度であり、結果的に年内訪韓は難しいという立場を示唆したことがある。上記第 1 項で報告したような日本政府のスケジュールから見て、新外相は 20 日前後まで政策質疑に出席できないだろうし、国連総会出席のために 25、6 日頃には米国に向かうと予想されるので、本職の判断でも年内の訪韓は困難なものと思料される。したがって本職としては新外相に、訪韓招請に関する政府の

立場及びこれに対する彼の意向を再確認した後、年内訪韓が不可能な場合には明年の初め、できるだけ早い時期を目標として訪韓することで合意を見た後、これを本職と日本外相、または両国政府の共同発表形式で、年内にでも発表しておくのが良いと思料されるので、政府の指示があったらこのような方向で動くようにします。このような共同発表をする場合には、外相訪韓直後韓日会談を再開することと、このために年内に政治作業として会談以外の各懸案問題を早急に解決することで合意したという、両国政府の立場を明かすのが良いものと思料されるものである。

6. JAW-11163 で報告したように本職は今日太田次官に、最も早い時間内に新首相及び新外相と面接できるように周旋してくれることを要望し、外相は **TOP PRIORITY** で会えるようにするが、首相に対しては外交儀礼及び就任直後の多忙なスケジュールから見て、難しいのではないかという意向を表明した。本職としては首相面談に関して、一旦外務省に本人の意向を表明して置いた後、公式経路を通して早い日時内に面接するのが難しい場合には、非公式経路で面接して新首相の意向を確認するように最善を尽くすつもりである。ただし明日 10 日から首相が組閣本部に入り、組閣が完了する時まで外部との接触が一切ないものと予想され、早くても 2、3 日の時間を要するので、本職が 11 日に一時帰国するのは事実上困難なようだから、早くても今秋の末までは時間的余裕を頂かなければならないと思料される。
7. 本職が新首相及び新外相と面談するにおいては、両人及び日本政府の意向を打診するのに重点を置くつもりだが、だからと言ってわが側として明確な方針なく臨むには困難な実質なので、上記したような韓日会談再開、特に年内再開、再開方式等に関する政府の立場と、日本外相訪韓問題及びこれに関連して年内訪韓が不可能な場合に対する対処方法等を、至急回示して下さい願います。

本職帰国時には現地情勢及び日本の新政府首脳と接触した結果等に関して万端の準備を備えるものです。(外亜北-駐日政)

P52

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-11198

日時 : 64.11.10.18:08

受信人 : 外務部長官 貴下

発信人 : 駐日大使

対 : WJA-11085、連 JAW-11167

1. 当地に入って来たソウル発外信報道は本職が佐藤首相に会った後、12 日一時帰国して 13 日に政府、与党連席会議に出席するだろうとしている。
2. 対号の本職一時帰国指示に関しては連号で報告したように、椎名外相及び佐藤首相と面談した後に帰国するように言われましたが、彼らと面談して帰国するのか、または彼らとの面談余否に関連なく 12 日に帰国するのかに関して至急回示願います。
3. 本職は今日日本天皇主催ガーデンパティーに出席し、佐藤首相、椎名外相と暫く面談する機会があり、外相は一両日中に会えるという態度を見せたが、首相は本職と会うことを希望するとは言ったが、奔走する日程のせいで 5 日以内に会うのは難しいという態度を見せている。
4. 参考に本職は、首相、外相及び自民党副総裁、幹事長、政調会長との面談を要請中で、ライシャワー大使とも面談する予定である。(ライシャワー大使とは今日ガーデンパティーで会い、10 月 23 日本職がライシャワー大使と会い討議した問題に関して、本職及びライシャワー大使が各々日本側と接触した後、再び会うことで約束ができた。)(駐日政-外亜北)

P53

大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-11111

日時：64.11.10.20:45

受信人：駐日大使

対：JAW-11167 号及び 11198 号

1. 日本新政府の動向と韓日問題に対する日本側態度に関しては、続いて随時報告されるよう望む。
2. 会談の早期妥結を希望するわが側の基本方針には変動がないので、貴下は日本の新指導者(首相及び外相等)にこの趣旨を伝え、反応を正確に包着、報告されるよう望む。
3. 日本外相の招請問題にに関する対号報告内容は理解するが、できるだけ外相が国連に出発する前に訪韓が実現できるように、再次努力されるよう望む。
4. 日本外相の訪韓が年内に実現できない場合、会談を年内に開催するためには日本の新政府がわが側に対して、友好的で誠意ある態度を表すことが必要なので、前記 3 項とも関連して日本政府の意向を打診すると同時に、そういう方向に日本側を誘導されるよう望む。
5. 会談の再開時期及び方法等に関しては、貴下の帰国時の報告に沿って決定するつもりである。
6. 可及的速やかに首相及び外相らと面談し、早急に帰国されるよう望み、帰国予定日が確定し次第報告願う。(外亜北)

P54

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-11202

日時：64.11.10.19:05

受信人：外務部長官 貴下

発信人：駐日大使

連: (1)JAW-11167,(2) JAW-11198

1. 本職は 11.12(木)11:00 に椎名外相と面談することになった。同面談は両側が単独に行うものである。
2. 日本外相訪韓問題に関しては、今後の詳細な日程等に照らして年内には事実上不可能だという結論である。
3. 本職の椎名外相と面談時には、椎名外相の年内訪韓可能性の余否を再確認した後、これが不可能だという結論の場合には、連号(1)の第 5 項で報告したように明年初め、できるだけ早い時期に訪韓することで合意を見て(可能なら具体的日時明記)、これを年内に両側が共同で発表しようという内諾を求めるつもりである。これに関連して本職は日本側が望むなら本職赴任時に対する、長官の招請状を手渡します。
4. 韓日会談再開時期に関しては、特に年内再開の可能性に対する日本側の意向を打診しようと思うが、日本側が諸般の事情で年内再開が難しいという立場を取る場合には、本職としては年内再開に固執しないで、日本外相訪韓以後に即刻再開することにするということを、前項の発表と同時に発表するようにすることを提起しようと思う。
5. 第 2 項のような発表をするにおいては、わが側としては同発表を契機に、現在抑留中の日本漁船及び漁夫を釈放してくれることを、日本側が強力に主張するものと思料されることを参考にされるよう望む。
6. 前記したような発表の時期は、本職が本国政府との協議を終え帰ってから、日本側がこれを発表することにするのが良いと思料される。

7. このような発表をするのに関連して本職は、会談再開の雰囲気造成のための政治作業を促進することを強力に要求します。
8. 日本外相と本職間の面談に関して、上記のような方針で臨んでも可か、明日中に回示してくれるように望む。(駐日政-外亜北)

P56

大韓国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-11230

日時 : 64.11.11.17:59

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

連: JAW-11202

1. 明日の本職と椎名外相との面談に関して、日本側は椎名外相が希望するなら慣例に沿って後宮アジア局長が倍席するという。したがってわが側としては李圭星参事官を出席させ四者会談で行う。
2. 日本側は同会談で重要な問題が論議されることが予想されるので、同 12 日 15:00 に予定されている第 2 1 次首席代表間非公式会談は取り消したらどうかという意見を表示して来たので、わが側もこれに同意した。(駐日政-外亜北)

P57

大韓国外務部

発信電報

番号 : WJA-11128

日時 : 64.11.11.19:00

受信人 : 駐日大使

対 : JAW-11202 号

1. 椎名外相の訪韓をわが側が願う理由は、会談再開以前に日本側から「外相訪韓」という友好的なジェスチャーを望むのであり、年内に同訪韓が到底不可能な場合には対号 3 項に従って交渉することを諒承する。
2. 外相訪韓が年内に実現できない場合、会談の再開のためには、このための契機を作る必要があり、このような契機は日本側が作るのが良いので、日本側をその方向に誘導すると同時に、具体的にどのような契機を用意できるのかを打診報告願う。
3. 以上のような方向で日本側を誘導するにおいて、日本側が会談の年内再開が到底不可能だという立場を取る場合には、その具体的な理由と日本側の再開に対する意図を確認帰国願う。
4. 抑留中の日本漁船及び漁夫問題に関しては、現段階で論議する問題ではないので、日本側の主張だけを聞いて帰国協議なさるよう願う。
5. 前回携帯した椎名外相に対する長官招請状は作成日時が古くなったものなので、手渡す必要がある時には貴下一時帰国時に再作成して手渡すようになさって下さい。
6. 外相訪韓及び会談再開に関する発表は、対号 6 項のように貴下の本国との協議を終え、帰任後にして下さい。(外亜北)

P58

大韓国外務部

着信電報

番号 : JAW-11237

日時 : 64.11.12.9:58

受信人 : 長官

発信人：駐日大使

1. 12日読売新聞朝刊には「今日椎名・金会談」という題目と「韓国新内閣の態度を質す」という主題で、次のように報道してます。
2. 駐日韓国代表部大使金東祚は12日午前11時外務省に椎名外相を訪問する。この会談で金大使は佐藤内閣の対韓政策を打診した後に、すぐ帰国して本国政府の新訓令を受け帰任することになっている。韓国側は佐藤首相が従来から韓日早期妥結論者で、10日の記者会見でも相当積極的な態度を示しているので、新内閣による交渉促進に期待している。しかし外務省通は韓国側がまだ高姿勢で、まだ残された漁業交渉の懸案も、新首相の強力な政治的決断なしには、接近するのがごく難しいと見ている。(外亜北-駐日政)

P59

韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-11131

日時：64.11.12.11:00

受信人：駐日大使

対：WJA-11128号

今日貴下が椎名外相と単独面談時、同外相にだけ次のようなわが政府の意図を伝え、これに対する反応を報告願う。

「椎名外相が11月中に訪韓してくれるなら同外相の帰国時、現在わが側が抑留中の日本漁船及び漁夫の釈放を考慮することもできると、同外相の11月中訪韓がそのようなジェスチャーで可能になれると判断する時に限って、そのようなジェスチャーを表明しても構わないことを知らせるので諒承なさり、ごく細心にまた慎重に情勢を良く判断して、この問題を扱うように願う。」

3. 問題に関しては、現段階で論議する問題ではないので、日本側の主張だけを聞いて帰国協議なさるよう願う。(外亜北)

P60

韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-11135

日時：64.11.12.15:40

受信人：駐日大使

連：WJA-11131号

連号電文内容は貴下と椎名外相との面談時間(11:00)から見て、椎名外相に表明できないものと考えられるが、同電文指示は外相訪韓問題またはこれと同等以上の重要な問題との関連下でだけ実施できるものであり、釈放問題だけを軽々しく取り扱えないことを通知します。(外亜北)

長官

P61

付箋紙

1964.11.12.

題目要約 韓日会談再開前の諸問題解決のための請訓

1. 貿易拡大(海苔50万未追加輸出、ブリ、イカ quota 増額、対韓漁船禁輸) 問題において日本側が、わが側の日本漁船漁夫問題と連結させるので交渉が進まない。
2. 海苔、ブリ及びイカ、漁船輸入問題を推進するにおいて、農林部はブリ、イカ及び漁船輸入

問題に重点を置いている反面、商工部は海苔及びブリ、イカの quota 増額に重点を置いているので、政府内の異見の調整と訓令を要請して来た。

3. 通商局が Action Officer である。

P62 駐日代表部

駐日政：722-807

1964.11.9.

受信：外務部長官

題目：韓日会談再開前の諸問題解決に関する請訓

1. 既に累次報告差し上げたように、一時休会状態にある韓日会談の再開のためには、その間冷却状態にあった両国間の雰囲気改善のために、まず現在まで両国間で進行して来た貿易拡大、借款導入等の諸問題を早急に完結することが前提になっています。
2. これらの懸案問題の内、セメント、PVC プラントの件はわが側の回答覚書だけ日本側に手渡せば完結する段階にあり(JAW-11040 参照)、2 千万ドルの延べ払い借款問題はわが側交渉団の来日で現在具体的交渉が進行しているが、海苔 50 万未追加輸出、ブリ、イカクォーター増額及び対韓漁船禁止解除問題等の貿易拡大問題においては、わが側による日本漁船、漁夫の拿捕問題に結び付ける日本側の頑強な態度に因って大きな進展を見られないでいる実情です。
3. したがってわが側としては今後、これら貿易拡大問題に重点を置いて交渉を続けるべきと思料されますが、これに関する交渉現況を下のように総合報告し、併せて今後を取る細部の方策に関して請訓するので、至急回示あられるよう願います。

(1) 日本側の態度及び当地の観察

イ、貿易拡大問題の内、最も難航しているのは次の通りですが、これに対する日本側の態度は下の通りです。

- 1) 海苔 - 現在入荷中の 50 万束の追加輸入に対して日本側は、今が日本の生産時期なので来年 4 月頃までは難しいという立場を取っている。
- 2) ブリ - ブリのクォーター増額に関しても日本側は難色を表しているが、年末年初の需要増加で日本側の追加輸入策定はやむを得ないものと推測される。
- 3) イカ - これに対しても難色を表しているが、今年の北海道のイカが凶作なので、需要面から見て適切な時期が来れば解決可能なものと見える。
- 4) 漁船禁止解除問題 - 日本側は原則的に可だという立場を表しているが、ただ韓国側による漁船拿捕、漁夫の釈放と関連し、時期的に適当でないという立場である。

ロ、以上のように日本側は表面的には国内事情を上げて難色を表しているが、それよりもこれら対象品目が主に日本の水産庁関係種目なので、現在わが側によって抑留されている日本漁船(3 隻)及び漁夫(16 名)の釈放と結び付け解決を遅延する感が強いです。特に日本側は首席代表間非公式会談等を通じて、わが側が国内対策上適当な時機を捕捉できず釈放させるのが難しいのなら、現在交渉中の 2 千万ドル延べ払い借款問題に関する約定が締結されるのを契機にして、前記漁船、漁夫を釈放してくれることを強力に促しており、日本側もこれを契機にして韓国に対する漁船輸出問題を解決する考えであることを示唆しているところです。

ハ、以上のような日本側の態度を見る時、韓日会談の再開前の雰囲気造成のための政治作業として、貿易拡大問題の一部でも解決を見るためには、わが側としても日本側が

要望する事項の内(漁船、漁夫釈放問題、在韓日本商社関税問題、派韓日本外務省官吏用乗用車搬入問題等)、最小限拿捕漁船、漁夫の釈放問題との結び付けは避け難い実情と推察されるところです。

(2) 細部方策に関する請訓

貿易拡大問題と結び付けて、わが側が拿捕漁船及び漁夫を釈放させる場合、わが側としては勿論前記 4 個の品目全部の解決を図らなければならないが、その全部の同時解決が困難視され、特に海苔問題に関してはその間の交渉経緯及び日本側の態度から見て、漁船、漁夫を釈放しても今年中の解決は非常に困難視される実情なので、わが側としてはその重点順位を事前に決定して交渉に臨まなければならないが、これに関して当地と接触した農林部及び商工部側に非公式見解は下の通りなので、これを参考になさり今後の細部指針を検討、早急に下示なさります。

イ、農林部側見解(マレーシアでの水産会議出席後、帰国時当部を訪問した農林部水産局長の見解) - 前記 4 項目の内、海苔は既に韓国の生産者の手を離れ貿易業者の問題になったものなので、これよりも漁船輸出禁止の解除問題及びブリクォーターの追加策定問題に重点を置いて交渉するのが可だとした。

ロ、商工部側見解(欧州経済使節団で当地に到着した商工部長官及び閔忠植青瓦台政務担当秘書官の見解) - 漁船輸出禁止問題は日本側が原則的に肯定的態度を見せているので、これよりも海苔及びブリ追加クォーター問題に重点を置いて交渉するのが可だろうとした。 終

駐日大使 金東祚

P66

付箋紙

1964.11.13.

題目要約 金大使と岸前首相との面談

1. 岸氏は佐藤首相の就任後、何より先に韓日問題打開を頼み込んだ。
2. 韓日関係の打開は右顧左眄する政治家では妥結できないが、不幸にその間日本にはそういう首相がいなかったが、佐藤はそうではないだろう。
- ③. 椎名外相を通じては話が上手く行かないから、すべてのことを首相の裁断を得るようにするために、しょっちゅう佐藤と会うことをそそのかした。
4. そのために岸氏は尽力するとした。

P67

駐日代表部

駐日政 : 722-470

1964.11.11.

受信 : 外務部長官

題目 : 岸前日本首相との面談結果報告

1. 本職は 64.11.11.17:00 に岸信介前日本首相を訪問し約 40 分間面談しましたが、本職が同人を訪問したのは、特に同人を通じて彼の弟である佐藤首相に早急な日時の中に会えるように協調を求めようというものでした。
2. 岸氏はまず自分の弟である佐藤氏が首相に就任した以後、何よりも先に韓日問題を解決しなくてはならないということを述べたと言いながら、自分の兄弟及び韓日会談の日本側首席代表である杉道助氏が皆山口県出身だが、山口の人は他の地方の日本人に比べて韓国に特別な親密感を持っており、特に心から韓日関係正常化を希望していると言いました。
3. 岸氏は続いて、自分の在任中に韓日会談を妥結しようとしたが結果を見られなかったのは遺憾だと言いながら、幸い自分の弟である佐藤氏が首相に就任したので、今度は必ず妥結する

ものと信じると言い、前に大統領閣下(最高会議議長当時)にお会いした時にも、韓日問題を解決することで国民から称賛を受けるのでは駄目で、長い眼目で後世の歴史によって認識を受けるものでなければならないとお言葉を差し上げたことがあり、その後朴大統領が韓日関係に関して取る政策がこのような考えに沿って行動なされるものと感じられるが、その間惜しいことにも日本の首相がこのような考えを持つ人がいなかったが、自分の弟である佐藤首相は朴大統領閣下と同一な考えを持って臨むだろうということを確信するものだと言いました。

4. 岸氏はまた韓日関係の重大な問題に関しては、椎名外相を通じては話が上手く行かないものと考えられるので、すべてのことを首相の裁断に期待するしかないとしながら、本職にしょっちゅう佐藤と会うことをそそのかし、自分も全力を尽くしてこれを助けると言いました。
5. 本職は首相との面談を周旋してくれることを目的としたものなので、まず佐藤氏の全般的な協力を望むと言った後、首相との面談周旋を要望したところ、岸氏は今晚佐藤首相と会うことになったので必ず本職に会ってみるよう頼んでおくから、明日の朝早く首相秘書官と連絡を取ってくれという回答がありました。

駐日大使 金東祚

P69 金大使と椎名外相との面談要旨

1964.11.12.

1. 新内閣の基本態度

椎名は佐藤首相が山口県出身なので韓日関係解決に情熱を持っているもの見られると言い、しかし早急な解決の余否は内容如何にかかっているとした。

2. 外相訪韓問題

- (1) 年内訪韓は事実上不可能である。
- (2) 来年初めの訪韓は首相の訪米関係から首相と相談後回答する方針である。
- (3) 外相訪韓の事前発表に異議はないようだが、最終回答は追って通報する。

3. 韓日会談再開

- (1) 再開時期：早期再開原則は不変。しかし年内再開の可能性は希薄(12月の臨時国会開会、再開しても実質的な対談の進展は期待難)
- (2) 再開方法：漁業問題に重点を置きたい。これに対して金大使は諸懸案の問題点を狭めて行く全面会談を主張。日本側の農相会談再開希望に対して、それは性格上政治会談なので外相、法相、または総理間の政治会談も考慮できる。日本側は両側の見解が併行なのでわが側の立場を参酌して日本側の立場を通報する方針。

4. 会談再開のための整地作業

- (1) 椎名は日本農相との了解内容を内通しながら、農相は冷凍漁船 11 隻はすぐ解決する方針で、海苔 50 万束追加購入は年内は困難、しかし年初に解決する意向。会談再開整地作業として日本漁船及び漁夫の釈放は必須とした。
- (2) 後宮局長は上記に続いて 2 千万ドル借款協定が調印されれば、わが側が日本漁船と漁夫を釈放し、日本側としても冷凍船対韓輸出とブリ Quota 増額を措置し、時期を見て海苔も解決するのが良いだろうと補充発言した。
- (3) 金大使は日本側が言う措置を取る前に日本漁船と漁夫を釈放するのは困難だと言い、今回施行される PLANT2 件の他、ポリアクリル及び冷間圧延 2 件も年内実現を見なければならぬとして、今後これらの確認は今回の NOTE で包括確認したものと解釈することを要請した。
- (4) 整地作業に関する日本側の優先順位は追って通報することにした。

5. 東南亜外相会議

まずは FAVOURABLE な反応を見せ、首相と党と協議すると言った。

6. 中共問題

追って総合して通報するものである。

7. 総合報告及び観測

(1) 整地作業

イ、海苔 50 万束は新会計年度(4 月)の Quota を早めて、3 月頃に購入予想。

ロ、日本漁船と漁夫釈放は 2000 万ドル借款協定の調印時施行するのがよい。

(2) 椎名の発言は外務省及び農林省の見解の反映に見え、新首相の方針は反映されてない
見える。かえって新首相の早い Tempo に対する Brake 作用と見えるので、佐藤首相との
面談時にわが側の立場を再強調する方針 終

P72

大韓民国外務部

着信電報

至急

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

番号：JAW-11247

日時：64.11.12.15:41

本職は今日 12 日 11:00 から約 50 分間椎名日本外相と面談したので、その結果を下のように
要約報告します。(李圭星参事官、後宮アジア局長同席)

1. わが政府の基本態度

新佐藤首相の就任及び椎名外相の留任に祝賀を表し、新内閣の組閣を歓迎するものとした。
これに対して日本外相は、これまで池田首相も韓日会談の妥結のために努力して来たが、新
首相は特に山口県出身で韓日関係解決に情熱を持っているもの見られると言った。しかし彼
はこのような態度は各懸案をむやみに急いで解決するというのではなく、早急解決の余否は
内容に左右されるだろうと言った。

2. 日本外相訪韓問題

(1) 本職の打診に対して日本外相は原則的に賛同するということを確認した後、政府の諸般
スケジュール及び自分自身の事情から見て、年内訪韓は事実上不可能だと言った。

(2) 来年初めに訪韓できる可能性に対しては、首相が年初に訪米する問題もあるので、首相
と相談してみなければならないだろうとして、その結果をすぐ本職に回答すると言った。

(3) 外相訪韓を事前に共同で発表することに関しても異議はないような態度を見せながら、
やはりすぐ日本側の立場を回答すると言った。

3. 韓日会談再開

(1) 再開時期：日本側は早期再開の原則を再確認したが、具体的再開日時に関しては新内
閣が発足して日が浅く、まだ政府の方針も確定していないので、すぐ関係各省、特に大
蔵省及び農林省と協議して、具体的に再開日時を回答すると言った。これと関連して日
本側は年内再開の可能性が希薄なような態度を見らながら、12 月中には臨時国会が開か
れているだろうし、特に同国会が佐藤新内閣が最初に迎える国会なので、会談が年内に
再開するとしても実質的な討議の進展は期待し難いという意見を表明した。日本側は会
談再開日時が鑑定したらこれを共同で発表することに対しては異議がないと言った。

(2) 再開方法：会談再開の方法に関して日本側は、漁業問題の討議に重点を置きたいと言
った。これに関して日本側は解決が可能な問題から解決して行くというのには異議がな
いが、漁業問題が進展を見せない限り、事実上妥協案に対する討議が実質的に進行する
のが難しいだろうし、これは会談の途中で漁船拿捕問題が発生し、会談進行が難しくな

るものと予想されるからだと言った。これに対して本職は、漁業問題に重点を置こうという日本側の態度に変動がないのなら、かえって漁業問題だけを先に討議することが正しいと思うが、日本側が漁民 3、40 万人の利益だけのために漁業会談だけを開催することで、1 億日本国民の利益を無視できないものと思われると言い、解決が可能なものから解決して行こうというのは、必ずしも各懸案を個別的に解決しようというのではなく、諸懸案の問題点に対する DIVERGENT VIEWS を狭めて行こうという見地から、全面会談を再開し全面的討議を進行させることが正しいと思うと主張した。また本職は日本側が農相会談の再開を希望すると見えるが、このような会談は性格上政治会談なので、必ずしも農相間の会談でなくても、外相、法相または総理間の政治的会談も考えられるので、このような政治的会談は必要に応じて開催余否を検討するようにしようと言った。会談再開方法に関しては結局両側の見解が併行だったので結論を見られず、日本側がわが側の立場を参酌して検討した後すぐに日本側の立場を回答すると言った。

4. 会談再開のための整地作業

- (1) 日本外相が問題を先に提起し韓国側に正式に通報する性質のものではないが、自分と赤城農相間で話したことを内通してくれると言いながら、日本の農相としては冷凍船 11 隻問題はすぐに解決する方針で、海苔 50 万束の購入は年内には困難だが、来年初めには解決する意向だと言い、会談の再開においてや、または整地作業を推進するにおいて、抑留中の日本漁夫及び漁船の釈放が不可欠だという日本側の立場は確固としていると言った。
- (2) これを受けて後宮局長は、第 21 次首席代表間公式会談で発言したことをくり返し、来週中にでも 2 千万ドル借款協定が調印されれば、これを契機に韓国側で日本漁夫及び漁船を釈放してくれて、日本側としても即時冷凍船 11 隻に対する輸出及びブリ輸入クォータの増額措置を取った後、時期を見て海苔問題を解決するようにしたら良いではないかという意見を述べた。
- (3) これに対して本職は日本側の立場も理解できるが、韓国側の事情としては日本側が言う措置が取られる前に日本漁夫及び漁船を釈放するのは非常に難しいと説明し、また政治作業と関連して今回施行を見る 2 件のプラント以外に、懸案中であるポリアクリル、冷間圧延の 2 件も年内に実現を見なければならぬとしながら、これと関連してわが側が日本側で望む事項を確認してあげた以上、今後長々とこれを確認せずに、今回のノートを含括的なものと解釈し、これからは業者の申請があれば自動的にこれを許可するように措置して欲しいと言った。日本外相はよく分かったと言いながら、残余 2 件のプラントも早急に実現するように努力すると言った。
- (4) 日本側は整地作業に関連してどの問題をどんな順序で施行するかに関して、再び日本側の立場を検討して、わが側に回答すると言った。

4. 東南亜外相会議

本職は WJA-11122 号の指示に従って、東南亜外相会議の目的及び参加予定国と、日本政府招請に関連したその間の経緯を説明した後、日本外相としてもこれに必ず参加しなければならないと強調するので、参加の意向があればいつでも正式招請状を送るようにすると言った。日本側は首相及び党と相談して回答すると言ったが、まずは FAVOURABLE な反応を見せるようだった。

5. 中共問題

6. 本職はごく非公式に、中共問題に関する日本政府の政策及び態度を参考に問うたところ、日本側はすぐこれを総合して本職に知らせてくれると言った。

7. 総合報告及び観測

- (1) 本職は本国政府の訓令によって協議のために来る 14 日(土)、遅くても 16 日(月)までには一時帰国する予定だと言ったところ、日本側は本報告第 2 項の(2)(3)、第 3 項の(1),(2)及び第 4 項の(4)で言及された日本側の回答をその日時に知らせてくれると言った。
- (2) 整地作業に関連する首相の日本側態度から見て、海苔 50 万束は来年 3 月頃に、新会計年度(4 月)から始まる新年度クォータを早めて購入することに見え、抑留中の漁船及び漁夫問題に関しては政治作業の推進、外相訪韓、会談再開等と関連した現地の実情から見て、今回 2000 万ドル借款協定が調印されるのを契機に、両側で相互発表することなく釈放してくれるのがよいものと思料される。
- (3) 本面談で椎名外相が本職に表明した意見は、全般的に日本外務省管理の報告及び意見と、同外相が赤城農相と接触した内容を基礎にしたものと観察され、新首相の方針が反映されたものはないと見えるが、特に日本外務省管理陣としては新首相が韓日関係に熱誠を持って従来に比べて早いテンポで進もうとする態度(首相の初記者会見で表明されたように)に意識的に **Brake** をかけようとしたものと見える。したがって本職は早急な日時に佐藤首相と会い、○○なわが側の立場を再強調するように彼の反応を聞き、また日本外相の回答を貰って今週末から来週初め(14-16)に帰国します。(駐日政-外亜北)

P77

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-11256

日時 : 64.11.13.10:57

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

1. 金大使は今日 13 日 11:40 に佐藤首相と面談する予定です。
2. 金大使は 15 日(日)当地 11:00 発西北航空便で帰国予定です。
(駐日政-外亜北)

P78

大韓民国外務部

発信電報

番号 : WJA-11153

日時 : 64.11.13.15:40

受信人 : 駐日大使

対 : (1)JAW-11256、(2)JAW-11247

1. 対号電文接受しました。
2. 対号(2)によれば日本側が、会談に関する態度を十分に表明できないでいる点が多く見えるが、このような点に対して十分に打診した後、帰国するようにされることを望む。
3. 貴下が帰国する事実自体が至急なものではないので、上の目的のために予定を延期しても構わない。(外亜北)
長官

P79

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-11271

日時 : 64.11.13.16:04

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

本職は今日 13 日 11:40 に佐藤首相を首相官邸に訪問し、約 25 分間面談したので、下のよう
に要約報告します。

1. まず佐藤首相は本職の面談要請があるのを知ってすぐに会おうとしたが、外務省から外交儀
礼を云々言うので面談が少し遅くなり済まなく思うと言いながら、知ってる人にも思い通り
に会えないので首相職がとても起伏な地位だと冗談を言った。彼は今日会った内容は、単純
な礼儀訪問と発表して欲しいと言った。(これと関連して日本外務省は本職に、約 10 分程度
に純然たる礼儀訪問で終えてくれと要望したことがあった)
2. 本職が今回首相に就任することになったのに対する祝意を表すと、佐藤首相は韓国政府から
丁重な祝電及び祝意を貰い、これを非常に有り難く考えていると言いながら、自分は初記者
会見または閣議でも明らかにしたことがあるが、韓日問題の解決には固い決心を持って臨む
つもりだと言った。彼はただ韓日関係の早急な妥結のためにはムードを造成しなければなら
ないが、些細な問題で事務レベルから何度ももめ事や言いがかりが生じないよう互いに気を
つけなければならないと言い、朴大統領も韓日関係妥結に非常な熱意を持っておられると考
えられ、自分も全く同じ考えだが、韓日関係の妥結は朴大統領と自分兩人だけに任せてはな
らないだろうし、政治家は政治家としての色々な立場があるのだから、下の事務陣をしっかり
取り締まらないうと、もめ事や言いがかりなく進行するようにしなくてはならないと言い、
このような面で本職の協調を望むと言った。
3. 韓日会談の雰囲気造成するのに関連して本職は、椎名外相が可能ならば年内に韓国を親
善訪問することが非常に有益だと言ったところ、首相はすぐに椎名外相に状況がどうかを
聞いてみると言いながら、現在はとても忙しいのが事実だと言った。(このような対話から
本職が受けた印象は、首相として外相に可能なら行くように勧告はするだろうが、必ず行
かなければならないという特命を下すとは思えなかった)これと関連して日本首相はこの
ようなことはごく秘密裏に進行していて、行くことになればこれを DRAMATICALLY に発表す
るようになるのが雰囲気造成に助けになると思うと言いながら、万一外相を招待したことが
新聞紙上で知られて、行けなくなると失望を与えるのでかえって逆効果になるだろうと
意見を述べた。
4. 本職は会談再開のための政治作業のために、首相が懸案解決のために特命を下して欲しい
と言ったところ、首相は自分の気分はだんだんわかるようになるだろうと言いながら、事
務陣からもめ事が出ないようにしてくれということを再強調し、問題になっている抑留漁
船及び船員は、自分の総理就任記念に釈放してくれたらどうかと言った。
5. 韓日会談再開に関して首相は、泥沼に陥らないようによく研究して互いに理解が行くよう
にしなければならないと言うので、本職は日本側が漁船問題に重点を置こうという模様だ
が、この問題が一番難しく進展を見られないのでこれを避けては道がないのかと言ったと
ころ、首相は再び泥沼に陥らないようにして行けば方法があるのではないかと聞いた。
6. 佐藤首相はまた、韓日両国間に国交正常化ができず、大使館の交換がなく、日本政府として
好意的に韓国に協力する措置を取ろうとしても国内法等で上手く行かない面があると言
いながら、国交正常化と大使館交換さえできれば、外相の相互訪問等は簡単なことと思うと言
った。これに対して本職は、そのような場合には外相だけでなく、首相が直接訪問するのが
良いではないかと言った。(これに関して本職が受けた印象は、国交ができれば佐藤首相が
最初の日本の首相として韓国を訪問するという意向を持っているようだった) (駐日政-外亜
北)

P82

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-11286

日時 : 64.11.13.18:23

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

対：WJA-11153

1. 対号電文接受したが JAW-11247 号第 7 項(1)で報告したように、日本側は本職に諸問題点に対する回答を本職帰国以前にけると約束しており、明日中に上記回答をくれるという非公式意志表明が後宮アジア局長から当部李参事官にありました。これと関連して探聞したところによると、日本側は今日高位外務省官吏会談を開催し、会談に対する日本側の立場を検討するものと見えます。
2. したがって本職は日本側の回答を聞いた後、既に報告した通りに 15 日に帰国予定ですが、帰国以前にライシャワー大使とも面談することになっているので参考にしてください。
3. 本職はまた明日 14 日 11:30 に三木自民党幹事長と面談予定ですが、三木氏を通じて日本政界の全般的な空気を打診するつもりです。(駐日政-外亜北)

P83

大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-11176

日時：64.11.14.13:50

受信人：駐日大使

対：JAW-11286

貴下の 15 日の帰国を諒承した。(外亜北)

長官

P84

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-11395

日時：64.11.19.10:08

受信人：外務部長官貴下(写本：金東祚大使)

発信人：駐日大使

1. 佐藤首相は 18 日 15:00-16:00 に官邸で椎名外相及び外務省幹部を招致して第 2 回協議(第 1 回は 14 日)を持ち、17:40-18:10 に官邸で内閣記者団と会見し、外交姿勢に対する自分の見解を話した。
2. 椎名外相との協議の席上では「新内閣の外交方針としては東南アジア外交の推進と新しい展開を最重要な施策としたい」という意向を表し、その具体案の作成を指示し、特に韓国、自由中国と日本間の閣僚級による接触、交流、第 2 回アア会議(来年 3 月開催予定)への出席等を諒承したと言う。
3. 内閣記者団との会見席上では「近隣外交問題」に言及し、「韓日会談に対して外相に具体的な指示はしなかったが、韓国の現政局は安定していると思う。少なくとも外務省側からは韓国の政権が不安定で交渉できないとは聞かなかったし、この点私はそんなに心配しない。まさに隣の国と長期間、このような変則的な状態を続けているのは良くないと考える、私の気持ちには変わりがない。幸いにも 2 千万ドル借款交渉も上手く進展しているようだ、韓国、自由中国等近隣諸国との閣僚級人事交流は、椎名外相と協議することはした。日本が米国、英国、カナダ、ドイツ、フランスとは既に閣僚会議を持っており、イタリア、オーストラリア、ニュージーランド等希望する国が多いが、このような国との会議が必ず効果があるのではない」と言及したと言う。(駐日政-外亜北)

P86

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-11417

日時：64.11.19.18:29

受信人：長官 (写本：金東祚大使)
発信人：駐日代理大使

韓日関係の緊密化に関する日本政府高位層の現心情に関して、日本外務省関係に精通した人事及び消息通を通して非公式に打診したものを、総合して次のように報告します。

1. JAW-11395 第3項の報告内容は大体で正確なもの見え、佐藤首相は特に韓日両国が近隣国家である点とその他色々な面から見て、日本が他の色々な国と行っている閣僚級の定期協議形式よりも、韓国とはもう少し緊密な接触と交流関係を維持する必要があると思っているものと見える。
2. JAW-11396 で報告したことのある椎名外相の訪韓時期に関して、椎名外相は韓国に行く決心ができていて、また行くべきだという心情なものと判断される。ただその時期はどこまでも、今後の会談再開及びその進行内容と関連させて決めなければならないと考え、したがって新聞は1月中と報道しているが確定したのではなく、またソウル発の報道のように、韓日問題に関する協議よりも単純な親善旅行に局限しようというのが椎名外相の心情であると観測される。

P87

起案紙

管理番号 C500
起案者 東北亜課 孔魯明
起案年月日 64.11.19
經由受信参照 稟議
題目 再開韓日会談に臨む方針

第6次韓日会談を再開するに臨んで、別添のように情勢を報告し、わが側が取るべき方針を稟議するので、同方針に沿って再開会談に臨むことを建議します。

- 有添：1. 韓日会談再開のための政府方針
2. 各懸案別両側の立場及び解決案。 終

P88 (別添1)

韓日会談再開のための政府方針

1. 会談再開に関連した日本側情勢の検討
 - (1) 池田首相の後任に佐藤栄作氏が新首相として就任したが、佐藤首相はまずは池田前首相が踏んで来た路線をそのまま踏襲すると言い、そのような意味で新内閣の構成においては池田閣僚全員を留任させた。
 - (2) 自民党党則によると党総裁即ち首相となっているだけに、佐藤首相は12月1日党総会で総裁に公選されるだろうが、同氏は池田路線踏襲という方針下で池田前首相が選任した党執行部をそのまま維持しようとする。
 - (3) しかし佐藤氏自身としては政権を自分の責任下で担当することになったので、佐藤氏自身の構想に沿って国政を運営しなければならないのが当然なことなので、池田路線の踏襲という原則はどこまでも暫定的なものであり、究極においては自分の構想に合う内閣及び党執行部の改編が必要だろう。このような必要性はもっと首相選任経過から見て、自民党各派閥に対する処遇及び調整のためにも加重されるものだ。
 - (4) 前記のような佐藤構想による内閣改造及び党改編時期は、新年度の予算審議が終わる3

月以後の期間と見られるが、特に参議院選挙がある 5 月下旬または 6 月が最も可能性が多いものと観測される。しかし自民党内の政治動態と重要政策の重点的施行という同意理由で、一部の改編があり得るという可能性は排除できないだろう。

(5) 上のように佐藤構想による内閣及び党執行部の改編時期は来年 3 月末以後と予測されるが、佐藤構想による人物選定は党総裁公選があった後から進行するだろうとして、年末までにはその輪郭が固くなるものと見える。

(6) このような場合、佐藤構想内の人物は佐藤首相を通じて日本の政策決定に漸次影響を及ぼすことになるだろうから、韓日会談推進という見地から見た時には、彼らに対する緊密な接触がわが側としては必要だろう。

2. 佐藤内閣と韓日会談

(1) 上で検討したように佐藤現内閣は現在では暫定的なものと見られるが、通常の場合暫定政権は重要な決定を必要とする外交交渉等を推進しないものなので、佐藤内閣が現段階で韓日会談に関して、積極的な態度を必ず取るとは断定できないだろう。

(2) しかし佐藤首相はこの暫定的な性格をかえって逆利用して、韓日会談妥結の功課を暫定内閣に帰属させるという底意から、韓日会談妥結に積極性を見せる可能性を否認してはならないだろう。

(3) したがってわが側としては、佐藤首相が維持して来た韓日国交正常化に対する一貫した積極的な態度と、首相就任以後両次にかけて表明した早期妥結の意図を後ろ盾にして、暫定的な性格を持つ現佐藤内閣下でも、会談を妥結できる万全の態勢を備えて、交渉に臨まなければならない必要があるのである。

3. 会談再開に対する日本側の態度

(1) 11.12.の金東祚大使と椎名外相との面談及び 11.14.の牛場審議官との面談で、日本側は会談を年内に再開するのに原則的に同意するという態度を表明した。

(2) しかし日本側は会談再開以前に、わが側が拿捕した日本漁船 3 隻と漁夫 16 名の釈放と平和線内での安全操業の事実上の保障がなければならぬと、2,000 万ドル借款の調印を契機に釈放を施行する場合には、日本側は会談再開のための整地作業として、
イ、ブリ用クォータ 50 万ドル、イカ用 100 万ドルを増額する用意
ロ、海苔及び冷凍漁船 11 隻問題に対してすぐ具体的な協議に入る用意
ハ、ポリアクリル及び冷間圧延のプラント導入問題に関して、来年に具体的な検討に応じる用意があると表明した。

(3) 日本側の拿捕漁船及び船員釈放要請は相当に強硬なもので、日本側はわが側の釈放措置がない限り、会談再開に応じられないという態度を取っており、これを会談再開の前提条件にしている。

4. わが側の方針

(1) 漁船及び船員の釈放

イ、漁船及び船員釈放問題はわが国輿論に鋭敏な作用をし、会談に臨む政府の姿勢問題にまで波及する問題である。ましてや日本側が漁船及び船員の釈放を会談再開の前提条件に掲げ、またそのような事情が国内に広く知られている事情の下では、この釈放問題は日本側が常用する措置と併行するという点を、国民に明白に理解させられる方法として扱われなければならないだろう。

ロ、一方漁船及び船員釈放問題に関する日本側の態度は、上で説明したように強硬なものであり、またこの問題は佐藤新首相自身に対する政治的評価にも関連する点がなくもないので、同首相の早期妥結意図の表明とわが側の早期妥結希望を現実化させ、早急な会談の再開を成すためにはわが側は、日本側の要請を考慮しなければなら

らないだろう。

ハ、したがって漁船及び船員釈放問題に関しては下のような 3 個の方案を考えられるし、日本側との交渉結果に沿って選ぶのが可だと考える。

第 1 案：会談は無条件に再開する形式を取り、この事実を共同発表した 2、3 日後に釈放声明を行う。ただし会談再開共同声明に対する合意に至るために必要ならば、駐日大使が日本外相にわが側の釈放意志を表明してもよい。

第 2 案：会談再開に関する共同声明と同時に釈放声明を行う。ただし日本外相の早期訪韓(1、2 月訪韓)に関する共同声明と同時に釈放声明を行ってもよい。

第 3 案：即時釈放し、その後 2、3 日の内に会談再開及び日本外相の早期訪韓に関する共同声明を発表する。

二、上の 3 個の案の内、如何なる案を採択する場合でも、政府が国民に対して説明する内容は日本側の誠意を勘案して、今後の交渉を有利に引導するために釈放するものだとするのがよく、日本側に対しては会談再開以前に日本側が言ういわゆる政治作業が全面的に実現するように要求し、これに対する確約を貰うこととする。

また上記政治作業外に対日米穀 8 万トンの輸出問題に対する最終決定を見るようにする。

(2)会談再開時期に関する目標

会談の妥結は早ければ早いほど良いので、交渉のすべての段階において最短日時に妥結できるよう最善の努力をすることを原則とするが、まずは日本外相の 1、2 月訪韓がなされる場合には、同訪韓を契機に全面妥結を図るだろうし、この場合に必要ならば外務部長官の答礼訪日も考慮することにする。

(3)会談再開日付

日本側は韓国側の要請があれば 12 月には会談再開に応じられると言ったので、12.7.(月)に再開することにする。

(4)再開会談の進行方式

12.7.に本会議を開催し 12.20.頃までを会談期間とするが、今回の会談においては各懸案問題別に両側の立場を検討し、可能な限り両側の立場の接近を図ることで、来年初めに期待される本格的な会談のために、よりよい素地を備えることとする。

(5)新年度会談に臨む方法

新年度においては今年度再開会談を自動的に続開し、本格的で全面的な会談を進行させることとする。このために新年度には各分科委員会を全面開催するのだが、このような各分科委員会の進行状況に沿って政治会談の開催も考慮することにする。

(6)代表団構成

イ、今年度再開会談においては前述した会談進行方針に立脚して、年末までは実務者級会談を中心にするが、現在任命されている代表を考慮し、下のように代表団を構成派遣することにする。

首席代表：金東祚大使

代表：方 熙 公使

李圭星参事官(公使)

李相徳 韓銀理事

李弘稷 教授

巫州課長

法務局長
水産局長
金命年 水産振興院長

また実務者会議といっても本格的な会談のための準備作業なので、首席代表を補佐できる著名人士1、2名を諮問委員として任命派遣することを考慮する。
ロ、来年度の本格会談に備える代表団は、今回の再開会談の結果に沿って伸縮性を持って構成する。

(7)各懸案別わが側の立場

各懸案に対する両側の立場及びわが側が考慮できる解決法案は別添2の通りだが、今回の会談においては原則的に既に駐日大使に訓令した立場(外亜北 722-3616 及び 261、64.3.6.及び 4.17.「漁業」、外亜北 722-167 及び 234、64.3.16.及び 4.17.「法的地位」、外亜北 722-167 及び 169、64.3.16.「請求権」、外亜北 722-166、64.3.16.「文化財」)をそのまま維持することとする。(別添2の解決法案の内、請求権、法的地位及び、文化財に関しては前記した訓令で駐日大使に訓令したことがある。)

5.会談の円滑な進行のための対策

(1)マスコミに対する対策

わが国の重要マスコミ人(編集局長及び主筆たち)を日本側新聞人と相互訪問させ、両側マスコミ人に会談妥結の必要性を認識させるのと共に、日本のマスコミ人がわが側の主張をもっとよく理解させると同時に、わが側マスコミ人が日本に対する過度な警戒心を減少させることで、今後の新聞論調及び新聞編集の方向を会談妥結に有利になるよう引導する。(現在の予定としてはわが側マスコミ人が 11.25.に、日本マスコミ人が 2 月中に相互訪問することになっている)

(2)公報活動

会談妥結の必要性、各懸案の問題点、特に平和線問題に対する国民の正しい理解を促すと共に、漁業会談においてのせいふの立場が、現在の沈滞した漁業利益をより進展させるものだという点に対する積極的なピーアールを展開することとする。

(3)超党外交態勢の樹立

既に設置されたことのある「外交諮問委員会」を十分に活用すると同時に、与野国會議員及び社会の著名人士に積極的に働きかけ、国民に政府が超党的な立場で韓日会談を推進していることを認識させるようにする。

(4)日本漁船拿捕問題

会談期間中には平和線内で日本漁船を拿捕しない方針で臨むこととする。ただし日本側に対しては、平和線内の出漁を遠慮するように強力に要求する。 終

P95 別添(2)

韓日会談諸懸案問題に
関する両側の主張及び解決方策

1964.11.18
外務部亜州局

P96

I .請求権問題		
1. 名目問題		(全面的指示単)
わが側主張	日本側主張	解決案
(イ)「請求権問題を解決し、経済協力を増進するためにする」ということを協定前文に規定	同じ	合意
(ロ)協定本文に日本側が主張する内容のものを規定することに反対	前記前文規定外、本文に「3 億ドルを無償経済協力に、2 億ドルの政府借款は有償経済協力に提供する」ということを規定する。	前記前文規定外、本文に日本側が無償 3 億ドル、政府借款 2 億ドル、商業借款 1 億ドル以上を提供するという事実だけを規定することとする。
2.OA 問題		
清算計定上のわが側負債ドル 45,729,398.08 を無償 3 億ドルで 10 年間にかけて均等に免除する。	わが側負債 3 億ドルから最初 3 年間に支払うようにする。ただしこれによって韓国側受入額の不足分を補充する必要がある時には、2 億ドルの政府借款の支払い期間を短縮させられる。	日本側主張は受け入れるが、無償 3 億ドルの期間を短縮することで、実質的に OA を長期間にわたって支払う結果をもたらすようにする。
3.政府借款の償還期間		
7 年据置き後、20 年償還	7 年の据置き期間は 20 年償還期間に含まれるものである。	日本の海外経済協力基金法の規定を勘案して、日本側主張を受諾
4.「1 億ドル以上」の商業借款の性格問題		
商業借款が提供されるものを容易にさせ、促進させるために日本政府がすべての措置を取るという趣旨の規定を協定文に置くようにする。	これは通常の借款に及ぼすものとなるので、協力文に規定する必要がない。	協定文に規定するのが困難な時には、別途文書にでも規定するようにする。
II . 漁業問題		
1. 直線基線問題		
イ、釜山 - 上白島間と Outer Six の入漁権		

わが側主張	日本側主張	解決案
瀕島 - 干汝岩 - 上白島	済州島付近の問題が日本側主張のように落ち着く場合、わが側主張を受諾する用意がある。 さもなければ専管水域外廓 60 里の入漁権を主張する。	済州島付近の問題と関連させずにわが側主張を貫徹
ロ、済州島付近		
済州島と本土を分離させない： 済州東側；蓋民浦串 - 牛島 - 巨文島 - 上白島 済州西側；馬羅島 - 竹島 - 晩才島 - 小黒山島	済州島と本土を分離させる： 巨文島 - 麗瑞島を連結する直線と東経 127° 07' 線との交点まで； 屏風島 - 下楸子島を連結する直線と東経 126° 線との交点まで； 各々直線径線を引いて、残りの水域は韓国側が一方的に専管水域を宣言した。ただし韓国側が一方的に宣言した専管水域に対して ICJ に提訴する権限を留保する。	済州島と本土を分離させない： 済州東側；蓋民浦串 - 牛島 - 巨文島 - 上白島 済州西側； (第 1 案) 馬羅島 - 竹島 - 晩才島 - 小黒山島 (第 2 案) 馬羅島 - 竹島 - 間山與
ハ、大黒山群島		
本土と分離させない： 小黒山島 - 居屹島 - 中苔島 - 単漁島 - 紅島 - 横島	済州島の場合のように本土と分離させる： 間山與 - 毎勿島 - 七発島 - 小許沙島 - 小飛雉島 - 横島	1. 本土と分離させない方 案： (第 1 案) 晩才島 - 小黒山島 - 中苔島 - 紅島 - 横島 (第 2 案) 晩才島 - 中苔島 - 紅島 - 横島 (第 3 案) 間山與 - 晩才島 - 中苔島 - 紅島 - 横島 2. 本土と分離させる時は、 日本側案と同じにする。
二、以北地域に対する問題		
以北にも直線径線を画線する。	漁業交渉から除外する。	従前の方針に沿って以北にも直線径線を画線する。
2. 専管水域問題		
専管水域 12 里を認定するが、これを明文上に規定しない。	専管水域の幅を 12 里と主張する。	緯度、経度で表示するとか、または海図上にこれを表示して沿岸漁業保護水域等の名称を付ける。
3. 専管水域の画定問題 イ、A・B・C・及び D 水域問題		

規制措置内容等の関連で A 水産を除外しては最終 合意を留保する。	わが側と同一	規制内容の討議を勘案しながら決定する。
ロ、E 水域問題		
韓国沿岸を回遊する漁族 の越冬場なので冬期 3 ヶ 月間機船底引き網操業を 禁止する。	冬期回遊路に過ぎない。国民感情 上困難なので、今後の共同研究委 員会の科学的検討後決定する。	資源保存及び平和線を取り囲 む国民感情上、E 水域の設置 を貫徹する。
4. 規制措置問題		
過去の日本の業績を認め る。ただし実績(漁獲数) を隻数当り漁獲量で割っ た数字を日本の操業隻数 とする。	日本政府で現在許可した隻数は 全部出漁を認める。	合意した原則(実績認定)下で 各規制水域の双方出漁隻数を 規定する。
5. 漁業協力問題		
イ、借款		
協力金として 11,400 万 ドルを要求する。	7,000 万ドルを示唆している。	1 億ないし 9 千万ドルの線を 確保するようにする。
ロ、水産物交易問題		
全般的制限及び禁止措置 の撤廃を主張する。	サバ、アジの輸入はできないが、 その他は日本漁民の利害を勘案 して、好意的に解決することを主 張する。	わが側主張を貫徹する。
Ⅲ. 法的地位 1. 永住権の付与範囲 (全面的指示単)		

韓国主張	日本側主張	解決案
日本側立場に同意	戦前の範疇に属する者とその子孫で、協定発効後 5 年以内に出生した者	合意
2. 申請方法		
申請書だけで(国籍証明添付なく)永住権が付与されることを原則とし、申請者の内国籍がはっきりしない者に限って国籍証明に協調	永住許可を申請するにおいて、国籍証明を添付するか、韓国政府が包括的に協力することを主張	韓国の主張で解決
3. 永住権者の退去強制事由		
騒擾罪は全面的に削除し、刑量を 2 年以上 刑量で 3 年以上 刑量で 10 年以上 国交犯で 2 年以上の受刑者	内乱、外患及び騒擾罪で禁固以上の受刑者 麻薬犯で 2 年以上または 3 年以上の刑を受けた者 凶悪犯で 7 年を超過する刑の受刑者 日本国の重大な外交上の利害を害する行為を行った者	韓国の主張で解決 〃 〃 最終段階で日本側案に同意するが、行為の認定または退去実施においては韓国側の合意必要
4. 永住権の子の退去強制		
永住権者に準じる。	永住権者で成年に達した後、日本に永住する者に対して、貧困、疾病を理由に退去させはしない。	日本側と合意に到達できない場合には本問題を未解決状態で残して置き、両側見解が一致しなかったという事実を別途文書に記録し、追って協議できる余地を残して置く。
5. 国籍確認条項		
「在日韓人は大韓民国国民である」という国籍確認条項を協定に規定する。	国籍確認条項を協定に規定する必要はない。	最終段階においてはわが側案を撤回する代りに、協定対象者を「大韓民国国民」と表現し、「大韓民国国民」を大韓民国の憲法と国籍法による者という点を公式記録に残す。
6. その他の問題		
その他の問題として(イ)戦後入国者の処遇(ロ)財産権と職業権(ハ)教育問題(ニ)社会保障問題(ホ)永住帰国者の財産搬出と送金問題等がある。日本側は、このような問題は協定本文には規定せず、合意議事録等の付属文書に規定することを主張している。わが側は解決原則だけは協定本文に規定することを(戦後入国者の処遇は例外)主張している。		

IV. 船舶問題		
船舶返還問題		
わが側主張	日本側主張	解決案
応分トン数の新造船を韓国側に返還することを主張する。	船舶返還国際法上義務がないだけでなく、一般請求権で莫大な金額を日本側が支払うことになるので、同事実を考慮して、一般請求権を解決する協定の中に船舶問題も含ませて解決すると規定する一方、日本側はわが側が拿捕した日本漁船に対する請求権を主張しないとしている。	(第1案) 6,000～20,000 トンの返還を主張 (第2案) 最終段階で他懸案のための交渉材料を使いながら日本側主張に同意
V. 文化財問題		
1. 返還		(全面的指示単)
わが側主張	日本側主張	解決案
1905 年以来不法不当に日本に搬出した、すべての日本国有及び私有の韓国文化財を返還すること	返還しなければならない国際法上の義務がないが、日本政府が所有する韓国文化財の内、一部を返還する同意がある。	わが側要求を日本国有文化財に限定する。
2. 文化協定		
原則的に文化協定締結に同意する。	文化財問題を解決するにおいては、議定書形式の協定を締結し文化協定締結を交渉するということ、日本が同国有のわが側文化財の一部を返還するということ、両国学者らによる文化財研究活動に便宜を提供するということを規定する。	文化協定締結には異議がないが、文化協定締結交渉と文化財研究に対する便宜提供に関しては、文化侵略という先入観が国民の中にあることを考慮して、その表現を模糊するようにする。
VI. 基本関係問題		

1. 締結形式		
わが側主張	日本側主張	解決方案
条約の形式で規定。	共同宣言の形式で規定。	わが側主張貫徹
2. 旧韓日条約の無効確認問題		
1910年8月22日以前に旧大韓帝国と日本帝国間に締結されたすべての条約が(当初から)無効であることを確認。	そのような条約が将来において失効したと規定。	わが側主張貫徹
3. 海底電線の帰属問題		
平和条約第4条C項の規定によって、両国間海底電線を等分所有することを規定。	ただ平和条約第4条を確認すると規定することで足りる。	わが側主張貫徹
VII. 独島問題		
わが側主張	日本側主張	解決方案
第三国調停	一定期間(1年)後にも第三国調停が成立しない時には、国際司法裁判所に回付	(1) 会談と関連させることなく、外交系統を通じて解決 (2) 第三国調停

卷八 外馬書評方田例直村是村案
以修正案（一以二）

日新地產

日本經濟政策第一案

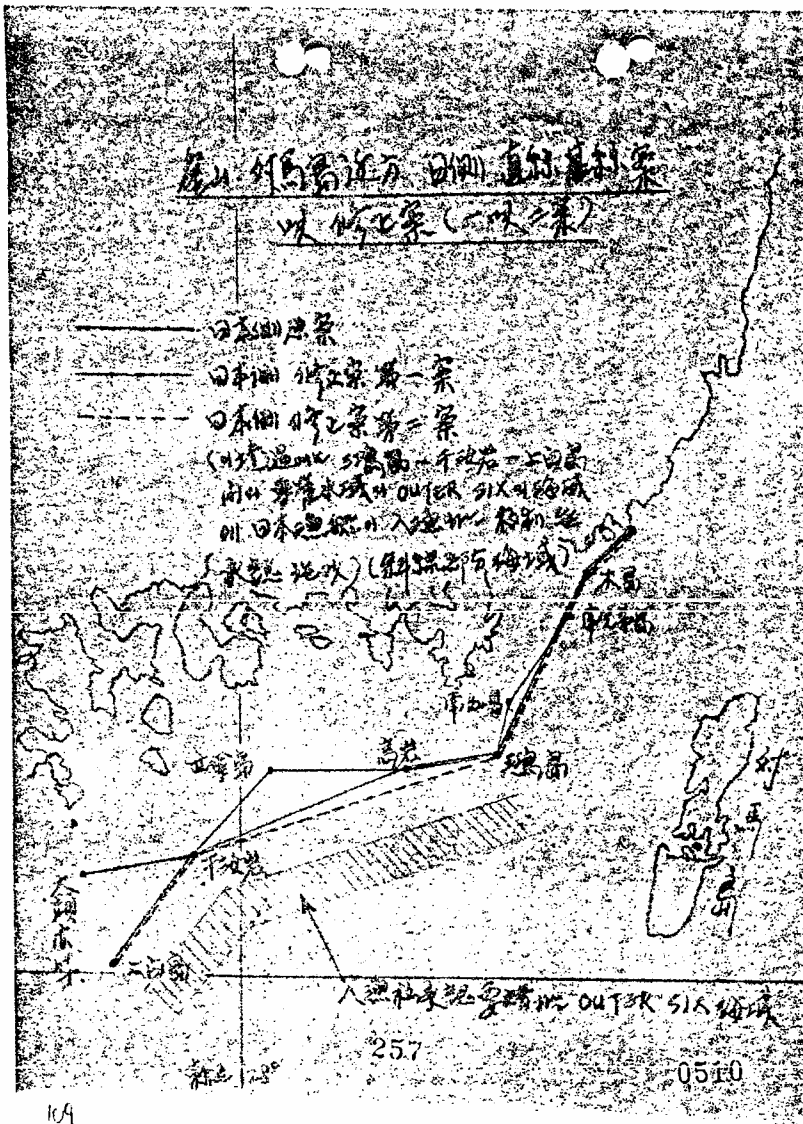
日本銀行 第二集

[illegible]

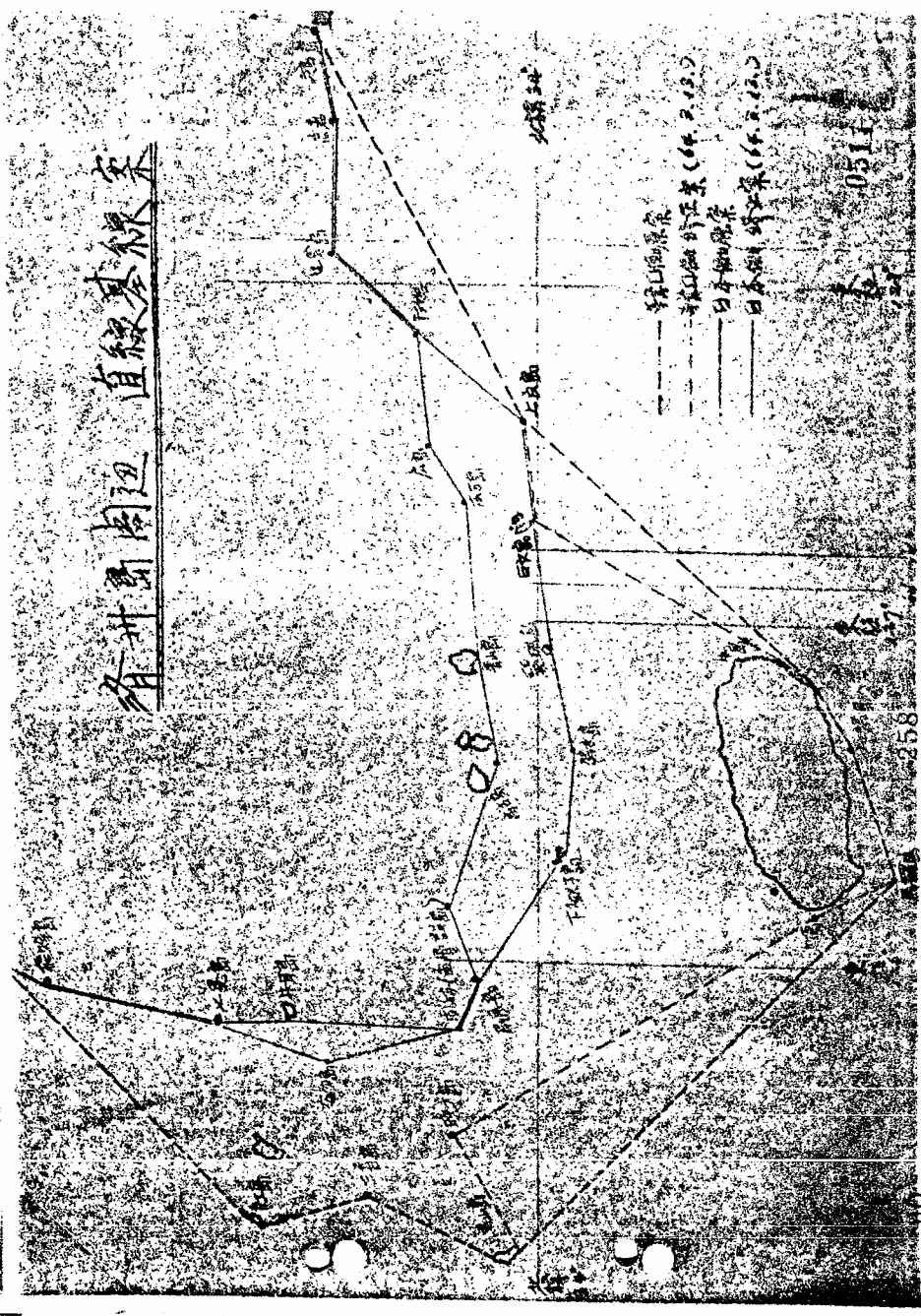
104 另在城內 Outer Six 及城內
 21 處 104 入城內 104 處

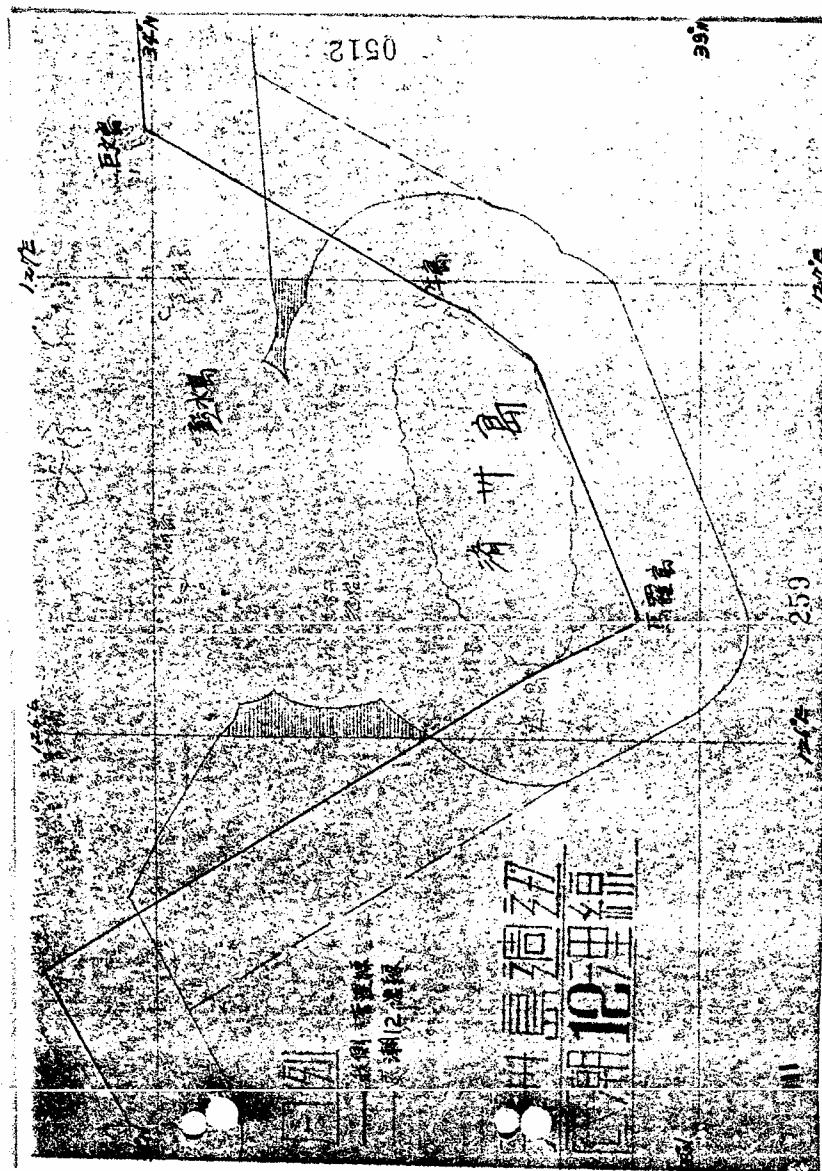
(新編 漢書) (卷之五十五 地理志)

... ..



蘇州園邊直線基線案





P112

起案紙

管理番号 C4990

起案者 東北亜課 孔魯明

電話番号 74-3874

起案年月日 64.11.21

分類記号 文書記号 外亜北 722-666 統制官 1123

経由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 再開韓日会談に関する訓令

韓日会談の再開と関連して、わが側が取る立場に関して、下のように訓令します。

1. 政府は日本に佐藤新内閣が成立したのを契機にして、また佐藤新首相が就任後韓日会談早期妥結の方針を表明した事実を勘案し、わが側としても会談の早急な妥結を望むことを日本側に明白にすると同時に、その間中断状態にあった会談を年内に再開する方針です。
2. 前記した政府方針に従って日本側と、会談の年内再開手続きに関して交渉なさるよう願いますが、再開時期は 64.12.7.前後にして欲しく、これに関する共同発表は下にしたように、わが側が日本漁船及び船員を釈放する予定の 11 月末以前の最も早い日時にするようにして下さい。この発表は如何なる場合でも、漁船及び船員の釈放発表より遅くならないようになさして下さい。
3. 再開韓日会談を順調にするだけでなく、今後の韓日交渉を円滑に進行させられる素地を備えるために、日本側に対して外相訪韓が来年 1 月初めに実現するよう、別添外務部長官の招請状を手渡して交渉なさして下さい。万一来年 1 月初めの訪韓が難しい場合には、1 月初め以後最も早い日時に訪韓できるようにするが、国連総会を考慮して遅くとも 2 月中旬までには訪韓ができなければならないことを添言します。
4. 政府は平和線内で拿捕した第 83 宝幸丸(64.6.15.拿捕)、第 82 元福丸(64.9.11.拿捕)(船員 8 名)及び第 65 昌徳丸(64.9.18.拿捕)(船員 10 名：但し 2 名は既に送還されたので 8 名だけが残った)の船員及び船体を 64.11.28.に釈放する計画で、これに必要な措置を取るの、貴下はこの意を日本側に通告し、対日折衝が円滑に進行するように最大限にこれを利用して下さい。
5. 前項の日本漁船及び漁夫の釈放のためには、必要な国内手続きが終わらなければならないので、日本側がわが側の釈放計画を一方的に発表することがないように措置してください。本釈放事実に関して日本側が望むのならソウル及び東京で同時に発表するようにしても良いので、その時期に関しては後に指示するつもりです。
6. 日本側が漁船及び漁夫釈放と関連させて遅延させて来たいいわゆる整地作業、即ち(1) ブリ及びイカのための各々 50 万ドル及び 100 万ドルのクォータ増額問題、(2) 海苔の追加輸入問題、(3) 冷凍運搬漁船 11 隻の対韓輸出許可問題、(4)セメント、PVC、ポリアクリル及び冷間圧延の対日プラント導入問題等が、わが側の釈放措置を契機に年内に解決するようになさして下さい。
7. 上記した整地作業の他に、その間日本側と折衝したのなら米穀対日輸出問題も、この機会に年内に解決を見るようになさして下さい。対日米穀輸出問題は今年中に結末を出す必要があることを念頭に置かれ、今年中に 8 万トン全部ができなくても、可能な最大量に対する契約を成立させ、信用帳の一部でも開設できるようにして下さい。本米穀輸出問題が今年中に上記のごとく解決できない場合には、米国からの 1965 年度公法 480 による剰余農産物受援に重大な支障を招来することになることを添えます。
8. 再開会談においては 12.7.前後に本会議を開催し、12.20. 頃までを会談期間にされることを望むが、特に請求権、漁業、法的地位及び基本関係問題に関して両側の立場を検討し、可能

な限り**(両側の)**立場の接近を図ることで、来年初めに期待される本格的な会談のために、よりよい素地を備えることとして下さい。

- 9.各懸案に関しては、従前まで維持して来た立場を、そのまま維持することを原則とし、既に訓令したところに沿うように願います。(外亜北 722-3616 及び 261 : 64.3.6.及び 4.17.「漁業関係訓令」、外亜北 722-168 及び 234、64.3.16.及び 4.17.「法的地位関係訓令」、外亜北 722-167 及び 169、64.3.16.「請求権関係訓令」、外亜北 722-166 及び 64.3.16.「文化財関係訓令」参照)本部が整理した、各懸案の重要問題点に関する両側の立場の対照表を参考に別添します。
10. 新年度には今年度の再開会談を自動的に継続するものとする計画であるが、新年度会談に関する方針に関しては今回の会談の結果によって、再び訓令するつもりです。
- 11.今年度の会談に臨むわが側代表団に関しては、追って指示する予定です。
- 12.韓日両国国民間の相互理解を増進するために、進行している両国新聞人の交換訪問計画に関して積極的に協調なさるようお願い、同計画を通じて最善の PR 効果があるように気を留めて下さい。

有添 : 1.日本外相に対する長官招請状

2. 各懸案重要問題点に関する両側の立場 対照表 終

November 23, 1964

Excellency,

It is with great pleasure to extend to Your Excellency my personal and cordial greetings through Ambassador Dong Jo Kim who is returning to his post in Tokyo today.

I wish to express to Your Excellency my firm belief that it has been the uninterrupted desire of our two nations seeking the normalization of their relations at an earliest opportunity. I am convinced, in this connection, that a visit to Korea by a highly distinguished statesman of Japan will immensely contribute towards achieving this common objective of ours.

With the foregoing in mind, I have the honour and privilege to extend to Your Excellency on behalf of my Government the most cordial invitation to visit my country. I sincerely hope that Your Excellency accept the invitation, and find it convenient to take the trip in the early January of next year, or, if not, at an earliest possible date thereafter.

Please accept, Your Excellency, the assurances of my highest consideration.

Tong Won Lee
Minister

His Excellency
Etsusaburo Shiina
Minister for Foreign Affairs
Japan

264

0520

116

1.請求権問題	
イ、名目問題	
わが側主張	日本側主張
(1)「請求権問題を解決し、経済協力を増進するためにする」ということを協定前文に規定	(1) 同じ
(2)協定本文に日本側が主張する内容のものを規定することに反対	(2) 前記前文規定の本文に「3 億ドルを無償経済協力に、2 億ドルの政府借款は有償経済協力に提供する」ということを規定する。
ロ、OA 問題	
清算計定上のわが側負債ドル 45,729,398.08 を無償 3 億ドルで 10 年間にかけて均等に免除する。	わが側負債 3 億ドルから最初 3 年間に支払うようにする。ただしこれによって韓国側受入額の不足分を補充する必要がある時には、2 億ドルの政府借款の支払い期間を短縮させられる。
ハ、政府借款の償還期間	
7 年据置き後、20 年償還	7 年の据置き期間は 20 年償還期間に含まれるものである。
二、「1 億ドル以上」の商業借款の性格問題	
商業借款が提供されるものを用意にさせ、促進させるために日本政府がすべての措置を取るという趣旨の規定を協定文に置くようにする。	これは通常の借款に及ぼすものとなるので、協力文に規定する必要がある。
2. 漁業問題	
イ、直線基線問題	
(1) 釜山 - 上白島間と Outer Six の入漁権	
わが側主張	日本側主張
瀕島 - 干汝岩 - 上白島	済州島付近の問題が日本側主張のように落ち着く場合、わが側主張を受諾する用意がある。さもないければ専管水域外廓 60 里の入漁権を主張する。

(2) 済州島付近	
済州島と本土を分離させない： 済州東側；蓋民浦串 - 牛島 - 巨文島 - 上白島 済州西側；馬羅島 - 竹島 - 晩才島 - 小黒山島	済州島と本土を分離させる： 巨文島 - 麗瑞島を連結する直線と東経 127° 07' 線との交点まで； 屏風島 - 下楸子島を連結する直線と東経 126° 線との交点まで； 各々直線径線を引いて、残りの水域は韓国側が一方的に専管水域を宣言した。ただし韓国側が一方的に宣言した専管水域に対して ICJ に提訴する権限を留保する。
(3) 大黒山群島	
本土と分離させない： 小黒山島 - 居屹島 - 中苔島 - 単漁島 - 紅島 - 横島	済州島の場合のように本土と分離させる： 間山與 - 毎勿島 - 七発島 - 小許沙島 - 小飛雉島 - 横島
(4) 以北地域に対する問題	
以北にも直線径線を画線する。	漁業交渉から除外する。
ロ、専管水域問題	
専管水域 12 里を認定するが、これを明文上に規定しない。	専管水域の幅を 12 里と主張する。
ハ、専管水域の画定問題	
(1) A・B・C・及び D 水域問題	
規制措置内容等の関連で A 水産を除外しては最終合意を留保する。	わが側と同一
(2) E 水域問題	
韓国沿岸を回遊する漁族の越冬場なので冬期 3 ヶ月間機船底引き網操業を禁止する。	冬期回遊路に過ぎない。国民感情上困難なので、今後の共同研究委員会の科学的検討後決定する。
二、規制措置問題	
過去の日本の業績を認める。ただし実績(漁獲数)を隻数当り漁獲量で割った数字を日本の操業隻数とする。	日本政府で現在許可した隻数は全部出漁を認める。
ホ、漁業協力問題	
(1) 借款	
協力金として 11,400 万ドルを要求する。	7,000 万ドルを示唆している。
(2) 水産物交易問題	
全般的制限及び禁止措置の撤廃を主張する。	サバ、アジの輸入はできないが、その他は日本漁民の利害を勘案して、好意的に解決することを主張する。

3. 法的地位	
イ、永住権の付与範囲	
韓国主張	日本側主張
日本側立場に同意	戦前の範疇に属する者とその子孫で、協定発効後 5 年内に出生した者
ロ、申請方法	
申請書だけで(国籍証明添付なく)永住権が付与されることを原則とし、申請者の内国籍がはっきりしない者に限って国籍証明に協調	永住許可を申請するにおいて、国籍証明を添付するか、韓国政府が包括的に協力することを主張
ハ、永住権者の退去強制事由	
騒擾罪は全面的に削除し、刑量を 2 年以上 刑量で 3 年以上 刑量で 10 年以上 国交犯で 2 年以上の受刑者	内乱、外患及び騒擾罪で禁固以上の受刑者 麻薬犯で 2 年以上または 3 年以上の刑を受けた者 凶悪犯で 7 年を超過する刑の受刑者 日本国の重大な外交上の利害を害する行為を行った者
ニ、永住権の子の退去強制	
永住権者に準じる。	永住権者で成年に達した後、日本に永住する者に対して、貧困、疾病を理由に退去させはしない。
ホ、国籍確認条項	
「在日韓人は大韓民国国民である」という国籍確認条項を協定に規定する。	国籍確認条項を協定に規定する必要はない。
ヘ、その他の問題	
その他の問題として(イ)戦後入国者の処遇(ロ)財産権と職業権(ハ)教育問題(ニ)社会保障問題(ホ)永住帰国者の財産搬出と送金問題等がある。 日本側は、このような問題は協定本文には規定せずに、合意議事録等の付属文書に規定することを主張している。 わが側は解決原則だけは協定本文に規定することを(戦後入国者の処遇は例外)主張している。	
4. 船舶問題	
船舶返還問題	
わが側主張	日本側主張
応分トン数の新造船を韓国側に返還することを主張する。	船舶返還国際法上義務がないだけでなく、一般請求権で莫大な金額を日本側が支払うことになるので、同事実を考慮して、一般請求権を解決する協定の中に船舶問題も含ませて解決すると規定する一方、日本側はわが側が拿捕した日本漁船に対する請求権を主張しないとしている。

5. 文化財問題	
イ、返還	
わが側主張	日本側主張
1905 年以来不法不当に日本に搬出した、すべての日本国有及び私有の韓国文化財を返還すること	返還しなければならない国際法上の義務がないが、日本政府が所有する韓国文化財の内、一部を返還する同意がある。
ロ、文化協定	
原則的に文化協定締結に同意する。	文化財問題を解決するにおいては、議定書形式の協定を締結し文化協定締結を交渉することと、日本が同国有のわが側文化財の一部を返還することと、両国学者らによる文化財研究活動に便宜を提供することとを規定する。
6. 基本関係問題	
イ、締結形式	
わが側主張	日本側主張
条約の形式で規定。	共同宣言の形式で規定。
ロ、旧韓日条約の無効確認問題	
1910 年 8 月 22 日以前に旧大韓帝国と日本帝国間に締結されたすべての条約が(当初から)無効であることを確認。	そのような条約が将来において失効したと規定。
ハ、海底電線の帰属問題	
平和条約第 4 条 C 項の規定によって、両国間海底電線を等分所有することを規定。	ただ平和条約第 4 条を確認すると規定することです。
7. 独島問題	
わが側主張	日本側主張
第三国調停	一定期間(1 年)後にも第三国調停が成立しない時には、国際司法裁判所に回付

P126 大韓民国 駐日代表部

駐日政 722-488

受信：外務部長官

題目：再開韓日会談の進行及びわが側代表団構成に関する建議

対：外亜北 722-666 (64.11.23.)

1. 政府訓令に従って本職は韓日会談の年内再開のために、すぐ日本政府と交渉を始めるつもりで、まず明日 25 日の内に椎名日本外相との面談を要請している最中です。
2. 再開会談の進行日程に関しては勿論日本側との折衝如何にかかっていますが、わが側としては実質的な交渉期間を約 2 週間ほど持つために第 6 次韓日会談本会談(Plenary Session)を 12 月 3 日(木)頃を開催し、両側首席代表演説(わが側草案はすぐ作成請訓します)、会談進行方式に関する討議等を行い、7 日(月)から 18 日(金)頃まで各委員会を各々 4 ないし 6 回(隔日程度)開催し、両側の立場の検討及び諸般対立点に対する意見接近を図った後、21 日(月)に本会談を開き、その間各委員会で討議された事項を綜合整理確認した後、年末年始休会に入るようにします。
3. 各委員会の進行に関しては、日本側が漁業交渉を中心に進行させるが、漁業問題が大体妥結を見る時まで請求権問題の細目討議に応じ難いという態度を取っているのに照らして、年内にはまず、基本関係、漁業、在日韓人の法的地位の 3 個の委員会を開催し、討議を進行させるようにします。
4. 再開会談の代表団に関しては、まず年内に開催されることが予想される 3 個の委員会のわが側委員及び専門委員等を、下のように構成するのがよいものと思料され建議するので、代表団構成に参考して下さい。代表団名簿は確定し次第当部に通告してくれるようお願い、発表は会談再開日時発表と同時にソウルで行って下さる様に望みます。

(1)基本関係委員会

代表：申応均(首席委員)、延河亀

専門委員：崔侑洙、張溟河

(2)漁業委員会：

代表：方 熙(首席委員)、李鳳來、金命年

専門委員：申東元

(3)在日韓人法的地位委員会

代表：方 熙(首席委員)、李炯浩

顧問：権 逸

専門委員：李敬堧

補佐官：安世勲

(4)本会談

補佐：崔侑洙、崔浩中

上の各委員会に必要な専門委員及び補佐官は本部で適宜追加して下さい。 終

駐日大使 金東祚

P128

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-11512

日時：64.11.25.13:50

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

対：外亜北 722-666

韓日会談再開に関して、今日の午後に予定されている本職と椎名外相間の会談で開催日時(具

体的な日、もしくは 12 月上旬)に合意を見た場合、日本のマスコミの関心が集中しているから、必ずこの事実が LEAK することが予想されるので、対号指示に従ってこれを今日の会談直後に両側で発表させることにして、当地韓国特派員たちに発表しますから事前報告します。

(駐日政-外亜北)

P129

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-11532

日時 : 64.11.25.19:29

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

対 : 外亜北 722-666

本職は今日 25 日 16:45 に椎名日本外相を訪問し、約 35 分間面談したので同内容を下のよう
に要約報告します。(李圭星参事官、後宮アジア局長陪席)

1. 早期妥結方針の再確認 :

本職は過般本国政府と政務協議のため一時帰国した経緯を言及し、わが国政府の韓日会談
早期妥結方針には変わりがないことを伝えた。

2. 日本漁夫及び漁船釈放 :

(1) 本職はわが政府が会談早期妥結寄与するという大局的見地から、拿捕日本漁夫 16 名及
び日本漁船 3 隻を 11 月末頃に釈放することに決定したとしたのに対して、日本外相は
このような決定を嬉しく聞き深々と感謝を表すものとした。

(2) 本職は釈放に先立って、まだ国内の手続きが残っているので、日本側が一方的に発表
することがないことを要請し、発表を望まれるなら適切な時期にソウルと東京で発表
するように事務的に折衝しようと言った。これに対して日本側は、わが側の立場は充
分に理解するが、日本のマスコミがこれを重要視して首を長くしているから、到底発
表を抑えるのが難しいと苦しみを述べ、結局日本側が「韓日会談開催(12.3)以前に朗報
があるような印象を受けた」と発表することで合意しました。(しかし 18:00 頃日本外
務省当局が了解を求めて来たところによると、上記のような発表内容を記者団が納得
せず、結局『金大使が会談開催以前までに釈放されるよう努力すると言明した』とい
うふうに発表したとする。)

3. 韓日会談の再開 :

(1) 本職は日本側が年内再開に応じるという態度を表明したことを本国政府に報告したと
言い、わが政府は早期妥結の方針化、年内に再開させることにして、来たる 12 月 3 日
(木)に本会談を開催し、すぐ続けて各分科委員会を開催することにした。日本側はこれ
に同意しながら、今回日本では佐藤新内閣が発足し、韓国側も首席代表金駐日大使が
更迭されたので、これを契機に中断された第 6 次韓日会談は一段落させ、第 7 次韓日
会談をすることにしようとして提起して来たので、本職はこれに応じた。

(2) 各分科委員会の進行において、日本側は漁業交渉を中心に進行させようという意向を
示唆するので、本職はそれなら日本側の立場を考慮し、まず年内には基本関係、漁業
及び法的地位の 3 個委員会を開催して進行させても良いと言った。日本側はこれに異
議ないとしたが、実質的に基本関係及び法的地位は、韓国側から新しい代案が提示さ
れなければ討議の進展を期待し難いという意見を表明した。

(3) 会談再開と関連して日本側は、最近韓国側から金・大平請求権大綱合意及び元・赤城
会談内容の白紙化等が報道されているのに対する心配を表明するので、本職はこの間
長期間会談が中断しているから今各分科委員会を開催し、両側の立場を整理し、また

各対立点に関する意見を狭めて行こうと言った。

- (4) 日本側は過般漁業閣僚会談時を思い起こしながら、会談が再開したら日本漁船が拿捕されることがないようにして欲しいと言い、平和線内での日本漁船の安全操業を保障して欲しいとした。これに対して本職は、まず日本漁船が平和線侵犯を慎むのが先決要件だとして、今年は昨年度に比べて拿捕漁船の数が実質的に減少したことを指摘し、日本側が侵犯を慎むようしてくれることを望むと言った後、安全操業云々は本国政府にも一旦は報告したが、韓国側としては論議の対象になるものではないという立場だと言ったところ、椎名外相は行政指導で **REFRAIN** するのは良いが、実際漁獲量が昨年度の 6 割しかないのでは困難な立場だと言った。

4. 日本外相訪韓

- (1) 本職は外務部長官の招請状を手渡し、可能な限り 1 月初めに、これが不可能な場合には李長官の国連出席日程等もあるので、遅くとも 2 月中旬までには訪韓が実現するよう要望した。
- (2) 椎名外相は自分も早急な日時に訪韓することを希望するが、佐藤首相が 1 月初めに訪米を希望し米側と調整中であり、これが 1 月初めに決定したら自分も随行しなければならないだろうし、また英国との定期閣僚会議の日程がまだ最終的に決定してなく 1 月中の訪韓は難しそうだが、李長官の国連出席日程もあるというので遅くとも 2 月中旬以前に訪韓するようにするとした。
- (3) 具体的法案の日時が決定し次第、両側が共同発表することで合意した。

5. その他懸案

- (1) 本職は会談以外の整地作業に関する各懸案等が年内に、可能な限り会談再開以前にでも全般的に解決できるように日本政府が措置してくれることを要望した。日本外相もこのために努力するという態度を見せた。
- (2) 本職は特に米穀輸出の年内実現のための日本政府側の協調を強力に要望した。

6. 重要マスコミ人交換

- (1) 本職は今回韓国の重要マスコミ人が訪日する日程を言い、これに対する協調を求めると同時に、彼らが首相、外相らを訪問するのに便宜を図るよう要望した。
- (2) 外相はこれに積極協調するとしながら、進んで田中蔵相、赤城農相も訪問するようにしてくれと言うので、本職はこれに即刻合意した。
- (3) 特に本職は今回来日するマスコミの内、何人かの重要人士と椎名外相、赤城農相らと私的雰囲気、個人的意見を交換できるよう機会を用意するから、これに協調して欲しいと言ったところ、外相は賛意を表しながら、自分が 12.6.頃には米国から帰って来るので、その後このような機会を用意して貰えれば必ず応じると言った。

7. 新聞発表

下のような要旨を発表することに合意した。

(1) イ、第 7 次本会議 12.3.に開催

ロ、12.7.から各分科委員会開催(まず年内には基本関係、漁業、法的地位の 3 個の分科委員会進行)

(2) イ、外務部長官の日本外相訪韓招請状手渡し

ロ、椎名外相は遅くとも 2 月中旬までに訪韓するという意思表示

(3) 会談以外の懸案問題等は可能ならば会談開催以前にでも解決するように相互努力

(4) (上記した第 2 項(2)のような日本漁夫、漁船釈放に関する措置)

推移：上記のような経緯から見て、拿捕日本漁夫及び漁船は必ず 11.30.に釈放されるよう措置して下さい。 (駐日政-外亜北)

P134

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-11534

日時 : 64.11.26.10:03

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

対 : JAW - 11503

25 日の椎名外相間面談で日本側は、日本漁船釈放と関連して 4 隻云々したが、わが側は釈放対象船体は宝幸丸、元福丸、昌徳丸で、既に韓国の国内法手続きに従って処分(没収、公売)されたので、釈放考慮の対象にならないと言った。これに対して日本側はそれ以上論及がなかったので報告します。(駐日政-外亜北)

P135

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-11551

日時 : 64.11.26.17:05

受信人 : 外務部長官 (写本 : 青瓦台秘書室長)

発信人 : 駐日大使

対 : WJA - 11310

1. 対号指示接受しました。

2. 対号第 5 号で通告された日本漁夫、漁船の釈放に知事に関しては、昨 25 日本職が椎名外相に通告した当時今月末(30 日)まで釈放措置が取られるものと言ったし、これに対して椎名外相が姿勢を正して謝意を表しただけでなく、これに関する新聞発表において積極的にわが側に協調しようとし、今日の朝刊で当地に反映されたように、ごく細心に釈放を通告したという印象を避けるように努力した痕跡が見られ、また今日中にクォータ増額、冷凍漁船 11 隻輸出問題等を決定するという態度等を取っているものであり、日本漁夫、漁船の実際の釈放がわが側通告日時より遅くなる場合には、日本側の現在の雰囲気を壊す恐れが多分にあるだけでなく、今後の交渉進行にも支障が少なくないので、国内的に難点があっても必ず 11 月 30 日までには釈放されるよう格別に措置して下さいよう建議します。(外亜北)

P136

大韓民国外務部

発信電報

番号 : WJA-11310

日時 : 64.11.26.13:40

受信人 : 駐日大使

連 : JAW-11532,11533 及び駐日政 722-488

1. 対号報告内容を諒承する。
2. 本会談は 12.3.、分科委員会を 12.7.に再開することに対する必要な支援措置を取る。
3. 日本側安全操業要求に対しては、貴下が既に日本側に主張したように操業の自主抑制が強力に貫徹されるようなさって欲しい。
4. マスコミ人訪日に関連して本部亜州局から実務者 1 名を同行させる予定である。特に彼らの迎接に関しては気を付けて、所期の目的を達成するために最大の諸般協調をされるよう望む。
5. 漁船及び漁夫の釈放問題は貴下帰任前に詳細に検討したように、1 次的な予定を月末にするとしても、諸般の事情と手続きから見て実際の釈放は 12 月 2、3 日にしかないと判断されるので、この点特に気を留められるよう望む。
6. 代表団は次の通り。
(1) 代表名簿 :

首席代表：金東祚

代表：文哲淳、方熙、延河亀、李圭星、李炯浩、李鳳來(水産局長)、金命年

専門委員：崔旻洙、張溟河、申東元、李敬燾

(2)各代表及び専門委員の部署

首席代表特別補佐：延河亀

基本関係：文哲淳(首席)

崔旻洙、張溟河(専門委員)

漁業関係：李圭星(首席)

李鳳來、金命年(代表)

申東元(専門委員)

法的地位関係：

方熙(首席)

李炯浩(代表)

李敬燾(専門委員)

安世勲(補佐)

本会談補佐：崔旻洙、崔浩中

7.顧問に対しては後に通報します。

8.申応均大使が韓日問題に対して経験がない事情と、年内の会議が来年度本格的な会談のための準備作業という点を考慮して、文哲淳室長に代置した。これに関して申応均大使が基本関係首席として特別に必要な事情があれば至急回示願う。

P138 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-11592

日時：64.11.28.20:59

受信人：長官

発信人：駐日大使

連：JAW-11551(1) JAW-11552(2)

連号(1)で上申した日本漁夫釈放日時及び連号(2)の第 1 項で上申したことに關する措置結果を早急に回示して下さい願います。(外亜北)

P139 大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-11354

日時：64.11.28.13:30

受信人：駐日大使

対：JAW-11592

1. 漁船及び船員の実際の釈放は、国内の諸般の事情と手続きから見て早くても 12 月 2 日にしなければならないことを再び通知する。このような決定は特に国内情勢に由来することを諒知なさり、善処されるように望む。本部は 12.2.に釈放措置し、同日に発表するつもりなので、報道に対しても去般時事が履行されるよう万全を期されるよう望む。

2. JAW-11552 第 1 項に關しては考慮中である。(外亜北)

長官

P140 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-11629

日時：64.11.30.19:30

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

参照：WJA-11354 号

連：JAW-11621 号

1. 日本外務省前田課長は今日 30 日 18:30 に当代表部に電話をかけ、今日中に漁船 3 隻と漁夫 16 名が釈放されるものと期待していたのに、まだこれに関する連絡がなく日本政府として困難に立場に立たされていると前提にしながら、本職が政府訓令に従って日本側に伝えたように日本漁船と船員が釈放されなければ日本側は韓日会談再開を延期する可能性もあるとした。
2. 本職は明日朝 8:30 分自宅(電話番号：473-2063)で長官様宛に本件に関して国際電話を申請しておいたが、万一の場合を考慮してソウルからも本職に電話できるよう措置して下さるよう願います。(9:00 以後には事務室にいることを添言します。)(駐日政-外亜北)

P141

大韓民国外務部

着信暗号電報 緊急

番号：JAW-12023

日時：64.12.1.18:32

受信人：長官

発信人：駐日大使

対：WJA-120001、WJA-120006

1. 日本政府に対する日本漁船及び漁夫の釈放に関する通告は、既に本国政府訓令(外亜北 722-666)によって本職帰任後 11.25 に椎名外相に 11 月末までに釈放することを通告したことがある。(JAW-11632 報告参照)
2. しかし同釈放が事実上遅延したことによって日本政府、特に外務省が国内的にごく難しい立場に置かれていて、反射的に現地大使の信義にも関係し、今後重要な韓日交渉を前に少なくとも支障がある可能性もあるので、まず来る 12.3. に予定されている第 7 次会談本会談の円滑な開催にも影響がなくはない実情である。
3. 現在日本側は同釈放の正式通告または発表より、実際に船員及び漁船が帰環することに大きな関心を持っているのであり、国内的に事情(予算通告等)があられば、今晚遅くにも実際に釈放され、日本に向かうよう格別に措置し、これ以上問題が尾を引かないようになさって下さることを強く建議します。(駐日政-外亜北)

P142

大韓民国外務部

着信暗号電報 至急

番号：JAW-12051

日時：64.12.2.21:59

受信人：長官

発信人：駐日大使

李圭星参事官は今日 2 日 15:00 に広瀬日本外務省アジア局参事官を訪問して面談したので、同結果を次のように報告します。(崔政務局長、柳谷参事官陪席)

1. 対：WJA-120006 及び WJA-120026 指示に従ってわが側は、日本漁夫 16 名及び漁船 3 隻が早ければ今日遅く、または明日 3 日中には釈放されることを通告した。これに対して日本側は謝意を表し、出発日時及び引き継ぎ場所に関する通告があれば連絡して欲しいと言うので、本部の指示があり次第通報すると言った。また日本側はわが側の釈放通告を発表しても良いかと問い合わせるので、わが側は上記政府指示に従って構わないだろうと言

2. 李参事官は WJA-11385 に従って、最近日本の漁船団の平和線侵犯が激増しており、特に沿岸 3 マイルの至近海域で操業するのみならず、日本の巡視船たちがわが国警備船の活動を妨害している事実に対して嚴重な抗議を提起し、韓日会談が開催されるという時期に、このような事件で韓国の国内輿論を刺激していることに遺憾の意を表し、日本漁船の平和線侵犯及び日本の巡視船の不当な行動を自重することを強力に要請した。これに対して広瀬参事官は、即時これを上部に報告するとし、互いに刺激的な事件を避けるために相互間が自粛しなければならないという意見を表明した。(同抗議事実に関しては当地特派員等に発表した。)
3. 明日 3 日に予定されている第 7 次全面会談の会議進行に対して協議したところ、時間は 15 時、場所は日本外務省大臣接見室兼会議室で開催することにし、会談進行方式に関しては前例に従って進行することで細部的な協議を終えた。(駐日政-外亜北)

發信人：駐日大使

の繁栄だけでなく、自由アジア、進んでは**(訳注、原文からは抜け落ちている = 全自由陣営の
結束と安全に寄与するのに多大だということは)** 二言を要しません。

このような見地から両国は、視野をもっと広げ長い眼目で一日も早く、大局的な解決を期さなければならない時点に来ました。お互いに避けられない主張や譲歩があったとしても、それは長久な将来を通して両国共同の繁栄と、全自由陣営の安定を成すための主張と譲歩だなければならないと、本人は確信するところです。

韓国政府は以前より韓日会談の妥結と国交正常化の早期実現を、その基本政策のひとつとしていることを内外に明らかにして来たとし、このために忍耐深い努力を傾注して来しました。

その間長久な日時にわたった交渉を通じて、特に 1961 年秋から始まった第 6 次韓日会談においての真摯な討議と、両国の高位政治指導者間の接触を通じて、ある程度お互いの胸中をわかり得る段階にまで至りました。勿論われわれはこの長久な交渉を通じて、諸懸案の妥結が難しいことを骨に沁みて感じており、またこの難しくても重大な問題を、一朝一夕に解決できる妙薬はないということも良く知っています。しかしわれわれが互譲の精神で虚心坦懐に忠実な交渉を進行して行くならば、必ずや両国間に介在する諸懸案を円満に解決し、両国国民が待望している国交正常化を成し遂げられるだろうと確信するものであります。

韓国政府と本人は諸懸案に関して、公正で合理的な解決を迅速円満に成就することで、過去の不幸な歴史に起因する感情を払拭し、相互理解と融和に基づく永続的な友好関係を樹立しようという、固い信念と意欲で今回の会談に臨むものであります。

本人は日本政府と貴代表団の皆様方も、韓国側に劣らない誠意と雅量で臨まれ、一日も早くわれわれの共同目標が達成されることを念願するものです。

以上で本人の挨拶の辞に代えようと思います。(駐日政-外亜北)

P149 大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-12061

日時 : 64.12.3.11:58

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

12.3.の第 7 次韓日会談第 1 回本会議においての、日本側の挨拶文の内容は次の通り。

題目「12 月 3 日の第 7 次日韓全面会談第 1 回本会議での牛場首席代表代理の挨拶」

今日この場所に金東祚首席代表閣下を始め、韓国側代表団各位を迎え、中断していた日韓会談を新しく第 7 次会談として再開することに至ったことは、本人を始め日本側代表団全員の深々と喜ぶところです。日韓両国政府は両国国民一般の強い願望を背景に、過去十数年にわたって両国間の国交を正常化し、恒久的な友好関係を樹立するために努力を重ねて来しました。不幸にもこの努力はまだ結実していませんが、それにもかかわらず経済、文化等諸般の分野での日韓両国の関係は、近來より一層緊密の度を加えています。また前回の東京オリンピックでも見たように、両国間の人士往来やスポーツ等を通じて、両国国民間の相互理解も一層深まっていることは既にご承知の通りです。このようなことを考慮した時、本人は日韓国交正常化の機運は既に到来していると確信するものです。

また日韓の国交正常化は単純に日韓両国のためだけでなく、アジアの平和と繁栄、進んでは世界の平和繁栄のための、ひとつの大きな礎石だというのが、本人の信念です。

過去 10 数年にわたった両国関係者の絶え間ない努力の成果として、日韓会談の諸懸案の討議は相当な程度に進捗しているので、本人は来週から再開される基本関係、漁業、法的地位の各

委員会が、その上でより大きな成果をあげることを期待するものであります。特に日本側としては、その最大の関心事であり、また会談の早期妥結の成否を左右すると言っても過言でない漁業問題の討議が、実質的な進捗を見せることを懇切に希望するものです。

本人は過般第6次会談の冒頭に、これで「最後の会談」となるよう相互努力したいという趣旨を杉首席代表が挨拶したことを、再び想起せざるを得ません。本人はこの7次会談こそ、真実に結実のあるものになるよう、日本側各代表と共に熱意を新しくするものです。

しかし妥結の早いことだけを焦るのは、大局的に却って逆効果になると考え、日韓両国の将来に不美な点(しこり)を残すことがないように、真に公正で妥当な妥結内容を産出するために互いに十二分協力することを念願するものです。

終りに日韓間の諸懸案が円満に解決し、両国国民が永い間待望して来た日韓国交正常化の日が、速く到来することを心から祈願しながら挨拶を終えようと思います。(駐日政-外亜北)

P151

付箋紙

1964.12.4.

題目要約：第7次韓日会談本会議(1次)

1.1) 基本関係、2) 対日請求権(一般請求権、文化財、船舶)、3) 在日韓人法的地位、4) 漁業及び平和線の4個の委員会を置く。

2. 法的地位と漁業委員会 12.7.に、基本関係委員会は 12.8.に第1次会議を開き、委員会は 12.18.まで毎日でも開催し、12.21.頃本会談を開き、年末年始休会に入ることとする。

3. 両側公報担当官

わが側 李圭星参事官

日本側 広瀬参事官

P152

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-12071

日時：64.12.3.17:25

受信人：長官

発信人：駐日大使

1. 第7次韓日会談第1次本会議は予定通り今日3日午後3時から約30分間開催されました。
2. まず両側代表の相互紹介があった後、金東祚首席代表、牛場首席代表代理はそれぞれ挨拶を兼ねる演説を行った。(JAW-12052、JAW-12061 参照)

3. その後両代表団は会談進行方式に関する討議に入ったが、用語は韓、日、英3ヶ国語を公式用語とするが、相手方を理解させるための通訳はそれぞれ担当し、合意議事録作成及び新聞発表担当官として韓国側は李圭星代表、日本側は広瀬代表をそれぞれ指名し、議事録は必要な場合にだけ作成させることにして、議題としてはわが側の提議により第6次会談の議題と同一に 1) 基本関係、2) 対日韓国請求権、イ、一般請求権、ロ、文化財、ハ、船舶)、3) 在日韓人法的地位、4) 漁業及び平和線とした。委員会の構成に関して、日本側は後に協議して決定しようと提議したが、わが側は第6次韓日会談時と同じにしようと主張し、日本側は結局これに同意した。したがって日本側が第6次会談開催時に継いで、今回の会議時にも非公式に主張したことのある対日請求権委員会の名称は(日本側は対日請求権及び経済協力委員会とすることを主張している。)わが側主張に従って、従来と同じ名称を使うことになったものである。

4. 韓国側が各委員会の首席を紹介し、日本側は基本関係の広瀬参事官、法的地位委員会の平賀、

- 八木両代表、漁業委員会の和田と広瀬両代表をそれぞれ首席に指名した。
- 5.各委員会の開催日時と関連して、わが側が在日韓人法的地位と漁業及び平和線委員会の第 1 次会議は 12 月 7 日(月)に開催し、基本関係委員会の第 1 次会議は 12 月 8 日に開催することにしようと言提議し、12 月 18 日(金)を期限に可能なら毎日でも会議するようスケジュールを立て、能率的に会議を進行させると同時に、12 月 21 日頃を目標に本会議を開催し、各委員会の成果を整理して年内の会議を終了し、来年の会議に臨むようにしようと言ったのに対して、日本側もこれに同意した。
- 6.新聞発表は次のようにすることで合意した。
- 「第 7 次韓日本会談第 1 次本会議は 12 月 3 日午後 3 時から外務省で、韓国側金東祚首席代表、日本側牛場信彦首席代表代理以下各代表が出席した中、開催された。
- この会議で両側首席代表はそれぞれ代表を紹介した後、挨拶を交換した。
- 続いて会談の議題及び手続き事項は従来と同じにし、漁業及び法的地位委員会は 7 日から、基本関係委員会は 8 日から開催することで、両国間の合意を見た。」 (外亜北)

P154 駐日代表部

駐日政 722-504

1964.12.4.

受信：外務部長官

題目：第 7 次韓日会談第 1 次本会議会議録送付

1964.12.3.に開催された第 7 次韓日会談第 1 次本会議会議録を別添送付します。

別添：同会議録 2 部

首席代表 金東祚

P155 第 7 次全面会談 第 1 次本会議
会議録

- 1.日時： 1964.12.3.(木) 午後 3 時
2.場所： 日本外務省外務大臣接見室
3.出席者:

韓国側：首席代表 金東祚 駐日特別全権大使
代表 方 熙 駐日代表部公使
同 文哲淳 外務部企画管理室長
同 李圭星 駐日代表部参事官
同 延河亀 外務部亜細亜局長
同 李炯浩 法務部法務局長
同 金命年 国立水産振興院長

(上記代表 7 名の外、専門委員及び補佐若干名同席)

日本側：首席代表代理 牛場信彦 外務省外務審議官(次席代表)

代表 八木正男 入国管理局長
同 後宮虎郎 外務省アジア局長
同 藤崎万里 条約局長
同 吉岡英一 大蔵省理財局長
同 広瀬達夫 外務省アジア局参事官

同 和田正明 水産庁次長

(上記代表 7 名の外、専門委員及び補佐若干名同席)

4. 討議内容 : (1964.12.3. 付 JAW-12071 参照)

牛場首席代表代理 : 今から第 7 次韓日会談第 1 次本会議開催する。先に日本側の代表を紹介する。(上記 3 項の通り日本側代表を紹介した。)

金首席代表 : 韓国側の代表を紹介する。(上記 3 項の通り韓国側代表を紹介した。)

牛場 : 挨拶の辞を述べる。(JAW-12061 及び参考文書 1 参照)

金首席 : 挨拶の辞を述べる。(JAW-12052 及び参考文書 2 参照)

牛場 : 第 7 次韓日会談の会議進行方式に関する、日本側の考えを述べる。用語は韓、日、英 3 ヶ国語ですが、相手方を理解させるための通訳は両側がそれぞれ担当することにして、合意議事録作成及び新聞発表担当官として広瀬代表を指名する。また議事録は必要な場合にだけ作成するのが良い。

金首席 : 会議進行方式に関する日本側の意見に異議ない。わが側合意議事録作成及び新聞発表担当官として李圭星代表を指名する。議題に関しては 1) 基本関係、2) 対日韓国請求権、イ、一般請求権、ロ、文化財、ハ、船舶)、3) 在日韓人法的地位、4) 漁業及び平和線、とするのはどうか?

牛場 : 議題に関しては後に非公式に協議して決定するのが良い。

金首席 : 第 6 次会談のケースと同じにするのが良いと考える。

牛場 : よい。(こうして日本側は「対日請求権」を「対日請求権及び経済協力委員会」と改称することを非公式に主張して来たがこれを撤回し、わが側の主張通り従来と同じ名称を使うように合意することになった。)

金首席 : 韓国側の各委員会首席を紹介する。基本関係委員会首席は文哲淳代表、在日韓人法的地位委員会首席は方熙代表、漁業及び平和線委員会首席は李圭星代表とする。

牛場 : 日本側の基本関係委員会首席は広瀬代表、法的地位委員会は平賀及び八木両代表、漁業及び平和線委員会は和田及び広瀬両代表とする。日本側は首席を複数制にしようと思うが、韓国側も複数制にしてもよい。

金首席 : 各委員会首席の複数制に関しては、今後便宜によって考慮することにする。会議の日程に関しては、12 月 7 日(月)に在日韓人法的地位委員会と漁業及び平和線委員会の第 1 次会議を午前、午後に分けて開催し、12 月 8 日(火)には基本関係委員会の初の会議を開催したらよい。その後の会議開催日程に関しては、各委員会の首席間で合意して決定することにするのがよいが、12 月 18 日(金)を期限として、可能なら毎日でも会議をするようスケジュールを組み、能率的に会議を進行させると同時に、12 月 21 日(月)に再度本会議を開き、各委員会の成果を整理することで年内の会議を終了し、来年の会議に臨むようにするのはどうか?

牛場 : 会議を能率的に運営しようというのに大きく同感する。会議のスケジュールに関しては韓国側の意見通りにしたい。新聞発表内容は両側新聞発表担当官に一任したらどうか?

金首席 : 異議ない。(新聞発表内容は参考文書 7 のように後に合意した。)

牛場 : それなら今日の会議は、これで閉会したらどうか?

金首席 : そうしよう。(会議は 15:32 に終了した。)

5. 参考文書目録 :

- 1) 第 7 次韓日会談開催に際する金東祚首席代表の挨拶文
- 2) 第 7 次韓日会談第 1 回本会議の進行順序
- 5) 日本側牛場首席代表代理の挨拶文
- 6) 第 7 次韓日会談両側代表名簿(1964.12.1.)

7) 第7次韓日会談第1回本会議に関する新聞発表文、各1部。 終

(訳者注：3)第7次韓日全面会談韓国代表団名簿と4)第7次韓日全面会談各分科委員会韓国側委員名簿は消されている。ただ3)第7次韓日全面会談韓国代表団名簿はこのファイルに入っている。これは日本側制作の文書である。)

P159 第7次韓日会談開催に際する金東祚首席代表の挨拶

1964. 12. 3.

私たちは韓日両国間に新しい歴史を創造する重大な使命を担って、今日第7次韓日全面会談の開催に臨むことになりました。

韓日両国関係の前途は、この会談を通じて成就される結果に従って、大きく左右されるだろうと言っても過言ではありません。この歴史的使命を遂行するために本人と韓国代表団が、牛場首席代表代理を始め日本代表団の皆様と場所を共にすることになったことを、とても嬉しく栄光に思うものであります。

回顧いたしますと韓日両国政府が両国間の不幸な過去を清算し、公正と衡平の原則に立脚した新しい友好善隣関係の樹立のための交渉を始めて、既に13年が経過しました。その間6次に亘る会談を重ねてながら数多くの紆余曲折がありましたが、まだその結実を見られないでいることは、実に遺憾なことと言わざるを得ません。特に1951年10月国交正常化のための最初の韓日交渉から、もしくは直接に、または間接に、会談進行に関与する機会を持ちましたし、その推移に人並み外れた関心を持って来た本人としては、より深い感慨を禁じられません。

韓日両国は地理的に近接しているのみならず、歴史的に良かれ悪しかれ色々と複雑な関係を保って来ましたし、今は自由民主主義の理念を共にするという友邦として、政治的、経済的に緊密に提携して行かなければならない運命に置かれています。ましてや共産勢力の脅威がますます尖鋭化する現国際政局に照らして、韓日両国間の早急なる国交正常化はただ両国国民共同の繁栄だけでなく、自由アジア進んでは全自由陣営の結束と安全に寄与するのに、多大だということとは二言を要しません。

このような見地から両国は、視野をもっと広げ長い眼目で一日も早く、大局的な解決を期さなければならない時点に来ました。お互いに避けられない主張や譲歩があったとしても、それは長久な将来を通して両国共同の繁栄と、全自由陣営の安定を成すための主張と譲歩だなければならないと、本人は確信するところです。

韓国政府は以前より韓日会談の妥結と国交正常化の早期実現を、その基本政策のひとつとしていることを内外に明らかにして来たとし、このために忍耐深い努力を傾注して来ました。

その間長久な日時にわたった交渉を通じて、特に1961年秋から始まった第6次韓日会談においての真摯な討議と、両国の高位政治指導者間の接触を通じて、ある程度お互いの胸中をわかり得る段階にまで至りました。勿論われわれはこの長久な交渉を通じて、諸懸案の妥結が難しいことを骨に沁みて感じており、またこの難しくても重大な問題を、一朝一夕に解決できる妙薬はないということも良く知っています。しかしわれわれが互譲の精神で虚心坦懐に忠実な交渉を進行して行くならば、必ずや両国間に介在する諸懸案を円満に解決し、両国国民が待望している国交正常化を成し遂げられるだろうと確信するものであります。

韓国政府と本人は諸懸案に関して、公正で合理的な解決を迅速円満に成就することで、過去の不幸な歴史に起因する感情を払拭し、相互理解と融和に基づく永続的な友好関係を樹立しようという、固い信念と意欲で今回の会談に臨むものであります。

本人は日本政府と貴代表団の皆様方も、韓国側に劣らない誠意と雅量で臨まれ、一日も早くわれわれの共同目標が達成されることを念願するものです。

以上で本人の挨拶の辞に代えようと思います。

P162 第 7 次韓日会談第 1 回本会議の進行順序

1. 日時： 1964 年 12 月 3 日
2. 場所： 日本外務省大臣接見室
3. 会議進行：
 - (1) 代表団の紹介
 - (2) 首席代表の挨拶
 - 1) 牛場日本側首席代表代理の挨拶
 - 2) 金東祚韓国側首席代表の挨拶
 - (3) 用語の採択 - 韓、日、英 3 ヶ国語を公式用語とし、相手方を理解させるための通訳はそれぞれ準備する。
 - (4) 合意議事録作成及び新聞発表担当官
韓国側 - 李圭星代表
日本側 - 広瀬代表
 - (5) 議題採択(第 6 次会談議題と同一)
 - 1) 基本関係
 - 2) 対日韓国請求権
 - イ、一般請求権
 - ロ、文化財
 - ハ、船舶
 - 3) 在日韓人の法的地位
 - 4) 漁業及び平和線
 - (6) 各委員会の開催日時 - 年内にまず下記委員会を開催する。
 - 1) 基本関係委員会
 - 2) 在日韓人法的地位委員会
 - 3) 漁業及び法的地位委員会

昭和三十一年十二月三日の第七次日韓全面
会談第一回本会談における牛場首席代表代
理の挨拶

本日、ここに金東祚首席代表閣下をはじめ韓国側代表団各位を
迎え、本年春以来中断されていた日韓会談を、新たに第七次会談
として、再開する運びに至りましたことは、私をはじめ日本側代
表団全員の深い喜びとするところであります。

日韓両国政府は、両国々民一般の強い願望を背景として、過去
十数年にわたり、両国間の国交を正常化し、恒久的友好関係を樹
立するため努力を重ねてまいりました。不幸にして、この努力は
未だ実っておりませんが、それにもかかわらず、経済・文化等諸
般の分野における日韓両国の関係は近時一段と緊密の度を加えて
おります。また、さきの東京オリンピックでもみられたように、
両国間の人の往来やスポーツ等を通じ、両国民の間の相互理解も一
層深まりつつあることは御承知のとおりであります。

このことを考えますと、私は、日韓国交正常化の機運はすでに到来していると確信するものであります。そして、この日韓の国交正常化は、単に日韓兩國のためになるばかりでなく、アジアの平和と繁栄、ひいては世界の平和と繁栄のための一つの大きな礎石であるというのが、私の信念であります。

過去十数年にわたる両国関係者のたゆまざる努力の成果として、日韓会談の諸懸案の討議は相当程度に進捗しておりますので、私は、来週から再開される基本関係・漁業・法的地位の各委員会がその上に立つてさらに一段の成果をあげるよう期待するものであります。特に、日本側と致しましては、その最大の関心事であり、かつ、会談の早期妥結の成否を左右するといつても過言ではない漁業問題の討議が実質的な進捗をおさめることを切に希望するものであります。

私は、さきに第六次会談の冒頭、これをもつて「最後の会談」

たらしめるようお互に努力したいとの趣旨を杉首席代表が御挨拶したことをあらためて想起せざるを得ません。私は、この第七次会談こそ真に実りあるものたらしめるべく、日本側各代表ともども熱意をあらたにしておるのであります。もつとも、徒らに妥結の早きのみを焦ることは大局的に却つて逆効果であることに想いを致し、日韓両国の将来にしこりを残すことなきよう、真に公正、妥当な妥結内容を産み出すべくお互に十二分に協力することを念願する次第であります。

終りに臨み、日韓間の諸懸案が円満に解決し、両国国民の待望久しい日韓国交正常化の日が速かに到来するよう心から希念しつつ御挨拶を終わりたいと思ひます。

第7次日韓全面会談両国代表名簿

39/2/

(日本側)

首席代表		杉	道	助
次席代表	外務省外務審議官	牛	場	信彦
代 表	法務省民事局長	平	賀	健太
'	' 入国管理局長	八	木	正男
'	' 外務省アジア局長	後	宮	虎郎
'	' 経済協力局長	西	山	昭里
'	' 条約局長	藤	崎	万里
'	' 情報文化局 文化事業部長	針	谷	正之
'	' アジア局参事官	広	瀬	達夫
'	大蔵省理財局長	吉	岡	英一
'	文部省文化財保護委員 会事務局長	宮	地	茂
'	農林省水産庁次長	和	田	正明

314

0572

166

（韓国側）

首席代表	駐日代表部代表	金	東	祚
代表	駐日代表部公使	方		熙
'	外務部企画管理室長	文	哲	淳
'	駐日代表部参事官	李	圭	星
'	外務部亜州局長	延	河	龜
'	法務部法務局長	李	洞	鎬
'	農林部水産局長	李	鳳	来
'	農林部国立水産 振興院院長	金	命	年

315

0573

167

P168

参考文書 7

第 7 次韓日会談第 1 次本会議に関する新聞発表

第 7 次韓日本会談第 1 次本会議は 12 月 3 日午後 3 時から外務省で、韓国側金東祚首席代表、日本側牛場信彦首席代表代理以下、各代表が出席した中で開催された。この会合で両側首席代表がそれぞれ代表を紹介した後、挨拶を交換した。

続いて会談の議題及び手続き事項は従来と同じにし、漁業及び法的地位委員会は 7 日(月)から、基本関係委員会は 8 日(火)から開催することで、両国間が合意した。

P169

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-12100

日時 : 64.12.5.12:17

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

第 7 次韓日会談各委員会の第 1 次会議を次のように開催することで、日本側と合意したのでこれを報告します。

1. 漁業関係 : 12 月 7 日 10 時 30 分
2. 法的地位 : 12 月 7 日 15 時
3. 基本関係 : 12 月 8 日 10 時 30 分
(駐日政-外亜北)

P170 2-2、 2 次、 1964.12.21

P171

付箋紙

1964.12.16

題目要約 会談進行に関する請訓

1. 各委員会の討議は 12.18,19 時までで一段落
2. 12.21 に予定通りに第 2 次本会議開催
3. 明年再開日時は 65.1.18(月)と暫定的に決め、本国政府との協議後日本側と再協議して確定することにする。

P172

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-12276

日時 : 64.12.15.17:30

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

題目 : 韓日会談の今後の進行に関する請訓

1. 現在進行中の第 7 次韓日会談の基本関係、漁業及法的地位 3 個の委員会は、18 日頃まではわが側が当初作成した通りにそれぞれ 5、6 回の会合を持ち、懸案別各問題点に対する討議を一段落するものと予想されるものであります。
2. したがって 18 日、遅くとも 19 日までには各委員会の討議を一段落し、21 日に予定通りに第 2 次本会議を開催するつもりですが、本会議では各委員会の討議で懸案別問題点全般に亘り両側の立場が明らかになったし、可能な限り相互意見の接近を試みた点で、非常に

有益だったことを確認して、明年初めから始まる会談で、これを基礎に両側の意見を狭め続ける作業を続けることにし、年末年始休会に入るつもりです。

3. また明年初め会談の再開日時に関しては 1 月 18 日(月)に開催するものと暫定的に決めておいて、本職が本国政府との協議を終えた後、帰任して日本側との再協議を経て確定することにするつもりです。
4. 以上のような方式に沿って年内会談を一段落してもよいか、至急回示願います。
推移：本職はこのような会談運営方法及びその他韓日関係全般に関して討議しようと、17、18 日両日に椎名外相との面談を要請しています。
5. 第 1 次次のように開催することで、日本側と合意したのでこれを報告します。
(駐日政-外亜北)

P173 大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-12208

日時：64.12.16.18:00

受信人：駐日大使

対：JAW-12276

対号で請訓した韓日会談の今後進行方式に対して、本部としても異議ないことを回報する。ただし、貴下の本国帰国に関しては別途訓令する。(外亜北)

長官

P174

付箋紙

1964.12.21.

題目要約：金大使と椎名外相間の面談(12.18)

1. 椎名外相は自分の訪韓時期が 2 月中旬になるだろうと言った。
2. 金大使は北傀貿易関係員の日本入国可能性問題が実現すると、大きく政治問題化するだろうと言った。この問題に関する基本方針を事前に講究することを、金大使は勧告した。
3. 金大使は「韓国政府の管轄権」に関する後宮局長の発言内容を訂正することを要求した。椎名外相は「了解云々」は訂正すると言った。
4. 冷凍船 11 隻の輸出問題を早急に解決することを促した。

P175 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-11349

日時：64.12.18.19:46

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

題目：金大使と椎名外相間の面談内容報告

本職は今日 18 日 16:00 に椎名日本外相を訪問し、約 30 分間面談したので、その内容を下のよう

- に報告します。(李圭星参事官、後宮アジア局長同席)
1. 本職は故杉首席代表に対して弔意を表明したところ、日本外相はこれに感謝するところと述べた。
 2. この間進行中の韓日会談各分科委員会の討議経過に言及し、本職は明年度の本格的な交渉に備えて、年内に両側の立場を明らかにさせ、可能な部分の意見接近を期したという点に、これを満足に思うと述べたところ、日本外相もこれに同感を表明した。本職は日本外相に、明年の本格的な交渉において、日本政府がより大局的な見地から韓国側の立場に接近できるこ

とを願い、各委員会実務代表陣にもう少し広範な権限を与え、本格的な折衝をできる準備を備えて欲しいと言った。日本側は良く分かったと言って、韓国側もこのような準備が良くできることを望むと答えた。本職は政府訓令を待ち、22 日頃に本国政府に報告するために帰国することと予想されると述べた。

3. 椎名外相の訪韓に関して日程等が決定したかを聞いたところ、日本側は椎名外相が 8 日に佐藤首相に随行して米国に向かい、15 日日・英閣僚協議に出席した後、欧州公館長会議を終え、18 日頃に帰国し、20 日から始まる定期国会外交政策演説及び衆・参両院本会議予算委員会での政府質疑を終えれば韓国に行けるが、その時期が大体 2 月中旬になるだろうと言った。これに関してわが側は外務部長官の国連出席日程があるので、可能な限り 2 月中の早い時期になることを希望すると言ったところ、日本側はこれを充分念頭において日程を作成すると言った。日本側は具体的な訪韓日時、随員等はまだ未定だと言うので、わが側は準備の関係上、少なくとも 1 ヶ月前には正式に通報してくれるようにして欲しいと言ったところ、そうするという回答があった。
4. 日本首席代表後任人事に関して日本外相は、桜田氏が最後まで受諾を拒否するので、政府の立場がとてもまずいとしながら、新しく人選に入るつもりであり、年内には決定が難しいのではないかと聞いた。本職は日本側首席代表に誰になるのかという立場ではないが、韓国側としては可能な限り大物クラスの人士が任命され、日本の政財界に対して韓日会談を理解させるのに大きな力になれる人士になることを希望すると述べた。
5. 本職は最近新聞紙上に報道されている、いわゆる北傀貿易関係員の日本入国可能性問題に言及し、これは万一実現するならば大きく政治問題化する可能性があり、会談進行にもとても良くない影響を与える可能性があるだろうと言った。これに対して日本側は、政府としては北韓との往来は極度に制限しており、個別的にオリンピック、または赤十字関係等不可避な者の入国だけを認定して来たものなので、政経分離の立場を取っている中共ともまったく別途の見地で取り扱って来たとし、今後も極力制限し慎重に扱う立場だが、社会党に対する政策等もあり、これを全面的に制限するのは難しい事情なので貿易関係者の内、不可避なものは結局厳密に選別し、許可をせざるを得なくなるだろうという立場を表明した。これに対して本職はこのような措置は結果的に、在日韓人の在朝連(総連)系分子たちを ENCOURAGE してはならないだろうと厳重に制限することを再度強力に要請した。
- (観測及び建議)本職が受けた印象としては、今後北傀貿易関係員の入国を承認する可能性が濃いものと見える。この間新聞紙上等に報道されている、北傀との巨額のプラント輸出商談等が進行中なので、今後わが側とのプラント交渉がある程度本軌道に上れば、北傀に対するプラント輸出が 1、2 件実施される可能性がなくはない。したがって政府としてはこれに対して強硬にわが側の立場を明かすと同時に、今後このような事件が発生するケースに備えて、政府の基本方針は事前に講じられなければならないと思料されるので建議します。)
6. 本職はいわゆる「韓国政府の管轄権」云々する 17 日の日本衆議院での後宮発言に対して、わが側の立場を明かし、特に韓国側と了解云々は事実と背くものなので訂正しなければならないと言った。これに関して同席した後宮局長は、自分の責任なので説明すると前提し、自分としては「管轄権」という語句も使ったことがなく、ただ韓国と締結した条約の適用地域に関して、韓国側はその憲法に規定されたところに沿う立場を取るだろうが、日本側としては韓国の現実的な支配が北韓に及んでいないという事実を考慮に置くという日本側の立場を話したもので、ただこのような現実的な支配が及んでいないという事実は、韓国も知っているのではないかと等の発言をしたものと言ひ、「了解云々」に対してはこの場で訂正すると言った。これに関連して本職は、日本政府首脳の国会発言は即刻韓国で報道され、もめ事を起こしており韓国側を刺激しているので、このようなことがないように気をつけて欲しいと言ったと

ころ、日本側はそうでなくても何時も気をつけており、これを考慮して「管轄権」という語句も使用を控えているという答弁をした。

7.本職は今回本国政府に、帰国する場合日本側が特に話すことがないかと言ったところ、日本側は税金未納日本商社員の出国が禁止され、日本側に刺激的な要素になっているので、これを解決して欲しいと言うので、本職は即刻本国政府に報告すると言った。

8.いわゆる整地作業に関して本職は、一部分解決を見ているが、まだ冷凍船 11 隻輸出問題が解決していないことを指摘し、これに早急な処理を要望すると同時に、この際対韓輸出禁止に関するいわゆる閣議了解事項をなくすようにすることを要望したところ、日本側はよく分かったという答があった。(外亜北)

P179 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-12351

日時：64.12.18.19:46

受信人：長官

発信人：駐日大使

第 7 次韓日会談第 2 次本会談は 21 日 15 時に開催した後、年末年始休会に入る予定だが、その間の交渉事項を本国政府に報告しようと、本職が 22 日に一時帰国して 25 日に帰任し、26 日公館長会に出席しようと思しますので、許可して下さいをお願いします。

推移：本件に関してはこの前赴任時に当地を通過した崔圭夏駐マレーシア大使から、大統領閣下の口頭指示と言って会談が終われば即時、帰国報告せよというお言葉を伝えられているので参考になさして下さい。(外亜北)

P180 大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-12365

日時：64.12.21.10:20

受信人：長官

発信人：駐日大使

第 7 次韓日全面会談第 2 次本会談は今日 21 日午後 3 時に日本外務省で開催される予定ですのでまず報告します。(駐日政-外亜北)

P181 大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-12249

日時：64.12.21.13:30

受信人：駐日大使

対：JAW-12351 号

1. 対号で請訓した貴下の一時帰国は、亜州地域公館長会議に出席した後にされるよう望む。本件に関しては青瓦台の了解を得てあることを添言する。

2. 貴下帰国日程を報告願うが、年末及び年始に任地にいる必要がある時には、同時期以後に帰国するようにしてもよい。(外亜北) 長官

P182 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-12379

日時：64.12.21.14:46

受信人：長官
発信人：駐日大使

対号 WJA-12249、12250

緊急に報告しなければならない事由があり、明日 22 日西北航空便で、ソウルから派遣された代表团全員を帯同し、帰国することを報告します。(駐日政-外亜北)

P183 大韓民国外務部
発信電報

番号：WJA-12258
日時：64.12.21.17:50

受信人：駐日大使

1. 対号電文接受した。
2. 貴下の 22 日帰国を承認する。(外亜北) 長官

P184 付箋紙
題目要約：第 2 次本会談(64.12.21)

1964.12.22.

1. 韓国側は各委員会での討議が実質的な進展が少ないことを指摘し、再開会議では大局的な見地から懸案の妥結に協助してくれることを要請した。
2. 日本側でもこれに同意を表し、第 6 次会談で合意した出発点に対して韓国側が消極的だと述べた。
3. 日本側は、諸懸案の中には独島問題が含まれるという立場を始めて明白にした。
4. 第 3 次本会議は 1965.1.18(月)に開催することにした。

P185 大韓民国外務部
着信暗号電報

番号：JAW-12386
日時：64.12.21.18:32

受信人：長官
発信人：駐日大使

第 2 次本会談報告

1. 第 7 次韓日会談第 2 次本会議は予定通り、今日 21 日午後 3 時から約 30 分間開催された。
2. 本職はまず杉韓日会談日本側首席代表の逝去に対する深々とした弔意を表してから、各委員会の韓国側首席委員から受けた報告を基礎にして、約 2 週間ほとんど毎日開催された第 7 次韓日会談基本関係委員会、法的地位委員会、及び漁業及び平和線委員会の会議運営、及び討議進行事項に関して回顧する発言をした。これに対して牛場日本側首席代表代理は故杉氏に対する韓国側の弔意に対する感謝の意を表し、日本側も杉氏の遺志を受け継いで、韓日会談解決に尽力するという所感を表すと同時に、韓国側の業績回顧内容が、自分が日本側首席委員たちから聞いた報告と相違ないということを確認した。
3. 本職は継いで、去る各委員会での討議は全体的に有益だったと思うが、実質的な進展が少ないのは遺憾だと前提ながら、次の会議が再開される時はもっとより大局的で高い見地から、懸案の妥結に協助してくれることを望むという所感を表明した。特に会談の進展が漁業問題のために全体的に遅くなる感があるが、漁業問題を重要視する日本側の立場は理解

しても、他委員会の討議進行状況に縛られることなく、独自に各委員会の討議を推進することが、全般的に会談の妥結を促進させる要諦であることを強調した。これに対して牛場日本側代表は自身の所感だとしながら、最近韓国訪問期間中わが政府の格別な歓待を受けたのに対して謝意を表し、特に丁國務総理を始めとするわが政府の皆様方から、韓日会談妥結に対する熱意を直接接することがあったとしながら、佐藤首相、椎名外相ら日本政府側の会談妥結に対する熱意も強いということを強調した。同日本側代表はまた、より大局的で高い見地から会談を妥結させようという本職の意見に同感だと言った次に、韓国側代表の発言の中には第 6 次会談で合意できた相互間の出発点になる提案に対して、消極的な印象がある発言があるが、真意ではないと思うがこのような印象が払拭されることを望むと言った。彼はまた懸案の問題に関する大綱が妥結すれば、条文作成は比較的早期に完了するだろうと展望し、韓国側は請求権、法的地位及び漁業(問題が)妥結すれば諸懸案が解決するものと思っているようだが、同諸懸案の中には独島問題が含まれるということを明白にしたいと言った。

4. 両側は第 1 次会議時に合意した通りに基本関係、韓国請求権(一般請求権、文化財及び船舶、)在日韓人法的地位、漁業及び平和線の各委員会を併行させるという原則の下に、来年 1 月 18 日(月)に第 3 次本会議を開き、継いで今年のように 3 個の委員会の会議を進行させるが、どちらか片方からその他の委員会を開催することを提議した時には、これを尊重するようにすることに合意した。

5. 新聞発表は要旨次のようにすることとし、両側は今回の会議に関する合意議事録を作成することとした。

「第 7 次韓日会談第 2 次本会議は、1964.12.21 日本外務省で韓国側金東祚首席代表、日本側牛場首席代表以下、各代表が出席した中開催された。この会合で、去る 2 週間開催された基本関係、法的地位、漁業及び平和線の 3 個の委員会の運営及び活動状況に関して検討した。両側はまた第 3 次本会議を 1965.1.18.(月)に開催することにした。」(駐日政-外亜北)首席代表

P188

駐日代表部

駐日政 722-530

1964.12.22.

受信：外務部長官

題目：第 7 次韓日会談第 2 次本会議会議録送付

1964.12.21.に開催された第 7 次韓日会談第 2 次本会議会議録を別添送付します。

別添：同会議録 2 部

駐日大使 金東祚

P189

第 7 次全面会談 第 2 次本会議
会議録

1.日時： 1964.12.21.(月) 午後 3 時

2.場所： 日本外務省外務大臣接見室

3.出席者:

韓国側： 首席代表 金東祚 駐日大使

代表 方 熙 駐日代表部公使

同 文哲淳 外務部企画管理室長
同 李圭星 駐日代表部参事官
同 延河亀 外務部亜州局長
同 李炯浩 法務部法務局長
同 金命年 国立水産振興院長

(上記代表 7 名の外、専門委員及び補佐若干名同席)

日本側：首席代表代理 牛場信彦 外務省外務審議官

代表 平賀健太 法務省民事局長
同 後宮虎郎 外務省アジア局長
同 藤崎万里 外務省条約局長
同 広瀬達夫 外務省アジア局参事官
同 和田正明 水産庁次長

(上記代表 7 名の外、専門委員及び補佐若干名同席)

4. 討議内容：

金首席：会談に入る前に本人は、韓国政府とこの場に出席している韓国代表团全員を代表して、杉首席代表の逝去に対して深々と弔意を表すものです。故杉氏は 1961 年 10 月に第 6 次韓日会談が始まって以来、日本側首席代表として会談の早期妥結と韓日両国間の国交正常化に、人並み外れた理解と熱意を持って貢献して来たことは私たちの良く知る事実だ。今や韓日代表の弛まぬ誠意と努力で会談妥結の展望が遠くないこの時、生前の努力の結実を見られずに杉氏が逝去したことは、実に惜しいことと言わざるを得ません。本人はこの場にいらっしゃる皆様方と共に、もう一度故人の冥福を祈ろうと思います。(崔兪洙専門委員通訳)

牛場：故杉首席代表の逝去に対して韓国政府と代表団の皆様方が弔意を表してくれたのに対して、深々と謝意を表すものです。日本政府と本代表団たちも杉氏の突然な逝去を深く哀悼しており、杉氏の冥福を祈ると同時に、既に故人になった杉氏の遺志を受け継いで韓日会談の早期妥結のためにあらゆる努力を尽くす覚悟である。

金首席：第 7 次韓日会談は去る 12 月 3 日に第 1 次本会議で始まって以来、7 日から 18 日まで基本関係委員会、在日韓人法的地位委員会、漁業及び平和線委員会の 3 個の委員会が、ほとんど毎日のように開催され、各委員会毎に真摯で活発な討議を通じて、両側の立場の接近のための努力が傾注されて来たものである。

このような各委員会の運営及び討議進行状況に関して本人は、各委員会の韓国側首席委員から詳細な報告を受けているが、今牛場首席代表代理の了解を得て本人が受けた報告を基礎にして、3 個の委員会の運営及び討議進行状況に関して、簡単に英語で話そうと思う。(崔専門委員通訳)(別添：第 7 次韓日全面会談においての各委員会の運営及び討議進行状況に関する報告を読む。)

牛場首席代表代理は各委員会の日本側首席委員から受けた報告と照らして、本人が言った報告の内容に異議がないか？

牛場：本人も各委員会の首席委員から報告を受けているが、金首席代表の発言内容と違いがない。

金首席：今日年内の会談を一段落させ年末年始の休会に入る機会に本人は、今までの討議進行状況を振り返って見て、簡単に本人の所感の一端を披歴しようとおもう交渉事項を本国政府に報告しようと思う。

今回の会談は韓日会談が一時中断していた末に、両側代表団の新しい決意と倍旧の努力で、諸懸案の迅速で円満な解決のために臨んだものである。その間実質的に約 2 週間の短い期間だったが、従来より一層真摯で建設的な雰囲気、ほとんど毎日のように実質的討

議が進行したのに対して、日本側代表団の皆様と共にこれを同慶して止みません。

今、本人が簡単に述べ牛場首席代表代理が同意したように、今回の会談においては各委員会ごと問題点全般にわたった討議を通じて、両側の立場を明確に整理すると同時に、問題点によっては相互意見の差異の接近を見た部分もあって、本人はまず第1段階として、今年内の討議がより本格的な折衝のために全体的に非常に有益だったということを言いたい。

しかし皆様もよくお分かりのように各懸案毎の両側の立場には、まだ狭めなければならない間隔が多く残っている。したがって本人は今回の本会談が年末年始の休会入のを利用して、韓日両側が未解決の各問題点に対して、より大局的で高次の見地から鋭意検討を加え、明年に再開される会談においては、迅速果敢に両側の意見の接近のための作業を遂行できるようにして、多年間の懸案を円満に解決することで、われわれが共同で追及する韓日会談妥結の目標を達成できるようになることを懇切に願うものである。

特に本人として一言申し上げたいことは、明年度に各委員会を進行させて行くにおいては、委員会毎に他の委員会の討議進行状況に縛られることなく、独自に討議を進行させ、各懸案ごとに一日でも早く完結し処理して行くことが、全般的な会談の妥結を促進する方法だということだ。本人は牛場首席代表代理を始めとする日本代表団の皆様もこのような考えで各委員会の討議を進行させて行くことと信じ、また願うものである。(崔専門委員通訳)

牛場 :本人の所感を述べる。前回貴国を訪問し、貴国政府を始め各界からの格別な歓待を受けたのに対して深々と謝意を表わす。韓国に滞留する間、丁一権国务総理、文徳周外務部次官等色々政府の要人たちから、韓日会談妥結に対する熱意を直接接することがあり心強く思う。佐藤首相、椎名外相ら日本の高位層も韓日会談妥結に対する強い熱意を持っていることも、皆様方がよくご存じと信じる。椎名外相が近い内に貴国を訪問する予定だが、同外相の訪韓は韓日会談の妥結を促進させるのに大きな寄与があるものと期待するものである。只今金首席代表から今後各懸案に関する討議を推進するのにおいて、より大局的で高次の見地から両側の意見を接近させようと言ったが、本人としては常にそうするよう努力したし、またそうしようと思う。

前回の会議の経過を振り返ってみる時、ひとつ不安に思われるものがあって話したい。韓国代表の発言の中には、第6次会談で論議された相互間の出発点になる提案に対して、消極的なような印象がある発言があるが、これは真意ではないと思うが、このような印象が払拭されることを望む。韓国側から請求権問題も今度一緒に討議しようという提案があったが、日本側は請求権問題はその大綱が妥結したので、漁業に対する大綱を妥結した後に討議しようと言ったのである。日本側としては漁業問題が最も重要なことは事実であり、重要問題点が妥結すれば、条文作成は比較的短時間内に妥結できるだろうと思う。韓国側は請求権、法的地位及び漁業関係が妥結すれば諸懸案が一括妥結するものと考えているようだが、日本側は独島問題を含む諸懸案が一括妥結してこそ国交正常化が可能だという立場なのを明白にしたい。

金首席 :次に本人はこの前の第1次会議時に合意した基本関係、韓国請求権(一般請求権、文化財及び船舶)、在日韓人の法的地位と漁業及び平和線の各委員会を併行させるという原則の下に、年内にはまず基本関係、在日韓人の法的地位、漁業及び平和線の3つの委員会を、併行して進行させるという原則を再確認しようと思う。牛場首席代表代理に異議がなければ、本人は明年初めに始まる会談においては当分の間、今年のように3つの委員会を進行させるが、どちらか一方からその他の委員会を開催する必要性を感じて提議する時には、同意見を尊重し両側の首席代表間で相談して開催するようにしたらどうか？

牛場 :原則的に金首席代表の提議に同意する。

金首席 :最後に今年度の会談はこれで一段落させ、年末年始の休会に入ることとして、来年 1 月 18 日(月曜日)に第 3 次本会議を開き、継いで各委員会の会合に入ること合意することを提議する。

牛場 :そうしよう。

金首席 :これで今回の会議は円満に終わったものと思うが、これに関する新聞発表の内容はどう決めたら良いのか?

牛場 :報道担当官に一任したらどうか?記者たちから今回の会議での討議内容に関する質問が多いだろうが、独島問題に関する本人の発言は、発表しないようにするから了解して欲しい。

金首席 :それなら新聞発表は両側の公報官に任せることにしよう。今回の会議内容に関する議事録は、両側が合意して作るのはいかが?両側の議事録担当官が会って作成するようにしたらと思う。

牛場 :そうしよう。(会議は 11:35 に閉会した)

5. 新聞発表

「第 7 次韓日全面会談第 2 次本会議は 12.21.午後 3 時から外務省で開催された。同会議ではまず故杉道助日本側首席代表の冥福を祈った後、韓国側金東祚首席代表は基本関係、法的地位及び漁業の各委員会の討議状況に関する韓国側各首席の報告を基礎として、各委員会の運営及び討議進行状況に関して発言し、牛場信彦日本側首席代表代理は金首席代表の発言内容が、彼が各委員会の日本側首席から受けた報告内容と同じという意を表明した。また両国代表は本会議及び上記各委員会の会議を休会させるのに対して意見の一致を見て、次の本会議は明年 1 月 18 日(月)に開催することで決定した。」

6. 今回の第 2 次本会議に関する合意議事録は、日本側に準備期間を与えるために、追って実務者間の会合を通じて作成することにした。

別添: 各委員会の運営及び討議進行状況(英文) 各 1 部。 終

[附件]

Committee on Basic Relations

The Committee held five meetings on December 8, 10, 12, 16 and 18, 1964 respectively.

It was agreed at the first meeting that the discussions at this Committee should be expedited so as to level up, within the year if possible, the degree of its progress at least to those of the other Committees in view of the fact that no substantial discussions had been made since the conclusion of the Third Korea-Japan Overall Talks.

At the second meeting, both sides submitted the draft essentials of their positions on the problem of basic relations between the two countries, and respectively made explanations thereon. By the order of the Committee, working-level officials of both sides met informally to agree tentatively on the items to be taken up for discussions at this Committee. The List of items is attached hereto.

As for the kind of agreed document, the Korean side took the position that it should take the form of a "treaty" while the Japanese side took the position that it should take the form of a "joint declaration."

Through an overall exchange of views on the items agreed to be taken up for discussions, the outline of the positions of both sides has been clarified. It was agreed at the last meeting that both sides should come up with more detailed positions, preferably in the form of draft agreements, for substantial negotiations at the Talks to be resumed next year.

197

List of Items Agreed Tentatively at the Working Level
To Be Taken up for Discussions at the Committee on
Basic Relations

1. Establishment of a new relationship based upon mutual respect for sovereign rights.
2. Maintenance of permanent peace and of good-neighborly and friendly relations.
3. Promotion of the common welfare.
4. Contribution to the maintenance of peace and security in Asia and in the world.
5. Reference to negotiations between plenipotentiary delegations.
6. Names of plenipotentiaries.
7. Reference to the fact that agreements were reached as a result of the negotiations.
8. Liquidation of the past relations and confirmation of the fact that treaties or agreements concluded between Korea and Japan on and before August 22, 1910 are null and void.
9. Establishment of diplomatic and consular relations.
10. Article regarding commerce and navigation.

11. Article regarding civil air transport.
12. Principles of the agreements to be concluded separately on the pending problems including the Korean Claims, etc., or the confirmation of the settlement of the various pending problems by separate agreements.
13. Equal division of submarine cable.
14. Confirmation of the fact that the Government of the Republic of Korea is the only lawful government, and of the purpose of the provisions in Article 2 of the Treaty of peace with Japan signed at San Francisco and the United Nations General Assembly resolution 195 (III).
15. Problem of the administrative jurisdiction of the Government of the Republic of Korea.
16. Respect for the principles of the United Nations Charter.
17. Article regarding the settlement of disputes on interpretation.
18. Article regarding ratification.
19. Languages.
20. Name and kind of the document to be agreed upon.

Committee on Legal Status of
Korean Residents in Japan

The Committee held five meetings on December 7, 9, 11, 15, and 17, 1964 respectively.

Both sides exchanged views on the various point at issue which had been discussed at the previous Talks, including the scope of those who will be accorded the permanent residence in Japan, the causes for their deportation and their treatment in Japan.

As for the scope of those Koreans who will be accorded the permanent residence in Japan, both sides respectively made explanations on their positions.

The Committee concentrated a major portion of its deliberations on the treatment in Japan of those Koreans falling under the provisions of the proposed agreement, including educational facilities, social securities, property rights and so on. Through these deliberations, the positions of both sides on these issues were made clear.

The Committee also discussed the ways and means regarding the remittance of money and properties to be carried by the repatriating Korean residents in Japan.

200

The Korean side informally brought up the problems of the treatment in Japan of those Koreans who had entered into Japan after the termination of World War II and resided in Japan for a considerable period of time, and the reuniting of dispersed families of Korean residents in Japan.

201

Committee on Fisheries and "Peace Line"

The Committee held five meetings on December 7, 9, 11, 15 and 17, 1964 respectively.

In connection with the regulation of fishing, the Committee first took up the problem of establishing Zone E and the principle of regulation in Zones B and C. The Korean side strongly asserted the necessity of setting up Zone E for the reason that this area covered a very important wintering Zone for various stocks of fish, while the Japanese side insisted that it saw no reason for establishing such zone of regulation. As for the principle of regulation in Zones B and C, new efforts were made to solve the related problems.

The regulation of fishing in Zones A and D was also a subject of discussions at this Committee, but no substantial progress was achieved.

Discussions were made on other issues such as the method of drawing straight baselines as well as on the fishery cooperation including the amount and terms of fishery loans. In this connection, both sides generally reiterated their previous positions.

202

It was noted that through these discussion, the positions of both sides on the various points at issue in general and several technical points in particular were made clear.

703

P204 2-3 3次、1965.1.18

P205 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-01051

日時：65.1.7.18:42

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

本職は牛場首席代表代理の招待で今日 7 日 1:30-14:30 に昼食を共にしながら会談したので、同内容を下のように要約報告します、(方熙公使、後宮アジア課長同席)

1. 首席代表間会議

昨年末に日本側から非公式に提議があった首席代表間非公式会談の運営に関して、本職はまず 1.18.の本会談再開前にでも 1 度会合し、会談進行方式に関して協議するようにして、再開後にも最少週 1 回定期的に会合し、その他にも各分科委員会の討議が難関にぶつかった場合には、その時毎に随時非公式に会合して、関係分科委の両側首席委員も出席させて問題点に対する説明を聞き、これをより高次な見地で解決するようにしようと言ったところ、日本側はこれに全幅で賛同するという答があった。

2. 韓日会談の運営方式

本職は日本側が漁業問題に過度に重点を置き、漁業委員会の進行度をにらんでその他の委員会を進行させるかのような印象を受けているが、再会会談においては一旦大体の妥結を、2 月末までに成し遂げるという目標以来会談を進行させるが、少なくとも比較的解決が容易な基本関係及び法的地位は、協定草案作成まで引っ張って行くようにし、その時までに漁業問題の解決を見られなければ、例えば政治会談等新しい進行方案を模索するようにするのはどうかと言った。これに対して日本側は、今まで意識的に漁業委員会の進展を他の委員会と関連させようという意図はなかったが、特に大蔵省等が漁業問題の大綱妥結に関する、明確な展望でも立たない限り討議に応じない態度なので、外務省が苦しい立場にあると言いながら、日本側も本職が言ったような目標で会談を進行させるようにすると言った。これに関連して日本側は従来、漁業、請求権の両問題に加えて、比較的両側の立場の接近が容易な法的地位委員会が先導的な役割をして来て、韓国側が従来の立場を反復する案を提示することで一時停滞したが、従来の合意線に沿って討議して行けば容易に妥結を見られるものとも思い、今後は具体的な利害関係がなく、外務省が独自に進行できる 基本関係委員会に先導的な役割を担当させて、討議を進行させようという意見を表明した。

3. 漁業問題

漁業問題に関して、前回李圭星首席委員が和田代表と非公式に会った場所で交換した意見が、一部新聞紙上に韓国側の新しい構想と報道されているに対する日本側の反応を打診しながら本職は、韓国側が国内対策上、名目も重要だがだからと実益も捨て難い立場だとして、両側が立場を皆一緒に説明、納得させられる標案を考え出せられないかと言ったところ、日本側は自分たちも事実上、名目と実益の両側が皆、これを譲歩するのに限界があり、両者の内ひとつを完全に捨てるのが難しい立場にあると言いながら、本職が示唆した方途に関しては、継続して研究してみようという態度を見せた。

4. 日本外相訪韓問題

日本側はまだ日程や随員等を決め難い状況だと言いながら、首相訪米直後から具体的に推進決定することになるだろうと述べた。

5. 独島問題

本職は第 2 次本会談時に牛場首席代理が独島問題を国交正常化と結びつけるような発言をし

たが、本職の意見としては日本側の態度が本当にそうならば韓日国交正常化が不可能だろうし、これは日本が両国の国交樹立のためより、領土的野望が強いという印象を与えるだろうと言った。これに対して日本側は、過去この問題を持って首相や外相が国会で国交正常化と同時に解決するという発言を続けて来た経緯に照らして、国交時にこれに対する解決の展望でも、はっきりしなければならない立場なので頭痛の種だと言いながら、過去韓国側から国際司法裁判所提示が不可能だという話を聞いていてこれは納得するが、韓国側が非公式に示唆したことがある、その内に調整は解決の展望がはっきりしないので受け入れられない立場だとして、もっと研究してみると言った。

6. 東南アジア外相会談予備会談

標記会談への日本の出席に関しては政府指示(外亜南 721.1.701、WJA-12223、WJA-01007)に従って会談の性格、今までの経緯等を再説明し、日本側の出席をうながしたが、日本側は去る 11.14.の本職と椎名外相間の面談結果に言及しながら(参照：JAW-11317 3 項)、それ以上明確な答弁は避けた。(これと関連して日本側は予備会談がバンコックで開催される場合、招請者が誰になるのか問い合わせて来たので、これをお知らせください。)

7. 高杉首席代表との会談

本職は高杉首席と明日 8 日 16:40 に椎名外相室で、外相の紹介で初対面する予定である。(駐日政-外亜北)

P209 大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-01054

日時：65.1.9.13:00

受信人：駐日大使

本国政府との協議のために 65.1.12.に漁業及び法的地位首席代表と共に帰国なさるよう願う。
(外亜北) 長官

P210 大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-01090

日時：65.1.11.10:50

受信人：長官

発信人：駐日大使

対：WJA-01054

本職は訓令に従って方熙、李圭星両公使を帯同し、1.12.西北航空便で帰国する予定なので報告します。(駐日政-外亜北)

P211 大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-01121

日時：65.1.13.14:33

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使代理

写本：金東祚大使

今日 13 日午前当代表部と日本外務省実務者たちの間の協議結果、第 7 次韓日会談第 3 次本会議の議事進行順序に関して、下のように合意したので報告します。

1.日時：1965.1.18.11:00

2.場所：日本外務省 RECEPTION ROOM

3.会議進行：

- (1)代表団の相互紹介(交替した代表中心)
- (2) 首席代表の挨拶
 - 1)高杉日本側首席代表の挨拶
 - 2)金韓国側首席代表の挨拶
- (3) 議事進行方式再確認
- (4)各委員会の運営方式
- (5)両側首席代表非公式会議運営方式
- (6)新聞発表

4.閉会

追伸：両側は 1.16 日に再度協議して、具体的事項に関する予定を立てることにした。(駐日政-外亜北)

P213

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-01140

日時：65.1.14.14:51

受信人：金東祚駐日大使

発信人：駐日大使代理

対：WJA-01101

- 1.対号指示に従って 16 日午前に予定されていた首席代表間非公式会談は取り消しました。
- 2.第 3 次本会談準備のための最終事務打ち合わせを 16 日(土)10:00 に日本側と行う予定ですが、18 日の会談が午前 11 時に開催される予定の関係で日本側の座席名札の準備等があるので、18 日全面会談に参加する代表団員の名簿と李甲成、呉光善両顧問の来日余否、来日時全面会談出席余否等を 5 日中に指示して下さいをお願いします。
- 3.18 日の全面会談で大使が表明される所感に関しては、16 日の事務打ち合わせで両側のポイントを事前に協議する予定なので、日本側の内容等を勘案して帰任後すぐ見られるように準備しておきます。

P214

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-01174

日時：65.1.18.10:01

受信人：長官

発信人：駐日大使

1. 1.18.の第 7 次韓日会談第 3 次本会議においての金東祚首席代表の挨拶文全文を下のように報告します。
2. 同挨拶文を当地駐在韓国新聞特派員にも配布しましたが、時間の関係上挨拶文全文をソウル本社に打電しないと言うので、本部から挨拶文全文が国内の新聞に掲載されるように発表措置なさして下さいをお願いします。

「別添」

第 7 次韓日会談第 3 次本会議においての金東祚首席代表の挨拶 1965.1.18.

(訳者注：P230～232 に日本語文訳があるので省略)

P215

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-01178

日時：65.1.18.12:06

受信人：長官

発信人：駐日大使

連：JAW-01174

1. 1.18.の第7次韓日会談第3次本会議においての高杉晋一日本側首席代表の挨拶文全文を下の
ように報告します。(駐日政-外亜北)

別添

第7次韓日会談第3次本会議においての高杉代表の挨拶文

(訳者注：P233～235 に日本語原文があるので省略)

P218

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-01187

日時：65.1.18.15:14

受信人：長官

発信人：駐日大使

第3次本会議報告

1. 第7次韓日会談第3次本会議は今日18日午前11時から約30分間開催された。
2. 高杉日本側首席の新任挨拶と両側代表の相互紹介があった後、韓日両側は挨拶を兼ねる演説をした。(JAW-01174 及び 01178 参照)
3. その後法的地位、漁業及び平和線委員会の第6次会議を1.21.に、基本関係委員会会議を1.22.に各々開催すると同時に、今後の会談の推進方法と議題は従来通りにし、昨年末に会談を進行したようにピッチを上げて、可能な限り多くの会談を持つようにする原則の下に、各委員会のその次の会議日程を両側首席が決めることにした。
4. 両側はまた、韓日会議首席代表非公式会議を過去長期間続けて来たが、故杉氏の病気で中断したことがあるのを回顧して両側首席代表が定期的に会合し、STEERING COMMITTEEのような役割をするうにして、また首席代表間の会談は公式または非公式という名称をつけずに、原則として毎週1回水曜日午後3時に定期的に会うようにするのに合意した。
5. 新聞発表は次のようにすることとした。

「第7次韓日会談第3次本会議は1.18.午前11時から約30分間開催された。韓日両国首席代表の挨拶交換があった後、両側は今後の会談推進方法と議題に関しては従来通りにすることにして、各委員会の次期日程を決めた。また両側は両国首席代表会談を原則として毎週水曜日に定期的に開催することで合意した。」 (駐日政-外亜北)

P220

大韓民国外務部

着信電報

受信人：金正泰 東北亜課長

発信人：駐日 崔僇洙政務課長

当地から發送する公文及び電文に関して、韓日会談に関係する文書は一切首席代表名義で發送し、その他は駐日大使名義で發送するので了知願います。

P221 駐日代表部

駐日政 722-12

1965.1.18.

受信：外務部長官

題目：第7次韓日会談第3次本会議会議録送付

予定通りに 1965.1.18.(月)に開催された第7次韓日会談第3次本会議会議録を別添送付します。

別添：同会議録 2部

首席代表 金東祚

P222 第7次全面会談 第3次本会議
会議録

1.日時： 1965.1.18.(月) 午前 11 時

2.場所： 日本外務省

3.出席者:

韓国側：首席代表 金東祚 駐日大使
代表 方 熙 駐日代表部公使
同 李圭星 駐日代表部公使
同 李炯浩 法務部法務局長
同 金命年 国立水産振興院長
顧問 権 逸 在日韓国居留民団団長

(上記 6 名の外、専門委員及び補佐若干名同席)

日本側：首席代表 高杉晋一 三菱電機会社相談役
次席代表 牛場信彦 外務省外務審議官
代表 新谷正夫 法務省民事局長
同 八木正男 法務省入国管理局長
同 藤崎万里 外務省条約局長
同 広瀬達夫 外務省アジア局参事官
同 吉岡英一 大蔵省理財局長
同 和田正明 農林省水産庁次長

(上記 8 名の外、専門委員及び補佐若干名同席)

4.討議内容：

高杉：今回韓日会談日本側首席代表に任命された高杉晋一だ。日本側代表に新任された新谷法務省民事局長を紹介する。(新谷代表を紹介する)

金首席：高杉氏が日本側首席代表に新任されたので、同首席代表に韓国側代表たちを紹介する。(各代表を紹介する)

高杉：挨拶の辞を捧げる。・・・(訳者注：P233～235 に日本語文原文があるので省略)

(堀外務省事務官通訳。詳細は別添 2 参照)

金首席：挨拶の辞を捧げる。・・・(訳者注：P230～232 に日本語文訳があるので省略)

(崔兪洙専門委員通訳。詳細は別添 1 参照)

高杉：会談の運営方式と議題は従来通りにして、基本関係委員会第6次会议は 1.22.(金)に、法的地位、漁業及び平和線両委員会の第6次会议は 1.21.(木)に各各開催するのはどうか?ま

た各委員会のその後の会談の日程に関しては国会の審議関係もあるので、各首席間で合意して決めるようにしたらどうか？

金首席：異議ない。昨年末に会談したようにピッチを上げて、可能な限り多く会合するようにしよう。

高杉：同感だ。首席代表間の協議に関しては公式、非公式を問う必要なくしょっちゅう会うようにしたらどうか？

金首席：首席代表間非公式会議は過去長期間続けて来たが、故杉氏の病気で中断したことがある。両側首席代表が定期的に集まって **Steering Committee** の役割をするようにするには、外務省側とも了解ができたと聞いており、頻繁に会うのに異議はない。両側の首席代表が毎週 1 度水曜日に会うようにして、また首席代表間の会合は公式または非公式という名称をつけずに毎週 1 度会うようにしたらどうか？その他は随時、必要によって会合するようにすれば良いだろう。

高杉 (牛場補充)：原則的に賛成だ。水曜日午後 3 時に定期的に会うようにする原則の下で会合するようにしよう。

次に新聞発表関係は両側の報道担当官に委任したらどうか？

金首席：異議ない。

高杉：それなら今日の会議はこれで閉会するのはどうだろうか？

金首席：そうしよう。(会議は 11:35 に終了した。)

(新聞発表内容は別添 3 のように、後に合意した。)

5.別添文書目録：

1. 第 7 次韓日会談第 3 次本会議韓国側首席代表演説文 3 部
(原文及び日本語翻訳)
2. 第 7 次韓日会談第 3 次本会議日本側首席代表演説文 1 部
3. 第 7 次韓日会談第 3 次本会議に関する新聞報道案 2 部 終

P227 別添 1 第 7 次韓日会談第 3 次本会議においての金東祚首席代表の挨拶(韓国語)1965.1.18.
(訳者注：P230～232 に日本語文訳があるので省略)

P230 第 7 次韓日会談第 3 次本会議においての金東祚首席代表の挨拶(日本語訳)1965.1.18.

P233～35 第 7 次韓日会談第 3 次本会議における高杉代表挨拶 (日本語文原文)

(1221)

第七次韓日會談第三次本會議

0633

김대중의 金東祿 首席代表의 人事

一九五五 一、十八

一九五五年의 새해를 맞이하여 韓日兩國
代表團이 새로운 決意와 期待를 갖고
韓日會談을 續開하게 된것을 本人은
欣快히 여기는 바입니다.

또한 이 자리에서 日本側首席代表 高杉晉一
閣下를 맞이하게 된것을 本人과 韓國代表
團은 衷心으로 歡迎하는 바입니다.

375

本人은 閣下의 卓越한 識見과
豊富한 經驗이 우리에게 賦課되어있는
韓日會談妥結의 歷史的使命遂行에
커다란 寄與가 될것을 確信하고 期待
하는 바입니다.

昨年十二月三日에 始作된 今般會談
에서 年末休會까지 約二週日間의 짧은
期間이었으나 懸案의 各問題들에 對한

821

双方의 立場을 明白히 하기 위하여 적지 않은 成果를
 거두어 우리는 會談의 前途에 밝은 展望을
 을 갖게 되었습니다. 오늘 續開되는 이
 會談에 있어서도 이와 같은 成果를 얻음으로써
 終局的인 妥結을 위하여 眞摯하고 忍耐
 깊은 努力이 傾注되지 않으면 안 될 것입니다.
 다만 過去十三年余에 걸친 會談이 거듭되어
 으면서도 이제까지 具體的 結果를 보지 못한
 것은 時局의 高潮이며 高次的인 見地에서
 問題를 處理하지 못한 데 起因된 것으로서
 매우 遺憾된 일입니다.

特히 今年은 乙巳年으로서 韓日兩國間
 의 不幸인 關係가 始末이 되었던, 所謂
 乙巳條約의 還曆입니다. 本人은 이 자리
 에서 兩國間의 不幸하였던 過去를 云謂
 할 生覺은 있습니다만, 半世紀以來의
 그릇된 關係가 長久한 時日에 걸쳐 이웃
 나라로서 交流하여온 韓日兩民族間의

容易하지 건지기 어렵고, 不信의 도강은
만들었으며 이로 인하여 韓國의 民의 心의
感情이 아직도 뿌리깊은 것은 貴國의 民
도 充分히 理解할 수 있을 것으로 相信
합니다.

0635

그러나 우리 政府 外國民의 이와 같은 感情
에 對한 理解가 있었이 韓日兩國間에 存在
하는 諸懸案을 正義外衡平의 原則에 따라
解決하여 過去를 清算하고, 日惠平等에
立脚한 새로운 關係를 樹立하고로써,
이 不幸의 乙巳年을 榮光의 乙巳年으로
바꿀 줄은 決意를 가지고 있습니다.

377

이런저항이 이러므로 우리 子孫 万代의 共同
繁榮은 勿論, 要綱로 나아가서는 金世界의 富
의 自由와 民衆의 義에 基한 平和와 安全에
寄與하게 될 것으로 本인은 確信하는 바입니다.

以上으로서 本人의 人事의 말씀이 代身
과제 합니다.

229

第七次韓日金閣會談第三回本會議に
おける金東休韓國首席代表の挨拶

0636

一九六五、一、十八

一九六五年の新しい年を迎え韓日兩國代
表団がより新たな決意と期待をもって韓日
會談を再開するとは、私の幸と云うところ
あります

なおこの席に日本側首席代表高村晋一
閣下を新たに迎えたことを私をはじめ韓國
代表団は心から歓迎するところがあります
私は閣下の卓越な識見と豊富な経験が
我々に買わされた韓日會談交渉の歴史的
使命遂行に大いに寄與するものと確信し
且つ期待してやみません。

378

昨年十二月三日に始った今回の會談は
年末休會まで約二週間の短い期間で
ありましたが、懸案の各問題^に対する
お互いの立場を明かにする^において少なからぬ

290

成果をあげ、我々は會談の前途に明るい
展望をもつこととなりました。

0637

本日 續岡とれますこの會談におきましては
このような成果を土台にして各局的妥結の爲
真摯且つ忍耐強い努力、拂われなければ
なりません、然しながら過去十三年余に
亘り會談が録返^{し行われさま}りなりましたが未だにその
具体的結實を見られなかつたことはより
大局的であり次元の高い見地から問題を
を處理しなかつたことに起因するものとして
甚だ遺憾なことと思わざるを得ません

379

特に今年は乙巳の年として韓日兩國間
の不幸な關係の起点であつた所謂 乙巳
條約の還曆に當る年であります
私はこの席上で兩國間の不幸な過去を
とやかくいう考案はありませんが、かかる
半世紀以来の誤つた關係が長久の時日に
わが隣國として交流して来き韓日

31

両民族の間に容易に越え難い不信の溝を
造り、この為に韓国之民の耐え難く痛ましい
民族感情が未だに根深いことを貴國之民も
充分に理解することが出来るものと考へてあります、

0638

然るながら我が政府と國民は、こういふ
感情にのみとらわれず、韓日兩國間に今存する
諸懸念を正義と衡平の原則に従つて解決
して過去を清算し、互恵平等に立脚した
新しい關係を樹立することによつてあの不幸な
この年をこの榮光のこの年に替へるべき
固い決意をもつてゐるであります。かくして、
我々と我々子孫万代の共同繁榮は勿論
のこと、無獨有偶は、全世界における自由
と民主主義に基つた平和と安全に寄與
することが出来るものと私は確信するところ
であり、焉乎。

360

これをもつて私の御挨拶に代へたい
と思ひます。

第七次日韓全面会談第三回本会議における
高杉代表挨拶

私は、旧臘杉道助氏が突然逝去されたあとを承けまして日本政府代表を拝命いたしました。私として非常な重責を荷うことを痛切に感じております。私の前任者故杉氏が交渉妥結を見ずして冥府に旅立たれたことはさぞかし心残りでありましようが、不肖私も故杉氏の御遺志を継ぎ、交渉妥結という日韓両国共通の目標に向つて邁進したい心算であります。

さて、この日韓交渉は過去十有余年の長きにわたり続けられ、その過程で両国代表団のたゆまざる折衝を通じ煮つまりうるところは相当程度煮つまつてきたとの印象を有しておりますが、いまだ妥結に至っていないことは諸懸案が如何に複雑多岐であり、かつまた両国民感情に相当の喰い違いがあるかを示すものともいえましよう。しかし、国交正常化が一日遅ればそれだけ日韓両国の親善と繁栄が遅れることを意味することは疑いを容れずま

0639

381

237

5。

従つて、交渉の衝にあたるわれわれとしては、日韓兩國は将来永きにわたる友好関係を確立すべきであること、かつ、アジアの平和と繁栄という大きな使命を課されていることを等しく再認識するところからはじめてゆきたいと考える次第であります。即ち相互に過去に対しては十分省察を加えながらも、相互の輝しい未来の幸福と繁栄を築きあげるために手を携えてゆくことがいま最も必要なことではないでしょうか。まさにこのような使命観に立つて、この日韓交渉の早期妥結のために邁進いたしたいと思う次第であります。

このような認識をふまえて、私達兩國代表団が、これからの会谈において、相互理解と互護の精神に基づき、将来にしこりを残さぬよう十分の話し合いを行ない、もつて早期国交正常化を達成するよう最善の努力を払うならば、交渉妥結の曙光は遠からず輝く

0640

382

234

ことを確信してはばかりません。
以上、簡単ながら、会談についての私見を述べて御挨拶に代え
させていただきます。

0641

383

235

P236 別添文書 3 第 7 次韓日会談第 3 次本会議に関する
新聞報道案

1965.1.18.

第 7 次韓日会談第 3 次本会議は 1 月 18 日午前 11 時から約 30 分間外務省で韓国側金東祚首席代表、日本側高杉晋一首席代表以下各代表出席下に開催された。この会合で高杉首席代表から新任の挨拶があり、続いて金首席代表の挨拶があった。

今後の会談推進方式法及び議題に関しては従来通りにして、各委員会の次の会合(昨年末の会合を継いで第 6 次になる)に関しては、漁業、法的地位の両委員会は 21 日に、基本関係委員会は 22 日に開催することで合意した。

また両国首席代表会談を原則として毎週水曜日に定期的に開催することで合意した。

P237 大韓民国外務部

発信電報

番号 : WJA-1223

日時 : 65.1.25.09:45

受信人 : 駐日大使

1. 青瓦台に稟議中だった会談関係訓令(会談運営方針、基本関係、法的地位、漁業)が決済された。
2. 決済された内容は外務部の原案通りなので、亜州局長が携帯した訓令写本と同一だが、基本関係の訓令の内、「通商航海条約締結」に関しては多少変動がある。
3. 今日 25 日 NWA 便で特別パウチを送付し、上記青瓦台で決済された内容と併せて JAW-01234 で請訓した法的地位関係訓令及び基本条約草案を送付するので間違いなく接受されたく願う。
4. 青瓦台で決済された内容の内、漁業に関する訓令は、決済原本がまだ降りて来ていなかったもので、暫定的に骨子だけを送付し、原本が降りて来次第正式文書を送付する予定である。

(外亜北)

長官

P238 起案紙

管理番号 65-26

起案者 東北亜課 権泰雄

協助者署名 企画管理部室長 農林部長官

起案年月日 1965.1.15.

經由受信参照 稟議

題目 新年度続開韓日会談に関する訓令

から続開される韓日会談においては

- (1)別添 1 の韓日会談運営方針に沿って会談を運営
 - (2)別添 2 の代表団編成方針に沿ってわが側代表団を編成
 - (3)基本関係問題、法的地位問題、漁業問題の討議においては、別添 3 の訓令に依拠して交渉を進行するように稟議します。
2. 本稟議案に対して決済がある時には、別添 4 のように駐日大使に訓令します。
- 有添 : 1. 韓日会談運営方針 1 部
2. 韓日会談代表団編成方針
3. 1) 基本関係問題に関する訓令 1 部
2) 法的地位問題に関する訓令 1 部
3) 漁業問題に関する訓令 1 部
4. 駐日大使に対する訓令案 終

P239 (別添 1)

韓日会談運営方針

- 1.新年度続開会談においては、まず 65.2 月中旬にある予定の日本外相の訪韓以前 1 ヶ月(前期)と、以後 1 ヶ月(後期)に区分して会談を運営することにする。
- 2.前期においては委員会の討議を中心にして会談を進行させるが、昨年末の合意に沿ってまず基本関係、法的地位及び漁業委員会を開催することにして、その他の委員会も可能な限り早急に併行するようにするが、遅くとも後期初めには実現するようにして、このために上記 3 個の委員会及び首席代表間会議(下記 3 項参照)は可能な限りの素地を用意するようにする。
- 3.上記委員会と併行して首席代表、各委員会首席代表等で構成される「首席代表間会議」(仮称)を開催し、委員会討議を支援することにする。
- 4.日本外相訪韓後の後期交渉においては、委員会よりは首席代表間会議に重点を置いて会議を進行させ、同会議で重要未合意事項に対する解決の原則を決定し、委員会に下達することとする。
- 5.上記首席代表間会議でも解決を見られない問題は、高位政治会談で解決するようにする。

P240 (別添 2)

韓日会談代表団編成方針

- 1.首席代表：駐日大使
- 2.代表：
 - イ、各委員会代表は下のようにする。
 - 1) 漁業：李圭星公使、水産局長又は水産振興院長
 - 2) 法的地位：方熙公使、法務局長
 - 3) 基本関係：李圭星公使
 - 4) 請求権：経済企画院次官補、財務部関係局長、韓銀関係理事
 - 5) 文化財：方熙公使、李弘稷教授、黄寿永教授
 - 6) 船舶：李圭星公使、海運局長
 - ロ、関係部次官(農林、法務、経済企画院、財務、商工、交通)及び外務部亜州局長、関係部該当局長を代表に任命し、首席代表間会議が開催される時期等、必要な時に会談に随時出席させると同時に、各主管事項に関して日本関係省の大臣又は次官と非公式折衝をするようにする。
- 3.各委員会の交渉進行に沿って、必要時には外務部及び関係部署の実務者を専門委員として派遣する。
- 4.会談代表団名簿と共に、関係部次官が会談進展に沿って会談に出席することを発表することとする。

P241 (別添 3-1)

基本関係問題に関する訓令

- 1.合意文書の形式及び名称：
条約の形式とし、名称は「大韓民国と日本国間の基本条約」とする。ただし、「大韓民国と日本国間の基本関係条約」ともできる。
- 2.前文に含まれる事項：
 - イ、下の事項を含ませることにするが、語句は日本側と適切に調整するようにする。
 - (1)相互主権尊重に基づく新しい関係の樹立
 - (2)恒久的平和と善隣友好関係の維持

- (3)協同福祉の向上
 - (4)アジアと世界の平和と安全維持への寄与
 - (5)全権団間の交渉によって合意が成立した。
- ロ、本文に含まれるものとして討議されて来た事項も、日本側との交渉に沿って必要な場合には前文に付加、含ませるものとする。
- (3.イ、9.ロ及びハ、11.参照)
- 3.過去の清算と 1910.8.22.以前の条約又は協定の無効確認：
- イ、過去の関係の清算に関して本文、若しくは前文で簡単に言及されるよう努力する。その方法のひとつとして「新しい関係の樹立」の前に適切な文句を挿入する方法を考慮できる。
- ロ、1910.8.22.以前の条約又は協定の無効確認に関しては、「当初から」という語句は必ずしも規定されなくても可だが内容としてこれを堅持し、そのような条約または協定が無効という確認条項(例えば・・・are null and void)は置くようにする。
- 4.外交及び領事関係の樹立：
- 外交及び領事関係の樹立に関して大使級外交使節の交換。
- 領事館の設置原則に関する規定を置くが、領事館の数及び設置場所も規定しようという日本側の主張に対しては、下のような段階に沿って交渉することとする。
- イ、領事館の設置に関する原則だけを規定し、数及び設置場所に関しては言及しないようにして、後に(国交正常化後)別途合意するようにする。
- ロ、設置原則だけを条約文に規定し、数及び設置場所に関しては別途文書によって合意するようにする。
- 5.通商航海条項：
- 通商航海条項に関しては条約締結のための原則的合意だけを置くようにして、条約締結時までは現状を維持すれば足りるので、経過規定を考慮しないようにする。
6. 民間航空運輸条項：
- 民間航空運輸に関する協定締結原則を規定することとする。
7. 諸懸案の別途協定の原則(諸協定による懸案解決の確認):
- 諸懸案解決に関する別途協定の締結と、別途協定の原則に関する規定を置くこととする。
- 独島問題は懸案のひとつではないという立場を固守する。
8. 海底電線の分割：
- 海底電線を均等分割するという原則を規定し、具体的なことは別途交渉に渡すようにする。
9. 韓国政府が唯一な合法政府という事実確認とサンフランシスコ条約第 2 条(a)及び国連決議 195(III)の趣旨確認：
- 下のような段階に沿って交渉することとする。
- イ、大韓民国政府が韓半島においての唯一の合法政府という事実を確認する趣旨を、協定内に挿入するようにする。国連決議 195(III)と平和条約第 2 条(a)は言及しないようにする。
- ロ、国連決議 195(III)だけに言及するが、同決議の全内容を引用しない表現(例 :国連決議 195(III)で大韓民国政府が唯一の合法政府であることを宣言していることに照らして・・・)を使うこととする。
- ハ、平和条約第 2 条(a)を仕方なく引用しなければならない場合には、同規定だけを特別に引用するような印象を与えない表現(例 :韓国に関連する平和条約の各条項を留念し・・・)を使うこととする。
10. 韓国政府の管轄権問題：
- 大韓民国政府の管轄権が制限されているという印象を与える規定は、絶対に受諾しないようにする。

11. 国連憲章の原則遵守：

日本側が国連憲章の原則遵守規定を置くことを望めば、前文又は本文の中に規定を置くようにする。

12. 紛争処理条項：

下のような段階に沿って交渉することとする。

イ、基本条約には紛争処理条項を置かないようにする。

ロ、諸懸案解決に関する協定で規定される紛争処理方式に沿うようにする。

13. 批准条項及び用語：

批准手続きと用語においては韓・日・英の3ヶ国語とするが、解釈上紛争がある時には英文に従うという規定を置くこととする。

P245 (別添 3-2)

法的地位問題に関する訓令

1. 前文：

(1) わが側協定案(外亜北 722-234(64.1.17.))の前文を日本側に提示し、1 次的にわが側案通りに推進する。

(2) 日本側案を仕方なく討議の基礎にする場合には、「特定の大韓民国国民」の内「特定の」という用語を削除し、「法律上の地位」の代わりに「法的地位」という用語を使い、処遇問題にも言及するようにする。

2. 国籍確認条項：

(1) わが側案第1条を1 次的に主張する。

(2) 最終段階に行って基本関係条約の内、日本側が提案した韓国政府の管轄権に関する条項を撤回することを条件に、わが側案第1条を撤回する。

3. 永住権の付与範囲：

(1) わが側案第2条前文の内「日本国に永住することができる」を「永住許可を受ける権利を持つ」に修正する。

(2) わが側案第2条の内「太平洋戦争の戦闘が終結した日」を具体的に規定しなければならない場合には、1945.8.15.とする。

4. 永住権者の子の処遇：

(1) わが側案第5条1項はそのまま推進する。

(2) 永住権者の子は未成年時には如何なる場合にも退去を強制されないという趣旨の規定を新設することとする。

(3) わが側案第5条2項を次のように修正する。

「本条第1項の子が成年に達した後、6ヶ月以内に日本国での永住許可を申請する場合には、その者の永住は許可される。ただし、日本国憲法又はその下で成立した政府を暴力で破壊することを企図したり主張し、又はこれを企図したり主張する政党、その他の団体を結成したり加入したことがある場合には例外とする」

(4) わが側案第5条3項は、退去強制に関する例外事項を最大限に規定することを条件とし、最終段階に行って撤回する。

(5) わが側合意議事録案 4(協定上の永住権者の子孫の日本国籍取得)にも、前記(3)と同一な内容の但し書きを規定できる。

5. 永住権の申請方法：

(1) わが側案第3条1項の内「両国政府が同意する手続きに従って」を削除するが、簡小化した永住権の申請手続きを付属文書で規定することを条件とする。

- (2) わが側合意議事録案 2(永住権申請者の国籍証明)は最終段階に行って、大韓民国政府は永住申請書を提出した者が大韓民国国籍を保有していることを包括的に証明するのに協助するという趣旨に修正する。

6. 退去強制：

- (1) わが側案第 4 条 1 項(1)に「日本国憲法又はその下で成立した政府を暴力で破壊することを目的とする騒擾罪を追加する。
- (2) わが側案第 4 条 1 項(2)の麻薬犯の内、後段常習犯に関しては協定発効後に処せられた刑だけを対象にするという前提下で、3 回以上刑に処せられた者に修正する。
- (3) わが側案第 4 条 1 項(3)の「凶悪な犯罪によって」を、「(1)及び(2)に規定された者を除いて」という表現に修正する。
刑量に関しては 1 次的に「10 年以上」を主張するが、最終段階に行って「7 年を超す」と表現できる。
- (4) わが側案第 4 条 1 項(4)の国交犯に関して、1 次的に「2 年以上」を削除し有罪判決者と修正するが、最終的な解決は政治的折衝に任せる。

7. 戦後入国者の処遇：

- (1) わが側合意議事録案 5(戦後入国者の処遇)の内、「相当な期間」は 5～10 年の間で、現地代表団の裁量によって決定する。
- (2) わが側合意議事録案 5 の(3)項の在留許可を受けられない者に関する規定は、最終段階に行って撤回できる。

8. 処遇及び財産搬出：

- (1) 処遇問題に関しては外亜北 722-234(64.4.17)有添 2 のわが側案通りに推進することとする。
- (2) 永住帰国者の財産搬出问题に関しても、従前の立場通りに推進することとする。

P248 (別添 3-3)

漁業及び平和線問題に関する訓令

1. 専管水域

外亜北 722-3716(64.3.6.)訓令に依拠する。

2. 直線基線

未合意中にある直線基線に関しては下のようにする。

(1) 紅島 - 上白島間

従前の立場(紅島 - 間與岩 - 上白島)を維持し、専管水域の内外郭 6 海里に対する日本側入漁権の主張は認めない。

(2) 大・小黒山群島(横島以南)

日本側が済州島周辺及び紅島 - 上白島間のわが側基線を受諾する条件下で、下の立場を取る。

イ、第 1 案

横島 - 小飛雉島 - 小許沙島 - 七発島 - 每勿島 - 晩才島

ロ、第 2 案

横島 - 小飛雉島 - 小許沙島 - 七発島 - 間嶼(孟骨群島)

(3) 済州島周辺

イ、済州島西側

第 1 案：晩才島 - 竹島(済州島西側)

第 2 案：間嶼(孟骨群島) - 竹島

ロ、済州島東側

従前の立場(上白島－巨文島－牛島)を維持する。

(4)以北(北朝鮮)部分

日本側が反対している西海岸以北部分直線基線に関しては、従前の立場を維持する。

(わが側による一方的な宣言を意味する)

(5)東海岸の迎日湾及び蔚山湾

わが側に最も有利な「閉鎖線」を画線する。このために湾に関する国際法上の原則を最大限度に援用し、可能ならば歴史的な湾に関する理論を援用する。

3. 水域の境界線

未合意中にある水域の境界線に関して、下のような立場をとる。

(1)E 水域

両国合意によって本水域の範囲と規制内容を決定するが、わが側主張が貫徹できない時には E 水域設置の原則的な必要性を確認し、その規制法案に対しては規制研究委員会の報告に従って決定するようにする。

(2)C 水域

下のような立場を取る。

第 1 案 :適切な根拠を付与し、C 水域を設置するようにする。

第 2 案 :B 水域での共同規制内容に従って撤廃できる。(共同規制内容がわが側に満足に決定された時を想定したもものである。)

(3)B.D. 水域の境界線

B.D. 水域の境界線は慶尚南・北道の境界線と海岸線との合致点から辰方位 107 度に延長した線とする。

4. 規制措置

A.B.D.水域においての各漁業別日本側最高出漁隻数を下のようにする。わが側出漁隻数に関しては、日本側と実質的に同等にできる権利が留保されるようにする。

	A 水域	D 水域	B 水域
ジョイント率	2-5 月) 8-10 月) 60 隻	認めない	以西 : 原則的に認めない。最終に行って最小に抑制 以東 : 第 1 案・・・15 隻 第 2 案・・・20 隻 (30～50 トンに限定、利水人除外)
旋網	A.B.D.全海域を通じて合計 45 桶		
さば日本組	—	—	—
日本漁業			第 1 案・・・900 隻 第 2 案・・・1,200 隻

備考 : 1.農林部は A 水域日本側ジョイント率隻数に関して、「従前の漁業実績 35,000 トンを認める範囲内で(5～10 月 58 隻、11～4 月 80 隻を参考に)算出決定する」立場である。

備考 : 2. 農林部は旋網漁業に関して「第 1 案として 4～11 月 45 桶、第 2 案として延べ年 45 桶」にしなければならないという立場である。

5. 漁業協力

(1)協力金額 : 1 億ドル以上

(2)協力条件 : 日本の現行商業借款の条件より有利な条件

(3)協力の実施方法：零細漁民のためにわが側が実効的に使える方式で提供されるようにする。

6. 共同委員会及びその他

外亜北 722-261(64.4.17.)訓令に沿う。

但し、同訓令の内、「船舶の無害航行」に関しては、追って訓令がある時まではわが側立場の提示を保留する。

P252 (別添4)

外務部

外亜北 722

1965.1.15.

受信：駐日大使

題目：新年度統開会談に関する訓令

1965.1.18.から統開される韓日会談においては別添1の韓日会談運営方針に従って会談を運営なさり、基本関係問題、漁業問題、法的地位問題の討議においては、別添2の訓令に依拠して交渉を進行なさるよう願います。

有添：1. 韓日会談運営方針 1部

2. 1) 基本関係問題に関する訓令 1部

2) 法的地位問題に関する訓令 1部

3) 漁業問題に関する訓令 1部 終

外務部長官 李東元

P253 3. 首席代表間会談、1-16 次

1965.1.20—5.27

*17 次、1965.6.3.予定

P254 3-1、 1 次、 1965.1.20.

P255 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-01232

日時：65.1.20.15:22

受信人：長官

発信人：駐日大使

第1次首席代表 会談報告

1. 日時：65.1.20.16:00-17:15

2. 出席者：金首席、方熙、李圭星両公使
高杉首席、牛場審議官、後宮局長

3. 内容：

(1)イ、本職はいわゆる高杉発言問題に言及し、本国政府の指示に従ってわが政府の立場を明らかにすると言ひ、東亜日報に報道されたような発言をしたのが事実かを問い(東亜日報全部を読んであげた)、万一そのような発言をしたのが事実ならば、これはわが国とわが国民に対する重大な冒瀆として、重大問題として扱わずを得ないと警告し、高杉首席がそのような発言をしたとか、またそのような考えを持っていると

- したら会談を続ける意義を発見できないという立場を明かした。
- ロ、これに対して高杉は決してそのような発言をしたことはないと言い、別途報告した通りの文書を朗読した。
- ハ、わが側はいわゆる高杉発言は事実無根だという日本側の公式な立場を再確認した後、わが側立場の全部と高杉発言の全部を新聞に発表することにした。
- (2) 韓日会談進行に関しては、明日から始まる各委員会の討議をピッチを上げ能率的に進行して行き、また委員会レベルで難しい問題にぶつかればこれを首席代表間会談に上げて解決して行くようにしようと言ったところ、日本側は理想的な会議の進行方式だと、これに合意した。
- (3) 本職は椎名外相の訪韓日程、随行員及び訪韓時に韓国政府首脳と論議する内容に関して、早急に意見を調整することが必要だと言ったところ、日本側は最短期日内に日程、随行員団を決めて協議するとした。
- (4) 米日首脳会談に随行した牛場審議官に、韓日問題がどの程度議論されたのかを確認したところ、牛場はジョンソン、佐藤会談では米大統領が 38 度線を必ず守護するという立場を表明し、日本の首相はこのような決意を聞いて嬉しく思うと言ったそうです。ラスク国務長官との会談で米国側の質問があつて交渉現況を説明したところ、米国側は早期妥結を願うという立場を明らかにしたことがあると言い、それ以上具体的な討議はなかったと答えた。
- (5) 東南ア外相会談予備会談への日本側の出席の必要性を説明し、速やかに好意的な回答を貰うことを期待すると言ったところ、日本側はもっと検討して解答するという立場だった。
- 5.新聞発表：上記両側の立場(高杉発言云々に対する)を発表し、その他会談方式に関する討議があつたと発表することにした。(駐日政 - 外亜北)

P257

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-01228

日時：65.1.20.18:00

受信人：長官

発信人：駐日大使

今日 20 日午後 4 時に開催された第 1 次首席代表間会議で、高杉日本側首席代表は下のような発言を行い、これを文書でわが側に手渡したので報告します。

(同文書はまた、日本外務省出入り記者団に配布された)

題目：第 1 次首席代表間会談席上での高杉代表発言

韓日問題に関して私が韓国国民の感情を無視したとんでもない発言をしたというのが、共産党系ニュースその他一部に報道されたのを知り、実に驚いた。

この故意的(作為的)報道が韓日交渉の前途に暗雲を投げかけることを怖れて、私はこの機会を借り私の覚悟と信念を披歴しようとする。

私は韓日国交正常化の交渉に関して国民感情の問題を重視して来た。

私は韓国民が韓日間の歴史的関係に関して、特に辛い感情を抱いていることを十分に理解している。また韓国民間に今年が乙支年ということも知っている。私は韓国民のこの気分を、どのようにして対日有効感に引っ張って行くのか、夜昼を問わず腐心している。日本国民は誠意ある行動で、この誤解を解かなければならないだろう。このためには何よりも韓日交渉を妥結させ正常化して、日本国民が誠意を持って韓国民の期待に応じられる道を打開しなければなら

ないと信じ、このために微力を尽くす覚悟である。

このような信念と覚悟を持っている私が、なぜ一部に報道されているような言葉を言う筈があるであろうか。

韓国の国民感情に対する私のこの気分を、何とかして韓国民に伝えたいというのが私の切実な希望だ。
(外亜北-駐日政)

成果をあげ、我々は會談の前途に明るい
展望をもつこととなりました。

0682

本日續開されますこの會談におきましては
このような成果を土台にして終局的妥結の爲
真摯且つ忍耐強い努力が拂われなければ
なりません。然しながら過去十三年余^三
~~の~~會談が録^し返^すはれ^て来^たが、~~未だ~~未だにその
具体的結實を見られなかつたことは、より
大局的であり次元の高い見地から問題
を處理しなかつたことに起因するものとして
甚だ遺憾なことと思わざるを得ません

403

特に今年はこの年として韓日兩國間
の不幸な關係の起点であつた所謂 乙巳
條約の還曆に當る年であります
私はこの席上で兩國間の不幸な過去を
とやかくいう考案はありませんが、かかる
半世紀以来の誤つた關係が長久な時日に
わが隣國として交流して来、韓日

599

両民族の間に容易に越え難い不信の海を
造り、この為には韓国と民の耐え難く痛まし、⁰⁶⁸³
民族感情が未だに根深いことを貴國と民も
充分に理解することが出来るものと考えてあります。

然しながら我が政府と國民は、このような
感情にのみとられず、韓日兩國間に今在る
諸懸案を正義と衡平の原則に従って解決⁴¹⁰
して過去を清算し、互恵と平等に立脚した
新しい関係を樹立することによってあの不幸な
乙巳の年とこの栄光の乙巳の年に替るべき
固い決意をもっているであります。かくして、
我々と我々の子孫万代の共同繁榮は勿論
のこと、亞細亞ひいては全世界における自由
と民主と義に基づいた平和と安全に寄與
することが出来るものと私は確信するところ
であります。

これをもって私の御挨拶に代えたい
と思ひます。

P261 3-2、 2 次、 1965.1.27.

P262 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-01327

日時 : 65.1.27.18:16

受信人 : 外務部長官 貴下

発信人 : 駐日大使

第 2 次首席代表会議報告 (65.1.27.15:00-16:15) 結果報告

表記会議結果を下のように報告します。(延アジア局長出席)

1. 金首席は日本側が参考にして欲しいという前提で、新年度会談再開後の進行事項に対するわが側感想を要旨、下のように表明した。

(1)基本関係 : 両側案の提示があったが、基本条約には過去を清算するという概念及び合併条約等の無効確認、韓国政府の唯一合法性の確認は必ず含まれなければならない。日本側案の「管轄権」が削除されたことには敬意を表するが、以上の 2 個項が抜け落ちたのは遺憾だ。またわが側は基本条約が諸協定の根本になるという意味で、諸懸案の解決原則が記述されることを主張しているが、日本側案通りに解決された事実だけを確認するのは無意味だ。今や両側の草案が提示されたので、これを基礎に可能ならば 2 月初旬までに共同草案が作成できるように努力しよう。

(2)漁業 : (イ) 基線- 最終要点は済州島周辺だが、如何なる場合にも本土と分離してはならない。蔚山、迎日両湾は事務レベルで結論を出すことを希望する。

(ロ)規制- これは技術的問題であり、相互漁業資源の保護及び共同利用という共通の関心があるものなので、政治的色彩なく技術者間で真摯に討議されることを望む。

わが側はすぐに出漁隻数に関する具体案を提示するだろうから、これを誠意を持って討議してくれるよう願う。

(ハ)協力- 金額及び条件が問題だが、問題の性格から見て事務レベルでより「TOP LEVEL」で我々首席代表だけで討論したらどうか。わが側は金額で少なくとも億台にならなければならない、条件は政府対政府の財政借款を希望するが、本当に日本側が難しいのなら実質的に財政借款のような条件が確保されるという前提下で、借款の形式には弾力的だ。また協力問題が円満にできれば基線、規制等の解決が促進すると思い、最小限日本外相の訪韓前までには協力問題大綱の解決を見るように願う。

(3)法的地位 : まだ全貌を云々する段階ではないが、わが側の基本的な立場は、協定の恩恵を受ける者が協定を反対するいわゆる朝総連よりけた外れな待遇を受け、協定が在日韓人大多数の支持を受けるものにならなければいけないということと、また在日韓人が子孫代々に一般外国人より有利な待遇を受けなければならないということだ。この問題も 2 月中旬頃を目標に妥結するように努力しよう。

(4)以上わが側の基本的な立場が確保されるという前提で、わが代表団も融通性ある態度で臨むだろうから、日本側も譲歩の精神で接近するようにしてくれるように望む。

(5)その他日本の関係各省に対して政治的な影響力を発揮し、問題解決を促進させる意味で本人と高杉首席が随時協議して共同で努力しよう。

(6)大体で以上のような「TARGET」で討議を誘導し、椎名外相の訪韓を単純な親善訪問に終わらせず、実質的に有益な結果をもたらすものとするのはどうか。

2. これに対して日本側高杉首席は、妥当な意見だと賛意を表しながら、互譲の精神で妥結して行こうという意見を表した後、後宮局長が下のような意見を表明した。
 - (1)基本条約草案提示において日本側は、韓国側の立場を考慮して弾力性のある案を提示したにもかかわらず、韓国側は進歩がなく失望した。韓国側は懸案解決原則を含ませることを主張するが、例えばこれで懸案妥結を有利な方向に持って行こうというような、特別な意図があるのか(これに対してわが側は基本精神だけを挿入しようというもので、別に他の意図はないと答弁した)。
 - (2) 漁業協力問題は大蔵省が非常な関心を持っていて、首席代表間だけで討議するのはどうかと思う。まず大蔵省も含む実務レベル(例えば協力関係小委員会)である程度討議を経た後、上にあげたらどうかと思う。(わが側は大きな異議はないと表明)

金額において億台に上げるのは、非常に難しいような感触だ。
3. 椎名外相訪韓に関して、わが側は早急に日程及び随行員名簿等が提示されることを希望し、できるだけ週末を避けることを要望したところ、日本側は今朝椎名外相と議論した時にも、週末を避けるという話があったとして、国会の日程等を見て行きながら、至急決定するという態度を見せた。
- 4.政治作業に関して日本側は、まだ最終的な決定は見られないでいるが、冷凍漁船 11 隻の対韓輸出問題が外務、農林両大臣に了解されて行くとしながら、外相訪韓前までに在韓日本商社課税問題が解決されることを懇望するという意を表明した。
- 5.東南ア外相会談予備会談への日本の参加を再度勧め、早急に好意的な回答があることを促した。
- 6.新聞発表：今までの討議結果をレビューし、今後の会談促進のための方案を討議した。(外亜北)(首席代表)

P266 3-3、 3 次、 1965.2.3.

P267 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-02071

日時：65.2.4.11:18

受信人：長官

発信人：駐日大使(首席代表)

第 3 次首席代表会談 (2.3.15:00-16:30) 結果報告

1. 会談の全般進行状況に関して日本側の感触を問い合わせたところ、高杉首席は昨日までの報告から見て難しい点が多いという気もするが、韓日両国政府及び指導者の早期妥結方針が確固で、現在過去のどの時よりも会談妥結の機運が高潮しているので、基本関係、法的地位等優先処理できる問題からでも、ひとつひとつ一日も早く処理し、妥結に近づくよう相互努力しようという意見表明があった。これに対して本職は同感を表明し、今後椎名外相訪韓前までに最小限基本関係草案作成及び法的地位の大綱でも妥結するようにしようと言った。
2. 漁業交渉に言及して本職は、わが側が質的認定という重大な前提を受け入れたにもかかわらず、これを表現するにおいて日本側が実務討議の基礎になる正直な者で、例えば月別出漁隻数または総延べ隻数等の提示を約束したのに提示せず、年間最高出漁隻数だけは固執していて、専門家間の討議が成されないでおり、今後会談をいかに進行させるか当惑しているとして、専門家間で政治的な話は抜いて駆け引きのない正直な数字を提示し、相互納

得できる出漁隻数、または漁獲トン数に合意するようにしなければならないと言った。

3. これに対して日本側は、韓国側の立場が専管水域外では共同規制をするという原則及び実績を認めるという原則が明確でないようだと、特にわが側が提示した日本側出漁隻数において、移動底引き網で 2 手引きを除き、また済州島東方に新しく底引き網禁止区域を設定する等は納得が行かないという意見表明があった。
4. わが側は日本側が納得が行く正直で具体的な資料を提示することが先決要件であることを再強調し、規制措置は専門家間で「**NARROW DOWN**」するよう最大の努力を傾注しようとして、協力問題に関して早急に金額において 1 億台以上、条件において最小限商業借款よりは有利な条件が保障されなければならないというのが、わが側の最終の立場だと言って、早急に結論を出すように促した。日本側はこれを検討すると言ひ、協力関係小委を開催するために現在、大蔵省側と調整中と言った。
5. 最後に日本側は冷凍漁船 11 隻の対韓輸出に関して、農林省は賛意を表したと言ひ、現在通産省が他件関連等を考慮して検討中であり、好意的な結論がすぐに出るだろうという言葉があったので、わが側は原則的に対韓漁船輸出禁止措置自体が撤廃されなければならないという意見を強く表明した。これと関連して日本側は在韓日本商社課税問題を早急に解決してくれという要望があった。(外亜北)

P269 3-4、 5 次、 1965.2.12.

P270 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-02283

日時 : 65.2.12.21:42

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

第 5 次首席代表会談 (2.12.16:15-18:00) 結果を下のように報告する。

1. 基本関係条約に関して長時間の討議があったが、同結果は下の通り。
 - 1) 名称を“**treaty on basic relations between the republic of Korea and Japan**”に確定した。
 - 2) わが側草案前文第 3 項“**BELIEVING.....**”以下は削除することにした。
 - 3) わが側草案第 1 条(恒久的平和と永続的友好関係)、日本側草案第 3 条(B)項(通商航海に関する暫定規定)及び日本側草案第 7 条(紛争解決)は全部削除することで合意した。
ただし、通商航海条約が締結されるまでの暫定措置に関しては、基本条約とは完全に分離させるが、現行 3 つの暫定協定はその枠の中で改正が必要な部分があれば、これを通商拡大及び貿易物均衡是正等のために、開催される貿易会談で検討することにするという了解があり、日本側はこれを表現する文書草案を明日提示すると言った。日本側は精神的な規定(例えば日・インドネシア間の平和条約第 3 条(B))だけでも条約本文にまたは付属文に規定しようと要望したが、わが側の反対で前記のように了解されたものである。
 - 4) わが側草案第 2 条(韓国政府の唯一合法性確認)に関してわが側は原案を固執したが、日本側は(イ)“**...IS THE ONLY LAWFUL GOVERNMENT IN KOREA WITHIN THE MEANING OF THE RESOLUTION...**”及び(ロ)“**...IS THE SUCH ONLY LAWFUL GOVERNMENT IN KOREA AS DECLARED...**”の二つの代案を提示した。(イ)案の WITHIN は IN に、MEANING は SENSE に各各対置できるし、(ロ)案の SUCH の

前に THE を追加してもよいと言った。

本問題は結局合意に至らなかった。

注：日本側は昨日遅く岸前首相から、できるだけ韓国側の立場を追って解決せよという特別な要望があつて、前記代案を作成したものという説明があつた。

- 5) わが側草案第 3 条(合併条約等の無効確認)に関しては”ARE”と HAVE BECOME が対立したまま合意がなかった。
 - 6) 日本側草案の前文第 3 項(RECALLING 以下)、日本側草案第 2 条(国連憲章云々)及び各条の全面的配列問題、その他数個 WORDING の意見の差があつたことを確認し、これは明日委員会レベルで解決することにした。
 - 7) 日本側は椎名外相訪韓時、条約案に合意すればソウルで仮調印(INITIAL)できるという立場であり、その場合日本側では後宮局長が INITIAL することになると言った。
 - 8) 結局、基本条約においては、
(イ)合併条約等の無効確認問題においては、NULL AND VOID は合意し、ARE と HAVE BECOME の対立があり、(ロ)韓国政府の唯一合法性確認においては”THE ONLY LAWFUL GOVERNMENT”は合意され、”IN THE MEANING OF”と”AS DECLARED”の対立があることを確認したところ、この二個の問題点は日本外相訪韓時、解決することにした。
2. 両外相共同声明：
- わが側はわが側草案を提示し、日本側の検討を要望した。日本側はまだ準備ができず、明日同草案を提示すると言った。
- ただし、日本側は海苔輸入制限解除、対韓漁船輸出禁止措置解除等の具体的な事項を共同声明に含ませることに対して、強い難色を表明した。
- 本職帰国時、大体で日本側と了解した案は持参するように努力します。
3. 到着声明
- 日本側は明日草案を手渡すと言うが、内容においてわが国の国民感情を考慮した表現が含まれるよう、再度そそのかします。
- 推移：第 4 次会談に関しては、JAW-02236 号と水産局長が持参した報告を参照願います。
(外亜北) (首席代表)

P273 3-5、 6 次、 1965.2.24.

P274 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-02501

日時：65.2.25.10:56

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

第 6 次首席代表会談 (65.2.24.15:00-16:30) 結果報告

1.出席者：韓国側：金首席代表、権法務部長官、方熙、李圭星両公使、李炯浩代表

日本側：高杉首席代表、牛場外務審議官、後宮局長

2. 会談進行方法

日本側は基本条約も仮調印できたし、今後はどこに重点を置いて会談を進行するのがよいのかとわが側の意見を聞いた。これに対してわが側は、まず法的地位と漁業問題に重点を置き、討議を推進するのがよいだろう。特に法的地位問題に関する討議は既に相当進捗し

ているので、可能なら3月中旬頃仮調印し、3月末には基本条約と法的地位に関する協定に正式調印するようにしたいと述べた。また漁業問題に関しては3月末までにその大綱に合意し、必要ならば仮調印するのがよいだろうし、農相会談が終わり次第請求権、文化財及び船舶関係小委員会を開いて討議を推進するようにしようと提案した。日本側は以上のようなわが側の提案に沿って会談を推進するのが良いと言いながら、ただ正式調印をしようというわが側の提案に関しては、そのようにした場合野党側から一括妥結方針に反するという理由から、反対があることが予想されるので正式調印時には駐韓日本大使館開設準備事務所でも設置できるようにして欲しいと要望した。

3.漁業問題

両側はこの間の交渉状況を **review** した後、済州島周辺の基線問題、出漁隻数に関連した漁獲量及び漁業協力問題等に関する両側の意見を積極調整し、3.3.から開催される農相会談でその大綱を妥結するようにすることに合意した。

4. 法的地位問題：

わが側は 65.2.23 付外亜北 722-847 指示に従ってわが側の基本立場を説明し、わが側の最終案を 2.26 に開催される法的地位委員会で提示すると言いながら、同草案を土台に協定文の作成を促進しようと提議した。これに対して日本側は異議ないと答弁しながら、ただ協定上の永住権を子子孫孫に与えるのは困難だと言った。(駐日政-外亜北)(首席代表)

P276 3-6、 7 次、 1965.3.10.

P277 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-03201

日時：65.3.11.10:13

受信人：外務部長官

発信人：首席代表

第7次首席代表会談 (65年3月10日 11:45-12:40) 結果報告

1.出席者：韓国側：金大使、方公使、延アジア局長

日本側：高杉首席、牛場代表、後宮局長

2.農相会談：

現在暗礁に乗り上げている農相会談を促進させるために、側面から最大限の支援をすることで意見の交換を見て、基線問題の解決案に関する討議があった。

3. 請求権委員会

15日頃から請求権委員会を開催することにするという前回の非公式了解に立脚し、日本側は第8次首席会談(3.17 予定)に大蔵省理財局長(請求権委員会日本側首席委員)を出席させ、請求権委員会の基本方針と特に 1962 年末金・大平合意事項等を確認し、すぐに続いて委員会を開催するようにしようという提議があり、これを受け入れた。(したがって本部で来週末頃から請求権委員会を開催できる準備を備えてくださるようお願い)

4. 法的地位問題：

わが側は最近日本側が法的地位委員会で、従来より後退した立場を主張するのは甚だ遺憾だとして、早急に協定草案に合意できるように討議を促進するよう要望したところ、日本側も異議なかった。(駐日政-外亜北)

P279 3-7、 8 次、 1965.3.17.

P280

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-03360

日時 : 65.3.17.19:56

受信人 : 外務部長官貴下

発信人 : 駐日大使

第 8 次首席代表間会談 (65.3.17.14:00-15:20) 結果報告

1.出席者 : 韓国側 : 金大使、李公使

日本側 : 高杉首席、牛場代表、後宮局長、和田水産庁次長

2. 漁業問題 :

イ、わが側は車農林部長官出発に先立って、今週中に漁業協定に仮調印できるよう強力に希望し、少なくとも協定要綱でも、その時までには仮調印できなければならないと言った。

日本側はその時までには協定文作成は事実上不可能だと見るが、要綱は仮調印できるだろうと思うと言った。両側は本件要綱作成を促進させることに合意した。

ロ、漁業協力に関してわが側は、少なくとも農相間の共同宣言にはその大綱が含まれないと言ひ、日本側から大蔵省関係者を含ませた拡大会議を提案して来たので、両側は漁業協力問題を大蔵省関係者と共に 2、3 日以内に討議することに合意した。

3.平和線内日本漁船拿捕問題(日本側の請求)

日本側は平和線内で拿捕された日本漁船及び船員に関連した人的及び物的損害賠償請求問題が、今回の農相会談で処理されなければならないと強力に主張した。わが側は独島問題の場合のように、このような問題は韓日会談の議題でないという立場から、農相会談だけでなく韓日会談自体の討議対象にならないと主張した。これに対して日本側は本件問題は漁業問題全般にわたって影響を与える問題で、第一に本件問題の原因が韓日漁業問題の根源になる平和線にあり、第二に直接所管の赤城農林大臣の立場から見ても、この問題を漁業問題と共に解決しなければならないという二つの点から見て、漁業交渉が最終段階に入ったこの場で、この問題を処理せずに通ることはできないのが日本側の立場だと強力に主張しながら、この問題が漁業協定の一部は確実に違い、また双方が処理に合意するのにも時間がかかるだろうから、まずこの問題をどこでどう取り扱うかを、先に決定しなければならないだろうし、少なくとも漁業協定が正式調印される時までには、この問題に対して双方が合意に到達しなければならないと言った。

わが側は結局漁業問題とは関連させないが懸案一括妥結と関連させ、この問題を解決しようというのが日本側の立場だと見て、これを **TOKE NOTE** すると述べた。

4.請求権委員会

日本側は請求権委員会を開くに先立って、既に合意した点と合意できなかった点を明白にするために、首席代表の委任を受けた実務者級で事務的な整理を先にした次に、これを首席代表会議に報告させるようにして、その後にこれに沿って請求権委員会を開催しようと主張しながら、この点に対しては大蔵省が強く要望していると言った。わが側は先に請求権委員会から開催した後にその基礎作業をしようと提議したが、結局両側は請求権委員会開催に先立って実務者級による基礎作業を最短期日内に完了することで合意した。

5. 法的地位委員会 :

わが側は今日日本側の協定草案が提示されるので、この問題を促進させようというのに意見を同じくした。

6. 本会談開催問題

本会談は当分の間、開催しないことで了解した。

7. 新聞発表：

- イ、会談進行方法を討議した。
- ロ、請求権問題に関連して実務者級の基礎作業を実施することにした。
- ハ、平和線内での拿捕日本漁船の賠償に関して、日本側からその立場が表明された。
(駐日政-外亜北)(首席代表)

P283 3-8、 9 次、 1965.3.22.

P284 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-03475

日時：65.3.22.18:45

受信人：外務部長官貴下

発信人：駐日大使

第9次首席代表会談 (65.3.22.15:30-16:30)

1.出席者：韓国側：金大使、李公使、金榮俊経済企画院次官補

日本側：高杉首席、牛場代表、後宮局長

2.外相会談：

イ、わが側は JAW-03249 号 2 項で報告した会議議題を提示し、法的地位問題は永住権の付与範囲が決まれば大体討議合意を得られるが、この問題は法律論としては処理が難しいので、李長官訪日を機会に日本側が政治的考慮をして解決できるようにしてほしいと言ひ、請求権問題に関しては両側の見解差異が金・大平了解に対する理解の差に起因しており、これは事務レベルで解決するのが困難なので、外相会談で処理するのが良いと言った。

ロ、わが側は特に請求権問題に関しては、金・大平了解に対して両側に理解の差異があり、両国で国内的に問題があるので、今回の機会に問題が解決すれば両外相間でその内容を適当な形式で相互確認しておくのが良いと同時に、可能ならば今回の機会に「1 億プラスアルファ」問題も解決できるように政治的な考慮をして欲しいと言った。

ハ、わが側はまた農相会談の現況に照らして、外相会談でも漁業問題を可能な限り討議し、側面から支援するのが良いと言ひ、貿易会談は明日 23 日に全体会議を開催されるが、外相会談においては今までの討議の進展を確認する形式を取るようになるので、実質的な進展があるようにしなければならないと言った。

二、日本側は外相会談が、前回のソウル外相会談当時のように多くの成果を得るようにしなければならないのに同感だと言った後、法的地位問題は永住権の付与範囲を決める外に、処遇問題に関しても今度の機会に決定を見られるようにするのが良いと述べた。

ホ、日本側は請求権問題が容易に解決できる問題ではないので、今回の機会に必ず解決すると考えるのには無理があるとするのと同時に、政治折衝で解決を見られない場合には、その後の交渉レベルに難点があるだけでなく、政治折衝に随伴する難点も警戒となければならない段階なので、首席代表会談でまず討議するのが良いという見解を表示した。請求権問題に関しては結局、首席代表の委任を受けた両側代表(わが側：李公使、金経済企画院次官補。日本側：大蔵省理財局長、後宮アジア局長)が 3.23.10:30 に会合して討議を進行させ、可能なまま外相会談に渡す方法を取ることにした。

3.各懸案討議促進：

- イ、(漁業問題)わが側は日本側が基線問題に関する妥結を見られなかったもので、その他の問題に関する討議を進捗させるのに消極的な態度を維持しているが、これは会談全般の進捗

度に多くの影響を与えているが、基線問題が解決すれば即時に漁業問題全般を解決できるように、基線以外の各問題点に関する討議も促進させなければならないとした。日本側はわが側見解に同感を表し、基線以外の問題点に関する討議が促進されるようにするとした。

ロ、(請求権問題)わが側は日本側が今まで未解決中にある原則的な問題点が解決される前には、委員会を開催しないという立場を取っているが、請求権の細目協定に対する討議も相当な時間が所要されるので、原則問題に対する政治的な折衝と併行して、細目協定に対する事務折衝も討議しなければならないという見解を表した。日本側は大蔵省の態度が強硬だと述べた後、3.23.に原則問題が論議されるので同会議結果も見て行き、大蔵省と折衝して委員会をすぐ開いてみるようにすると言った。(首席代表)

P287 3-9、 10 次、 1965.4.7.

P288 大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-04093

日時 : 65.4.6.16:23

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

- 1.今回仮調印された合意事項を基礎に各委員会(漁業、請求権、法的地位)別のドラフティングは明日(7日)首席会談をし、日本側と13日(火)本会談を開催する予定だが、各分科委員会はその翌日(14日)から本格的に開始するものと予定している。
- 2.現在当地に出張中の各代表(李炯浩代表)と鄭在徳課長が関係部署と事務協議のために一時帰国を希望しているが、7日帰国し12日(金)帰任する前提で出発させようとするので、別途指示があれば早急に指示して下さい。
- 3.帰国者の旅費は7日から12日までの日当とほとんど同額であることを添言します。
- 4.13日本会談に出席し、また各分科委員会に従事するわが側代表団及び専門委員名簿に関しては、別途電文で推薦するつもりなので、現地の事情を鳥瞰して必ず任命派遣するようにして下さい。(駐日政-外亜北、外総務)

P289 大韓民国外務部

発信電報

番号 : WJA-04095

日時 : 65.4.6.18:15

受信人 : 駐日大使

対 : JAW-04093

対号電文2項の要請を諒承した。(外亜北)
長官

P290 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-04130

日時 : 65.4.7.20:41

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

第10次首席代表会談 (65.4.7.15:00-16:30)

- 1.出席者：韓国側：金大使、方公使、崔政務課長、呉条約課長
日本側：高杉首席、牛場代表、後宮局長、広瀬参事官

2.今後の進行に関して：

イ、わが側は請求権、法的地位、漁業、文化財等 4 個の委員会を最短日時に召集し、協定案作成作業に着手することを促した。日本側は自分たちの内部事情及び準備関係上、来週中に本格的な討議に入るのは難しいという立場を表明した。各問題別討議内容は次の通り。

1) 漁業問題：

日本側は漁業問題を最も簡単なものと見て、来週末まで自分側の案を日本語で作成し、再来週から委員会で協定文交渉に入ることができると言った。

2) 法的地位：

日本側は自分側協定案を来週中に完成するだろうとして、処遇に関しては特別に交渉するべきものがないので、この問題を協定案に含ませて討議しようと言った。

ただし、日本側は処遇において民団側が要望する通りにはならないものなので、これに関する討議時期(タイミング)に関しては、若干考慮する問題だと説明した。わが側は日本国自身のためにも、僑胞の処遇に対して格別な考慮がなくてはならないと強調した。

3) 文化財：

日本側は関係部署と協議する必要があるので、韓国側の希望を聞いて今後進行過程を考慮するだろうが、来週末頃にならないと討議に応じられないと言った。これに対してわが側は、遅くとも来週中間には討議ができるよう要請した。

4) 請求権及び経済協力：

日本側は本件問題が最も日時を要するものだと言いながら、問題の性格上二つの小委員会を構成し、請求権と経済協力に関しては、実施方法に関して協定案作成前に若干の討議を必要とするもので、請求権に関しては法的に非常に難しい問題なので、究極的に協定上の表現が問題だろうが、草案作成以前に相当な討議をしなければならないし、この問題に関しては日本側の内部事情上、その準備において相当な時間が所要されるだろうと述べた。また日本側は請求権に関する討議においては、全ての資料（データ）を出して置いて問題を一応提示しなければならないし、これには人的対象だけでなく北韓問題、管轄権問題等が討議されなければならないという立場を明確にした。

請求権及び経済協力を分離打開しようという日本側提案に対してわが側は、特別な名称を付与することなく小委員会を置くが、原則的な問題と実施細目をそれぞれ担当させるように代案を提示したところ、日本側はこれに対して異議ないと言った。

ロ、上で表明された日本側の立場から見て、日本側は懸案に関する本格的討議は、来週中には難しいというので、わが側は討議準備ができたところからできるだけ早急に委員会討議を進行させようと促し、今後もこれを促し続ける予定である。

3.協定のための用語に関して：

日本側は日時の関係上、まず日本語と韓国語のテキストで合意し、その後英文に翻訳すると考えており、場合によっては協定用語を韓日両国語で限定することまでも考慮していると述べた。わが側は協定用語は韓、日、英、3 個の用語にして、初めから英文テキストを持って討議しようとした。この問題に関して両側は結論に到達できなかったが、代表団の観測では日本側が韓日両国語だけを協定用語に採択する意思が非常に強いものに見え、また初めから英文テキストを持って討議しない限り、英文が協定用語として使われる可能性は非常に希薄だと見る。用語問題は今後の討議と直接関連した問題なので、本件に関する政府の方針を至急回答願う。

4.平和線侵犯漁船の拿捕に関する暫定的合意(MODUS VIVENDI)

日本側は今後の韓日漁業協定を考慮して、今からでも 12 マイルの韓国専管水域内で日本漁船が漁労作業をしないように強力な行政指導をする意図だが、一方韓国政府としても 12 マイルの外の水域で作業する日本漁船を拿捕しないというコミットメントをくれるように望み、これを MODUS VIVENDI 形式で処理することを提案した。

これに対してわが側は日本側の提案を受け入れられないと短く言った後、現在において特に第 7 次会談開催以来別に違う問題はなかったし、また今後 1、2 ヶ月内には漁業協定が締結されるだろうという点に照らして、現状の態度で過ぎるのが良いだろうと述べた。

5.各委員会開催に先立った本会談開催はしないことで、双方間で合意した。

6.以上の日本側の態度から見て、各懸案に関する本格的討議を来週中に開催するのは難しいと見えるが、当代表団としては問題の討議を遅くても来週には着手するよう、日本側に促し続ける予定である。

7.次の首席代表会談は来週火曜日午前に決めた。

8.その後会談に必要な人員配置に関しては、明日別途に建議します。(駐日政-外亜北)

P294

外相及び農相会談終了後の
韓日会談進行に関する日本側
態度とわが側方針に関して

1965.4.10 (外務部亜州局)

1.会談進行に関する日本側態度(65.4.7.首席代表間会談で表示された日本側の立場)

(1) 請求権、法的地位、漁業及び文化財等諸懸案の協定文作成のための本格的な交渉は、日本側の内部事情及び準備関係上、再来週初(4.19)からなら可能だ。ただし、各委員会を来週から始めるのには反対しない。各懸案に対する日本側の考えは下の通り。

①漁業問題：最も簡単な問題と見て、再来週(4.19)から協定文交渉開始可能

②法的地位：来週中に日本側の草案作成完了予定、処遇問題は特別に交渉するべきものがないので協定案に含ませて討議するつもり。ただし民団との関連上、討議時期は考慮

③ 文化財：来週末(4.17)に討議可能

④ 請求権及び経済協力：最も日時を要する問題。問題の性格上、二つの小委員会を構成して請求権及び経済協力を分離討議。経済協力小委員会は経済協力実施方法に関する協定を作成することになるのだが、作成以前に若干の原則討議を終えれば可。請求権小委員会は法的に難しい問題なので、草案作成以前に相当な討議が必要。討議問題点の中には人的対象、北韓問題、管轄権問題等が含まれ、準備上多少の日時所要。

(2)協定は韓日両国語で作成し、英語に翻訳させることにする。ただし、場合によっては韓日両国語だけで作成することを考慮。

2.わが側の方針

(1)原則的に 5 月初を目標とする。ただし作成しなければならない文書が膨大で、また日本側の上記したような態度に照らして、目標達成が困難な時もあることを念頭に置くことにする。

(2)実際交渉は目標達成が困難な場合までを想定し、次のように行うことを原則とする。

①時間の制約のある交渉においては、互いに最終段階に行って案を提示し、この受諾を不可避に作る戦術を採用する傾向があるが、このような傾向は特に日本側に甚だしい。したがってこれを逆利用する見地から、日本側に対してわが側が目標日まで草案作業を完了することを真実に希望しているという確信を持たせ、日本側の案ができるだけ速く提

示されるようにする。

- ② 日本側が提示した案とわが側の立場の間に多くの距離がある時には、時間制約を利用し、日本側からわが側の立場に接近させる。万一この時の日本側の接近が満足なものでない場合には交渉妥結を一旦保留して、目標日を再策定し再び交渉するようにする。
- ③ 必要と認められる時には、上のような方法をくり返すことまでも考慮することにし、これで最大限の立場反映があるようにする。
- (3) 各分科委員会は来週中に始まるようにする。わが側代表団は別添名簿のようにする。
- (4) 協定文の用語は韓日英 3ヶ国語とする。実際交渉においては韓日両国語で条文を作成し、毎条文の草案が終わる度に、英文翻訳を確実にして行く方法を取ることにする。
- (5) 分科委員会で討議する各懸案に関しては、次の通りとする。

① 漁業問題

- ① 草案は外務部で作成し、代表団に訓令することにする。(草案は来週初に完了する予定である)
- ② 農相会談時、未決で残され、継続討議することになった問題点は、次の通りとする。
 - ⑦ 共同委員会の構成及び任務：代表部に既に訓令したことがあるので(委員会を常設機関にし、韓日漁業問題に関して建議をして、事務局を設置するという内容)、同訓令が最大限に反映されるよう、代表団に裁量権を付与する。
 - ⑧ 強制的な決定を下せる仲裁制度までは考慮するが、国際司法裁判所に対する回付は考慮しないこととする。
 - ⑨ 操業の安全及び秩序維持に関する規定は、農林部で作成する。本問題は漁業規定の別添文書で規定することを目標にするが、交渉が難航する時には将来成立される共同委員会の討議事項に渡すことまでも考慮することにする。
 - ⑩ 漁業協力の根本精神、即ち韓日漁業格差の解消と韓国漁業の発展のためにという意と、同協力の遅滞ない施行が保障されるという意を、別途文書にでも規定するようにする。
- これと関連して初年度にある協力のプログラムを協定署名時に確定し、すぐ実施する方案も考慮することにする。
- ④ 協定の有効期間は暫定協定の性格が表れるように、3年ないと5年とする。ただし両側から廃棄通知がない限り、有効期間以後にも協定が存続できる規定を置くようにする。

② 法的地位問題

- ① 草案は外務部で作成し、代表団に訓令することにする。
- ② 永住権及び退去強制事由に関する草案は準備できている。
- ③ 処遇に関しては討議進捗に従って協定文を作成するのだが、各問題に関して下の通りとする。
 - ⑦ 教育問題：既存の僑胞学校の内、韓国学院に対する正式学校認可を、政治的折衝によって獲得することで解決する。
 - ⑧ 社会保障：国民健康保険、国民年金等の社会保障制度及び住宅金融公庫等の恩恵を、できるだけ広範囲で貰えるようにする。
 - ⑨ 永住帰国者の一時搬出金の最高限度をできるだけ高くする。(わが側:\$10,000；日本側:\$5,000)預置金は貿易決済に使えるようにする。
 - ⑩ 戦後入国及び離散家族に対して適切な考慮があるようにする。

③ 文化財問題

- ① 日本側が 1962 年末に提示した議政書形式によって処理するようにする。(わが側代案

は既に訓令されている)

㊤品目は文教部関係責任者及び考古学界代表(李弘植教授)に折衝させる。

④請求権問題

①解決原則に対する合意があったので、細目協定(導入手続き等)交渉にできるだけ速く入ることとする。

㊤日本側は請求権の消滅を規定する条文に関して、消滅した請求権の内容、南北韓問題、管轄権問題等を提起するものと思われるが、これに対しては大韓民国政府が唯一な合法政府という基本立場で対処することとする。

①細目協定に関しては、下のような方針で交渉する。(訳注：以下の文章なし)

P304

委員会別わが側代表名簿(案)

1. 請求権及び経済協力委員会

首席代表	李圭星	公使
〃	金榮俊	経済企画院次官補
〃	全祥振	通商局長
代表	李相徳	韓国銀行理事
専門委員	金正泰	亜州局副理事官
〃	鄭淳根	通商局経済協力課長
〃	鄭在徳	経済企画院物動企画課長
〃	金炯根	通商局外務書記官
補佐	姜信祚	経済企画院外資総括課事務官
〃	(空欄)	財務部外換課事務官

2. 漁業委員会

首席代表	李圭星	公使
代表	金命年	水産振興院長
専門委員	裴東煥	農林部遠洋漁業課長
〃	呉在熙	代表部政務課長
補佐	(空欄)	農林部事務官または主事

3. 法的地位委員会

首席代表	方 熙	公使
代表	李炯浩	法務部法務局長
専門委員	権泰雄	東北亜課書記官
〃	尹昇栄	ソウル地検検事

4. 文化財委員会

首席代表	方 熙	公使
代表	金戴元	国立博物館長
〃	李弘植	高麗大学教授(文化財保護委員)
〃	黄寿永	東国大教授(文化財保護委員)
専門委員	李相振	情報文化局書記官

5. その他

法律顧問	ユ・ミンサン	法制処次長
翻訳顧問	金ジン	ソウル法大教授(国際私法専攻)

P306

3-10、 11 次、 1965.4.13.

P307

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-04244

日時：65.4.13.17:09

受信人：外務部長官

発信人：首席代表

第 11 次首席代表会談 (65 年 4 月 13 日 10:00-11:45) 結果報告

1.出席者：韓国側：金大使、方公使、李公使

日本側：高杉首席、牛場代表、後宮局長

2.今後の会談進行に関して：

イ、わが側は今後各委員会の作業促進を再び強調しながら、日本側の作業態勢を促した。日本側は自分側の準備進行状況を次のように説明した。

- 1) 漁業協定文案を今週末までに完了するようにする。委員会の代表は従前と同じ。
- 2) 法的地位の協定文もやはり今週末までには完了するようにする。委員会の代表は外務省条約局参事官 1 名を追加する予定である。
- 3) 請求権及び経済協力に関しては請求権(法的問題)において、現在関係各省実務者たちが今週内に問題点を整理する予定なので、これに対する討議は若干遅延されるものと予想され、経済協力問題においては別に時間がかからないだろう。請求権問題のために外務省条約局参事官佐藤正二を代表に追加任命する予定で、経済協力問題は西山経済協力局長が担当するようにする。
- 4) 文化財に関しては文部省代表 1 名を追加する。

ロ、各委員会の開催日時は両側の委員会代表間で決定するようにするが、今週内にはすべての会議を持つのに両側が合意した。

ハ、わが側は前回の一括仮調印で実質問題がすべて解決したと国民は思っているのですが、今後の委員会での討議は協定草案作成作業の性格を帯びるようにして、まだ解決をみられない実質問題は草案の作成過程で解決して行くようにしようという提案し、これに対して日本側も異議ないと言った。両側は前回の仮調印に沿う一括妥結の雰囲気は壊れないように、対外発表において慎重を期することで意見の一致を見た。

二、請求権及び経済協力委員会の運営に関して、わが側は請求権に関連した法的問題を別途に分離討議するのに対して異議はないが、これはどこまでも前回仮調印した李・椎名合意事項の枠内で討議されなければならないし、韓国政府としては今までの討議結果で問題が解決したと見るので、日本側としても今後新しい問題を提起してはならないと強調した。これに対して日本側はこれに同感を表明しながら、日本政府としては協定締結以後に請求権に関連した法的問題が再び提起され、また裁判問題のようなものが発生しないようにするため、問題点を事前に明白にして過ぎして行こうというだけで、新しい問題を提起する意図はないと述べた。またわが側は今後実施細目(いわゆる経済協力問題)に関する討議を優先的に進行させても、これはどこまでも請求権及び経済協力委員会自体がこれを討議することにして、この問題やはり請求権清算と直接関連した明文を維持するようにしなければならぬと言った。日本側もこれに対して異議ないと言った。

3.協定文の用語に関して：

わが側は WJA-04127 第 2 項の訓令通り日本側に提案し、日本側は若干難色を表明しながらも、これに同意した。

4. 金・大平メモと関連した金俊淵議員事件に関して：

わが側は1億3千万ドルの、いわゆる不正資金授受説による金俊淵議員事件がまだ裁判継続中だが、これに対する韓国国民の疑惑を一掃するにおいて、日本政府が協力して欲しいと言った。日本側はこれに対して理解を表しながら、同事件に関する裁判判決がある時、その機会に同問題に関して解明するようにしてみると述べた。

5. 独島問題に関して：

わが側は独島は共同規制水域の外に位置することになり、平和線と関連なくなっているの
で、日本側としても実質的な理解がなくなったことを示唆しながら、領土権に関する問題な
ので韓国の国民感情が非常に深刻で、したがって平和線問題に結びつけて独島問題まで論議
されるなら、韓日間の問題をより複雑にし、難しく作るだろうと強調した後、一時示唆され
たという仲介調停も韓国の輿論は受け入れられないものと思われるのに照らして、日本政府とし
てもこの点を慎重に考慮して、韓国内の輿論も直接把握して見ながら解決策を研究して欲しい
と述べた。日本政府としては仲介調停に対して関心を持ったことはないが、これは第一、
その結果に対する遵守の可能性がとても希薄で、第二、第三国として米国を予想するが、さ
うかると韓日間の問題が米国の影響下で解決される印象を与えることになり、日本の野党の
反対が強いと思われるので、日本政府としては **GOOD OFFICE, MEDIATION
CONCLINATION** だけでは駄目だという立場だが、即ち問題を確実に解決する方法を希望し
ているが、これに対して続けて研究をして見ると言った。また日本側は独島問題はピーアール
問題もあるので、外相会談のような高位層間の解決方式が良いという立場を表明した。本
件に関して政府としても確固とした立場を建てて、日本側の動きに対応しなければならない
ものと思料される。

6. その他の事項：

イ、僑胞の処遇に関する論議の過程であった、戦後入国者に対する待遇問題と関連して日本
側は、韓国政府としても日本内にいる密航者問題を処理して欲しいと言った。

ロ、わが側は居留民団に対する寄付金が税金から控除されるようにして欲しいと強調したと
ころ、日本側は行政上の問題なので研究してみると言った。

7. 新聞発表

今後の会談進行方案に関して討議した。(駐日政-外亜北)

P311

大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-04190

日時：65.4.14.19:05

受信人：駐日大使

対：JAW-04255

1. 韓日会談の今後の進行方法及び各懸案に関する交渉指針は、現在政府内で作成中なので完成
し次第訓令するつもりだが、来週初めまでには送付するようにする。

2. 請求権及び漁業委員会のまず必要な人員(金次官補、全通産局長、李相徳代表、金正泰副理事
官、鄭在徳課長、裴東煥課長ら)は今週末までに派遣するようにする予定であり、文化財代表
団を来週初に派遣させることになりそうである。その他必要な人員は続けて派遣する。(外亜
北)

外務部長官

P312

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-04268

日時：65.4.14.17:53

受信人：長官

発信人：首席代表

対：WJA-04127、連：JAW-04244

昨日首席代表会談で今週内に各委員会を開催するのに合意し、各委員会別に日程を決めるために接触して来たが、その結果を下のように報告します。

1. 請求権及び経済協力：実施手続き問題で双方間で接触が進行しているのに照らして、委員会の公式会議は来週月曜日(19日)に決めるように推進しようとする。
2. 漁業：明日 15 日午前 11:00 に委員会を開催することになった。
3. 法的地位：日本側の事情で日程を決められないでいるが、今週内に委員会を開催できそうである。
4. 文化財：実質的討議開始時期に対して、続けて日本側に促している。日本側は本件委員会代表に日本外務省情報文化局事業部長参事官針谷正行と文部省文化財保護委員会事務局長宮地茂 2 名を決めたという。(駐日政-外亜北)

P313

大韓民国外務部

着信暗号電報

「緊急」

受信人：外務部長官

発信人：首席代表

番号：JAW-04280

日時：65.4.15.14:37

参照：国務総理、大統領秘書室長、中央情報部長

去る 4 月 3 日懸案一括仮調印以後首席代表会談及びその他の機会に、早急に協定文作成に着手し、遅くとも 5 月初めまでには本調印をするように了解したのですが、現在日本側は各委員会の代表任命及び協定案作成等会談進行準備を大体で備えているのに比べて、わが側としてはまだ各委員会別代表任命または現地派遣がなく、協定案、交渉方針等が本国から指示されていない状況なので、予定された 5 月初旬本調印のための会談促進計画に大きな支障をもたらしているため、このような実情を勘案なさり、現地の会談促進に必要なすべての措置を至急に取り下ることを仰望します。

P314

大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-04211

日時：65.4.16.13:05

受信人：韓日会談首席代表

対：JAW-04280

韓日会談の今後の進行方針を下のように訓令します。

下

1. 今後の交渉においては、去る 4.3.にイニシャルされた請求権、法的地位及び漁業の各懸案に関する合意事項を大綱にして、可能な限り早急に各協定の共同草案を作成することとする。(各懸案に関する交渉指針は、すぐに訓令する)
2. 前項の目的のために(1) 請求権及び経済協力、(2)文化財、(3)法的地位及び(4)漁業の 4 つの委員会を併行させるが、各委員会は可能な限り頻繁に会合し、敏速な討議を期するようにする。また各委員会の下に必要なによって小委員会を構成したり、Drafting Committee のような Ad hoc Committee を設置する必要がある時は、首席代表の裁量で決定しても可だ。
3. 首席代表会議は従来のように、少なくとも毎週 1 回定期的に開催するようにするが、各委員会である問題点に関する討議が難航し、委員会レベルで解決が難しいと認められる場合

には、すぐに非定期首席代表会議を招集して解決を期するようにする。

4. 各委員会の共同草案作成完了時期は、原則的に 5 月初めを目標とする。このような目標時期は表面化しないようにする。懸案に沿って協定の共同草案作成が先に完了するのは、他懸案の進捗と関係なく完了しても可だ。ただし漁業問題だけが先に完了する可能性がある場合には、実質的完了時期を請求権と同一にする。
5. 協定文の用語は韓、日、英 3 ヶ国語とするが、両側の解釈に相違がある場合には、英文に依拠するものとする。各協定の条文草案作業においては、英文を **Working language** とするのが原則だが、日本側に難しい事情があると言うので、韓日両国語を使用しても可だ。ただし、このような場合、毎条の草案が終わる度に英文翻訳を確定して行くようにする。
6. 各委員会別代表団名簿は別添の通りだが、代表団員の渡日時期または本国召還等に関しては、現在の実情を勘案した首席代表の建議を考慮し、外務部長官が適宜調節することとする。また本部と現在代表団間の交渉状況に関する正確な理解を助けるために、本部主務副局長と主務課長を随時渡日させるようにする。

P316 各委員会別わが側代表団名簿

1. 請求権及び経済協力委員会

首席代表	李圭星	駐日代表部公使
〃	金榮俊	経済企画院次官補
〃	全祥振	通商局長
代表	李相徳	韓国銀行理事
〃	金奉殷	韓国銀行東京駐在理事

2. 漁業委員会

首席代表	李圭星	駐日代表部公使
代表	金命年	国立水産振興院院長
専門委員	崔侑洙	外務部亜州局東北亜課長
〃	呉在熙	駐日代表部政務課長
〃	裴東煥	農林部水産局遠洋漁業課長
〃	辛広允	国立水産振興院資源調査課長
補佐	孔魯明	外務部亜州局東北亜課事務官
〃	金潤沢	外務部防交局条約課事務官

上記外に農林部長官が推薦する農林部事務官(または主事)級実務職員 2 名

3. 法的地位委員会

首席代表	方 熙	駐日代表部公使
代表	李炯浩	法務部法務局長
専門委員	権泰雄	東北亜課書記官
〃	尹昇榮	ソウル地方検察庁検事

4. 文化財委員会

首席代表	方 熙	駐日代表部公使
代表	金戴元	国立博物館館長
〃	李弘植	高麗大学校教授(文化財保護委員)
〃	黄寿永	東国大学校教授(文化財保護委員)
〃	河甲清	文教部文化財管理局長
専門委員	金正泰	外務部亜州局副理事官

5. その他

代表(法律諮問) ユ・ミンサン 法制処次長

諮問委員(英文) 金ジン ソウル大学校法科大学教授

推移：上記代表団は追加、または交替することがあり、駐日代表部の関係職員は首席代表の裁量で適宜配置することとする。(外亜北)

長官

P319

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-04314

日時：65.4.16.18:14

受信人：長官

発信人：首席代表

対：WJA-04211

対号訓令と関連して、下のように建議します。

1.各委員会構成員に関して：

イ、請求権及び経済協力委員会：

金榮俊次官補を交替首席代表になさり、全祥振局長を代表にして下さるよう望む。

ロ、法的地位委員会

財務部外換関係官を追加して下さるよう望む。

ハ、文化財委員会

方熙公使は法的地位だけを専門に担当するようになさり、従って金戴元館長を首席代表にして下さるよう望む。また文教部書記官または事務官 1 名と外務部条約実務者 1 名を追加して下さるよう望む。

2. 代表団構成員は現地の実情に沿って、現地に派遣された人員の中から首席代表の裁量で再配置できるようにして下さるよう望む。

3. 文化財委員会を除くその他代表団の人員は、遅くとも今週末までに派遣して下さるよう望む。

文化財委員会に関してはまず金戴元館長、黄寿永教授、金正泰副理事官、文教部書記官または事務官、条約実務者を来週初めに派遣して下さるよう望む。

4. 各懸案別交渉指針、協定案等を早急に訓令して下さり、遅くとも関係代表団員の派遣時、携帯するようにして下さるよう望む。(駐日政-外亜北)

P321

大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-04228

日時：65.4.18.14:45

受信人：首席代表

対：JAW-04314

対号に関して次のように回電します。

1. 金榮俊次官補及び全祥振局長を請求権及び経済協力委員会交替首席代表とする。

2. 請求権委員会に派遣する朱炳国財務部外換課事務官が法的地位委員会にも出席して、送金関係等を補佐するようにしてください。

3. 文化財委員会に金戴元館長を追加したのは、貴首席代表の建議に沿って一旦名簿に含ませたものだが、事実上同人は現在米国に出張中であり、7 月頃帰国の予定である。

文教部書記官または事務官 1 名に関しては現在文教部長官に推薦を要請、督促中にある。

- また外務部条約実務者 1 名に関しては現段階で追加派遣が難しいので、貴代表団で現人員で適宜措置願う。従って文化財委員会は継続して方公使が首席代表である。
4. 代表団構成員は現地人員の中から首席代表が適宜再配置しても可である。
 5. 代表団派遣に関しては可能な限り早急にするだろうし、決定し次第通報する。(外亜北) 長官

P322

外務部

外亜北 722

1965.4.15.

受信：駐日大使

題目：佐藤日本首相に対する国務総理の親書送付

1. 別添の国務総理の親書を佐藤日本首相に渡すよう願います。
2. 同親書の写本を同添するので、貴部で参考にするように願います。

有添：(1) 国務総理の親書

(2) 上記親書の写本。 以上

外務部長官 李東元

P323

3 月 19 日付でお送りいただいた閣下の書簡は嬉しく受け取りました。韓日間の国交正常化を早急に実現なさるといふ、閣下の屈しない熱意に対して深い感銘を受けたところのものです。

難しい交渉ではありましたが、去る 3 月 3 日から始まった農相会談と 3 月 23 日から始まった外相会談が、両国態度の不撓不屈の努力の結実として去る 4 月 3 日に漁業、請求権、法的地位問題の 3 個の懸案の大綱に合意するようになったのは、韓日交渉に新しい出発点を成したものと考えます。

10 余年という長い交渉はこれでその最も難しかった峠を越えたものとするものであり、心からこれを慶賀して止まないものです。今後閣下の変わりない熱意と弛まぬ努力に力を得て、一日も早く両国間の国交を正常化し、新しい友好親善の韓日両国間の歴史を創造するようになることを懇切に願うものであります。

最後に閣下からお送り下さった貴い花瓶は有り難く受領し、長く家宝として保存いたします。閣下のより一層の健勝を祈ります。

1965 年 4 月 12 日

大韓民国 国務総理 丁一権

日本国 内閣総理大臣

佐藤栄作 貴下

謹啓

貴國務総理閣下が金東駐日代表部代表を通じ御送付下さいました二月二十二日付の御懇篤なお手紙に対し厚く御礼申し上げます。

二月六日に閣下にお目にかかった際、閣下は、日韓国交正常化に対する並々ならぬ御決意を披瀝されましたが閣下のお言葉は今でも私の耳にいきいきと残っております。

椎名外務大臣が先般貴國を訪問申し上げた際に、貴國政府の寄せられた手厚いおもてなしにつきましては、椎名大臣より詳しく話を聞き深く感激いたしました。

ただ今農相会談に御出席中の車海蔵農林部長官には三月三日にお会いし李東元外務部長官閣下には三月十一日にお目にかかりました。そのほか、貴國の国会議員の方々にもしばしばお目にかかる機会があります。このよ

0740

724

475

うにして両国の指導者間に人的交流が頻繁に行なわれておりますことは日韓友好関係の緊密化にとって極めて重要な意義を有するものと存じます。

二十三日から李外務部長官閣下がわが国を公式訪問されますことは、われわれの最もうれしく存ずるところであります。日本国政府は李長官閣下を最大限に御款待申し上げ、日本国民が貴国に対して抱く友好の気持をお伝えしたいと考えております。

農相会談は近く成功裡に終了するものと確信いたしております。そうなれば、日韓会談は時を越し両国間の諸懸案が速かに解決される機運が一段と熟してくるものと確信いたします。

閣下にお会いした時に申し上げましたように、私は日韓国交正常化交渉の妥結につきましては強い決心をもつてこれを推進するものであり、そのために私の微力をささげるつもりでおります。閣下の御協力を得て日韓両

0750

325

476

国の将来にとつて最も重要な意義を有するこの交渉を速かに妥結せしめ、新しい歴史の一頁を開くことを熱望しております。

なお、この度は貴国の芸術味豊かな筆笥をお贈りいただき妻とともに非常に喜びました。長くわが家に宝蔵したいと思つています。誠に有難うございました。

末筆ながら閣下の御健康と御一家の御繁栄をお祈り申し上げて擱筆させていただきます。

謹言

昭和四十年三月十九日

日本国内閣総理大臣

佐々栄作

2751

326

477

大韓民國國務總理

丁一權閣下

0752

327

日本側は最近ソウルであったといういわゆる日本国旗焼却事件に言及し、韓国の法上正式の国旗でなければ犯罪にならないと聞いているが、これは国際礼譲上の問題として日本政府は関心を持つのであり、国内事情もあるので対外的には日本政府が韓国側に嚴重抗議したものにしたいと言った。わが側は今までのいわゆる国旗はすべて私的に任意で日本国旗の形態を模倣して描いたもので、韓国政府としても特別に措置を取る道理が到底なかったものと説明した。

6. 専管水域侵犯漁船拿捕に関する新聞報道に関して：

平和線問題の議論の過程で日本側は、韓国政府が専管水域侵犯日本漁船を拿捕するように命令したものと報道されており、前田駐在官からこれに関する報告を受けたが、それが事実なのかを質問した。これに対してわが側は、知るところのものはないがソウルの新聞に報道されたものと聞いているが、漁船拿捕を専管水域だけに局限するという印象を受けないようにするのがよいものと思料される。

7. その他

各委員会の進行状況を検討する過程で、日本側は色々な難点をものともせず請求権委員会に関係各省の局長級人士を網羅したし、法的地位においても文部省及び厚生省の局長級を代表に任命する予定だと言った。(駐日政-外亜北)

P333 3-12、 13 次、 1965.4.28

P334 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-04560

日時：65.4.28.19:07

受信人：外務部長官

発信人：首席代表

第 13 次首席代表会談 (65 年 4 月 28 日 16:00-17:00) 結果報告

1.出席者：韓国側：金大使、方公使

日本側：高杉首席、牛場代表、後宮局長

2.諸懸案に関する協定署名時期：

両側は 5.15.を目標にして、諸懸案に関する協定案に署名できるよう各委員会の討議を推進するという原則を再確認した。

3.次の会議は 5.6(木)15:00 に開催することにした。

牛場審議官は 5.2.に台湾を訪問し、5.6.に帰国する予定。(駐日政-外亜北)

P335 3-13、 14 次、 1965.5.12

P336 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-05193

日時：65.5.12.21:31

受信人：外務部長官

発信人：首席代表

第 14 次首席代表会談 (65 年 4 月 21 日 15:00-16:15) 結果報告

1.出席者：韓国側：金大使、方公使、李公使

日本側：高杉首席、牛場代表、広瀬参事官

2. 韓国の国内情勢に関して：

金大使は今回報道されたクーデター陰謀事件が、日本内で関心を持っている程度のものではないという趣旨で事情説明をし、従って日本政府が韓国側の国内情勢を誤解しないように願うと述べた後に、難関が多いが大局的見地から懸案妥結及び国交正常化のための韓国政府の決意には何等の変動がないと説明した。

3. 会談進行に関して：

両側は早急な協定調印のためには、今後 10 日以内に妥結のための峠を越えなければならないということで意見を同じくした。

4. 漁業問題に関して：

イ、わが側は韓日間懸案妥結に対する韓国国内の非難が漁業問題に圧縮しており、与党及び政府内でも漁業問題に対して大きな関心を持っているのに照らして、日本側としてもこのような状況を念頭に置き、韓国側が提示した漁業協定案を慎重に検討し、韓国側の要求を充足させてくれなければならないし、韓国案を冷静に扱ってくれるよう強調した。またわが側は他の委員会の討議が漁業問題討議の影響を受けないようにしなければならないと主張した。

これに対して日本側は、既に表明したように韓国側案を討議の基礎にすることはできないし、根本的な問題に関する合意事項を変更させることは非常に困難だと対抗した。また日本側は他の問題討議を勿論促進させなければならないが、まず漁業問題を急がなければならないと述べた。

ロ、漁業問題討議進行に関して：

わが側は漁業委員会です務的に処理して、条文化できるところまでは条文化し、問題になる点は別途討議解決することにして、この両者を併行しようと言い、日本側は 4.3. 合意事項に従ってまず委員会で条文作成作業を終え、その他追加する事項を後に行って高位層間で解決するようにしようとした。特に日本側は韓国側協定案が 4.3. 合意事項に規定された文書の種類(形式)を変更させているが、これは日本側としては到底受け入れるのが難しい点だと強調した。両側は 4.3. 合意事項に従って条文化するが、問題になったものと追加されたものは別途に討議し、今後の討議進行に関して両側の漁業代表 4 名による 4 者会談で協議することで了解した。

ハ、わが側は、漁業協力問題に関して、これに対する討議を積極的に促進しようと言い、日本側はこの問題が経済協力問題の一環なので、漁業協力の実施細目を先に討議することはできないから、民間信用提供に関する原則問題が決定した後に討議をするし、韓国側の意見を聞く用意はあるが、これに関する合意を政府間協定形式ではできないと述べた。またわが側は過去に議論された **コルトップ** 計画活用問題を考慮してくれるよう要請し、日本側は検討してみると言った。(駐日政-外亜北)

P339 3-14、 15 次、 1965.5.19

P340 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-05350

日時：65.5.20.08:12

受信人：外務部長官

発信人：首席代表

第 15 次首席代表会談 (65 年 5 月 19 日 16:30-17:30) 結果報告

1.出席者：韓国側：金大使、方公使、李公使

日本側：高杉首席、牛場代表、広瀬参事官

2.会談進行に関して：

わが側は委員会討議が不振な点を指摘し、日本側が誠意を見せ討議を促進させるようにすることを強調した。両側は各委員会の進行状況を検討し、5 月末までには委員会作業を一旦終わらせるようにして、残る問題点があればこれを首席代表会談で、その処理を討議することで了解した。

3.漁業問題に関して：

わが側は最近日本の新聞が韓国案に関して行き過ぎた報道をし、国民の誤解を招来する憂慮があることを指摘し、日本政府として対策を練ることを要望した。

これに対して日本側は今後はそのような報道がないように、新聞に対して影響力を発揮することを約束した。わが側は韓国側漁業協定案に言及し、日本側の誠意を促した。しかし日本側は難色を表し続け、4.3.合意事項を動かすことは到底できないという立場をくり返し強調した。

4.法的地位に関して：

わが側は処遇問題の討議において進展がないことを指摘し、合意事項の条文化作業進行と同時に、処遇問題に対して日本側が誠意を見せることを促した。

また離散家族と戦後入国者問題に対しても、日本側が好意的な考慮をすることを要望した。

5.請求権及び経済協力に関して：

わが側は韓国側の立場の重要点に言及し、わが国の特殊事情に対する日本側の理解を促すと同時に、委員会討議の促進を強調した。

日本側は来週初め頃には請求権及び経済協力全般にわたる協定案を提示できるだろうと示唆した。

6.文化財に関して：

わが側は日本側の目録提示を再び促したところ、日本側は文部大臣が特に漁業問題と関連して、会談全般の展望が見えた後に提示するという態度を取っていることを示唆した。(本職は今日明日中に文部大臣を訪問し、本件討議促進を促すつもりである。)

7.新聞発表：

両側が了解した発表要旨は次の通り。

「今後の会談進行を協議した。5 月末までには委員会での作業を終わらせるように、会談を促進させる考えである。漁業問題に関連して、交渉中断ということはあり得ない。また日本側は記者からの質問があった場合、漁業に関して 4.3.合意を変更できないという立場をくり返し明かさざるを得ないと述べた。」(駐日政-外亜北)

P343 3-15、 16 次、 1965.5.27

P344 第 16 次首席代表会談 (1965.5.27 木)

1.日本側は韓国側が提案した 4.3.合意補完に関して難色を表し続け、韓国側の意図が何なのかわからないと述べた。これに対して韓国側は、日本側の意図に変化があるか疑問だと言って、会談で討議を拒否するような態度は遺憾だとした。

2.合意事項の条文化を漁業委員会の水準で施行することを提議して、同条文化過程で韓国側が補完事項の文案を出し、これを討議することで合意した。

- 3.請求権協定案は遅くとも日本側が 5.31 までに提示することにした。(文書の種類は 3 種類)
- 4.法的地位：わが側が戦後入国者問題を強調すると、日本側はこれを一方的に保障するという趣旨は明らかにできると示唆した。国籍確認の必要有無に関して討議。
- 5.文化財：日本側の返還品目 List 提示が遅くなることで、文化財協議の時間的余裕がなくなるようにするのは不当だと言った。
- 6.日本側は 6.20 までの妥結希望を文書で提示した。

P345

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-05509

日時：65.5.27.19:45

受信人：外務部長官

発信人：首席代表

第 16 次首席代表会談 (65 年 5 月 27 日 15:00-17:05) 結果報告

- 1.出席者：韓国側：金大使、方公使、李公使

日本側：高杉首席、牛場審議官、後宮局長、広瀬参事官

- 2.漁業問題及びこれと関連した会談進行全般に関して：会議劈頭高杉首席は、韓国側が 4.3 合意を転覆させる案を出し進捗がないが、これは韓国側として会談をゆっくりしても良いということなのか、または韓国側の意図に何か変化があったのかわからないと述べた。これに対してわが側は韓国側の意図に変化は全くなく、かえって日本側が会談を遅延させても良いのか疑問だと言い、わが側の補完事項内容は 4.3 合意に背くものではないし、日本側が韓国側の提案全部にわたって討議を拒否するような態度を取って来たことは遺憾であり、交渉過程でそのような態度を取ることはできないのではないかと言った。またわが側は他の懸案に関する討議も、漁業問題のためにまるで進展がないのは遺憾であり、現状のまま進めば 6 月末でも妥結が難しいと述べた。またわが側は日本側の見解通りにすれば、4.3 合意内容だけを条文化したのになり、甚だしくは日本側草案を実質的にそのまま受け入れるということにしなければならないが、韓国側としてはそのような立場を到底受諾できないし、4.3 合意を補完しなければ漁業協定を成立させられないと述べた。

日本側は、懸案妥結において現在重要な時点に置かれていて、韓国側の事情に対して疑問があったので韓国側の意図を初めに聞いたのだと前提し、椎名外務大臣の留任も韓日会談のためだと示唆しながら、要旨次のような内容の発言をした。(ただし、同発言は後宮局長が書面になったものを朗読し、それを高杉首席の公式発言と見なして欲しいと言った。)

(1)漁業交渉を円満に進行させるなら合意事項を尊重しなければならないが、合意事項を忠実に履行するかの余否は全面的に韓国側にかかっている。韓国側は保管という名目の下、合意事項を修正しようとするが、そのような状況の下では交渉をできない。合意事項はどこまでもそのまま条文化し、共同委員会問題等継続討議するものはそのまま討議して合意し、その後合意事項と矛盾しない問題として補充するものがあれば、これに対する討議に応じられる。

(2) 請求権及び経済協力に関する協定案提示は事実上遅くなったが、来たる 5 月 31 日(月曜日)委員会で協定案を提示する。文書の種類は 3 種類になるだろう。

(3)外務大臣はアジア、アフリカ会議に出席するため 6 月 22 日頃出発し、牛場審議官も同行するだろうし、7 月 4 日に参議院選挙が実施され、一方 6 月初めは閣僚級が忙しいだろうから遅くとも 6 月 20 日までに妥結が終わることが要望される。

(4)最近日本漁船拿捕事件があったが、12 マイル以内での漁労をできないように日本政府が

強力な指導を実施しているので、12 マイルの外で日本漁船が拿捕されたら会談進行に影響を与えるだろう。

以上のような日本側発言に対してわが側は、4.3.合意内容の条文化自体は別に難しいことはなく、時間もかからないだろうし、却って韓国側が提示した補完事項に対する討議を促進させることが、協定案を早く作ることができる方途だと言い、日本側の提案通りに補完事項を後になって討議するなら、韓国側提案は事実上採択される可能性がないので、前記のような日本側提案は受け入れられないと述べた。

日本側は水産庁の事情のために難しい立場にあることを説明し、条文化に先立って補完事項を討議しても全く進捗がないだろうと言った。日本側は双方が漁業協定案の第2次案を交換するならば時間がかかって再交渉になり、日本側としては第2次案として出すものがないので、いっそ両側が今出している案を皆差し置いて、4.3 合意を基礎に条文化しようと提案した。

これに対してわが側は、万一日本側が韓国側の補完事項を全く考慮しない限り条文化に応じられないが、条文化の過程で韓国側が補完事項を含む文案を出し、これに対して討議をするという了解の下ならば何時でも条文化に着手しても良いと述べた。

これに対して日本側は、異議ないことを表明した。

従ってわが側は、予め準備した韓国側補完案を書面で日本側に提示し、今後条文化の過程でこのような補完案を含ませた案文を提示するだろうと述べた。

今日提示された韓国側補完事項の文書内容は、下(第9項)の通り。以上のように両側は、漁業問題討議進行方法を提示、漁業に関する各種事項を全て合わせて検討して行きながら、条文化することで意見の一致を見た。また両側は即時条文化作業に着手することにし、具体的手続きは別途討議することにし、わが側は条文化作業を委員会の水準で実施することを提議した。(この間日本側は、4.3 合意の条文化作業は課長級の小委員会に任せることを示唆して来たことがある)

3.法的地位に関して：

わが側は法的地位委員会の開催は比較的頻繁だったが、実質的進捗は全くなかったことを指摘し、処遇問題に関する日本側の誠意を促した。またわが側は戦後入国者問題を強調し、日本側の保障を促した。日本側は戦後入国者問題に関しては、一方的には待遇に関して明らかにできることを示唆した。またわが側は永住権申請手続きに関して、韓国側が国籍確認をすることはできないし、またそのような必要もないと言い、日本側の立場に再考慮を要望した。

4.文化財に関して：

わが側は、日本側の事情でその間委員会が二度しか開催されなかったことを指摘し、日本側として目録を早急に提示しなければならないだけでなく、その内容において形式的ではない忠実で実質的なものでなくてはならないと述べた。日本側は目録は余り早く提示した場合に、韓国側の要求が多くなるだろうから会談の展望を見て行きながら提示することを示唆した。これに対してわが側は、文化財協議が余りに遅延し時間的余裕がなくなるようにするのは不当だと言い、早急な目録提示を再三促した。

5.日本漁船拿捕に関して：

前記第1項で報告した日本側論評に対して、わが側は日本漁船拿捕に関する韓国側の立場は従来話して来たものと同じで、日本側が自粛するようにするしかない述べた。

6.自民党国会議員の平壤発言に関して：

わが側は現在平壤を訪問中の自民党所属宇都宮議員の発言(日本国民の大部分が韓日会談に反対する云々の外信報道)に関して、日本側に抗議し遺憾の意を表した。日本側もこのよう

なわが側の抗議と遺憾表示に対して理解を表しながら、自民党側に対して注意を喚起する意を示唆した。

7.新聞発表：

アジア、アフリカ会議もあり、今後の会談促進方途に関して協議した。

8.次の会議は6月1日(火曜日)午後3時に開催することにした。

9.今日日本側に提示した補完事項に関する文書内容は、次の通り。これはこの間日本側に口頭で説明するにおいて使ったものである。(駐日政-外亜北)

P359 漁業協定文案に関して

(1)基線：

直線基線は一方締約国が決定するにおいては、国際慣行の内容を記述する代わりに、国際慣行を尊重するという一方的な原則だけを規定するのが適当と考える。

(2)取り締まり

イ、無鑑札及び無標識の場合と、漁業禁止区域侵犯漁船が監視船からの漁労作業中止及び禁止区域退去の警告にもかかわらず侵犯行為を敢えて行い続ける場合、または他方国の監視船にそのような侵犯事実を通告したにもかかわらず、相当な時間が経過する時まで同他方国監視船が現れない場合には、一方国の監視船はこれを停船させ、貴国の監視船に引き渡すものとする。

ロ、両締約国は取り締まりに関する協定規定の改正に関して、何時でも協議できるようにするものとする。

ハ、協定のより効果的な実施のために、両締約国は緊密に協力するという精神と原則を規定し、この目的のために両締約国はそれぞれ自国の監視船に他方国の公務員が乗船(海上視察を意味する)できるようにし、また両締約国の監視船が共同で巡視できるよう両国の監視当局が措置を取るものとする。

(3)漁獲量：

イ、漁獲量の通告は(原則的に)毎月行うものとする。

ロ、揚陸港を指定し、また揚陸港の事項の視察に対して可能な限り便宜を付与するものとする。

ハ、漁獲量に関する行政指導の内容を、具体的に例示するものとする。漁業別漁獲基準量が超過すると認められる場合には、当該漁業に従事する漁船の鑑札及び標識回収措置を取る。

二、鑑札、標識船の漁獲物は共同規制水域においての漁獲物とみなす。(ただし、この趣旨は漁獲量確認方途を研究することにある)

(4) 共同規制水域への出漁：

イ、出漁隻数の通告は(原則的に)毎月行う。

ロ、一方国の要請がある場合には、他方国は特定日の漁業別出漁状況を同一方国に通告する。

ハ、鑑札及び標識の発給台帳を備置し、他方国の公務員がこれを視察できるようにする。

(5)沿岸漁業

イ、規制水域内で沿岸漁業に従事する日本漁船に対しては、漁業別にその規模及び操業隻数の内訳が標識されなければならない。このように表示される現在の漁船規模及び操業隻数は、そのまま維持されなければならない。これは日本側が沿岸漁業を「60トン未満の漁船による漁業であり、底曳き網漁業及び緑網漁業を除いたものを言う」と定義しようとするので必要なものだ。

ロ、沿岸漁業に従事する漁船の主な操業水域を表示しておく必要がある。このような水域としては、交渉過程において議論された操業水域を表示すれば良いだろう。

P353

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-05559

日時 : 65.5.31.15:50

受信人 : 長官

発信人 : 首席代表

連 : JAW-05509

今週の首席代表会談は両側の事情を参酌して来週 6.3.(木)午後 3 時に変更することで合意したことを報告します。(駐日政-外亜北)

P354

3-16. 1965.6.5.以後の交渉

(紛争解決に関する交換公文 ; 独島問題確定の件含む)

P355

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-06121

日時 : 65.6.5.11:58

受信人 : 外務部長官

発信人 : 首席代表

参照 : 国務総理、大統領秘書室長、中央情報部長

1. 本職は今朝 8:30 石井法務大臣を自宅に訪問し、約 30 分間面談したところ、この場で本職は法的地位問題の諸般問題点を説明し、早急に円満な妥結のために同大臣が積極的に協調してくれることを要請した。
2. また本職は 11 時に坂田農林大臣を農林省に訪問して約 20 分間面談し(丹羽水産庁官及び小口官房長陪席)、懸案の各問題点に関して説明して同大臣の協調を要請したところ、同大臣は早急に問題を把握した後に円満な妥結のため積極的に努力すると言った。
3. 漁業関係のわが側実務者は今朝 9 時箱根に出発して、本職も 11 時 30 分に出発する。
(外亜北)

P356

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-06249

日時 : 65.6.11.18:21

受信人 : 外務(部)長官

発信人 : 首席代表

1. 韓日会談の懸案妥結が最終段階に至り、各種協定及び関連文書の条文化作業が今後数日以内に急進展し、完了しなければならない状況にあるので、
 - 1) 各種条約または協定署名時の挨拶言葉(REMARKS または STATEMENT)
 - 2) 共同声明案
 - 3) 全権委員団到着声明及び出発声明案等のテキストを準備しなければならないと思料されるが、本件に関して当代表部に特別に指示することがあれば至急回答願います。
2. また条約文作成及び条約原本制作のために、条約担当実務者(事務官級)2 名を至急現地に派遣してくれるよう願います。
3. 条約原本及び関連文書作成に必要な次の資料を、文書の種類及び分量を参酌して、至急送付願います。1) 条約原本表紙、2) 用紙、3) リボン、4) 封印紙またはワックス、5) 覚書交換のための韓国側外交文書作成に必要な外務部の公式用紙(韓国語用及び英語用)、6) その他必要な材料
(外亜北)

P357

大韓民国外務部

発信電報

番号：WJA-06163

日時：65.6.12.10:10

受信人：駐日大使

東京発の報道によればソオノ日本外務省代弁人は 10 日外国記者たちとの会見で、韓日会談本調印は 7 月下旬まで伸びるだろうと発言したというが、同発言内容の全部を確認回報し、同発言の意図に対する貴代表部の意見を通報願う。(外亜北)

長官

P358

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-06277

日時：65.6.13.16:35

受信人：長官

発信人：駐日大使

参照：国務総理、青瓦台秘書室長、中央情報部長

対：WJA-06163

1. アジア会議に出席のため日本外務大臣が出発する 6 月 22 日までに、韓日会談の全般問題に関する本調印をするという日本政府の基本方針は現在まで不動である。
2. 漁業協定、請求権協定、法的地位協定及び文化財問題等に関する現在までの交渉結果から推して見て、大体で来週水曜日前後までには各協定の韓国(語)文及び日本(語)文の条文化作業が完了するものと予想される。従って各協定の究極的な正本になる英文条文化作業と各自の国内手続きも週末の 6.19.前後に完了するものと思料される。
3. 総理または外相レベルの高位政治協商で独島問題解決案の解決を結末させるという日本政府の立場が強く確固なのに照らして、この問題解決が本調印予定日前に成さるのなら、韓日両側が予定している 6.20.前後の本調印の実現可能性を疑う余地はないと思料される。
4. 各協定の英文条文化作成完了作業に必要な実務者 2 名と、JAW-04148 で請訓したソウル大学教授金ジン博士を至急東京に派遣措置して下さいをお願いします。(駐日政-外亜北)

P359

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-06310

日時：65.6.15.12:59

受信人：長官

発信人：駐日大使

参照：国務総理、青瓦台秘書室長、中央情報部長

1. 本職は今日 15 日(火)11:20 から 12:05 まで外務省に椎名大臣を訪問し、韓日会談交渉の各問題点解決に関する日本側の協力を促した。
2. 懸案各条約及び協定の本調印の日付を 6.22.(火)午前に決め、日本側が提案する形式にして李東元外務部長官が 6.20(日)に東京を訪問し、翌 21 日に外相会談を開催することで合意した。
3. 上記外相会談日程の公式発表に関しては、椎名外相は佐藤首相の了解を今日明日の内に得なければならないと言い、本職もまた本国政府の状況を調べてみるとして、結局このような過程を経て別に特に異議が両国政府としてない限り、来る 6.18.に外相会談日程を公式発表することで合意し、発表直前に相互間で再び合意することにした。
4. 韓日会談進行日程及び現況、外相会談の性格、共同声明に含まれる事項等は今日 15 日パウチ便で送付した本職の書簡(パウチ目録第 38 号)を検討なさるよう願います。(駐日政-外亜北)

P360

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-06392

日時 : 65.6.17.18:19

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

参照 : 国務総理、青瓦台秘書室長、中央情報部長

今日 17 日午後 4 時牛場審議官から独島問題処理に関する日本側の公式提案を受け取りました。本職と牛場審議官との討議内容は別途(JAW-0633)報告します。

同日本側案は各協定全般に関する紛争処理案の形式になっていますが、その内容は次の通り。

1965.6.17

日本国と大韓民国との間の紛争解決に関する議定書(案)

日本国と大韓民国は、

両国間の全ての紛争が、国際連合憲章の原則に従って、平和的手段により国際平和安全及び正義を脅かさないように解決されなければならないと希望し、次のように協定した。

第 1 条

両締約国間の全ての紛争は、今日署名された全ての条約または協定の解釈、または実施に関する紛争、及び独島に対する主権に関する紛争を含み、まず外交上の経路を通じて解決するようにすることとする。

第 2 条

1. 第 1 条の規定に従って解決できない紛争は、他の平和的方法による解決が両締約国政府間において合意されない限り、第 3 条の規定に期して構成される仲裁委員会の決定のために付託されるものとする。
2. 仲裁委員会は、両締約国政府が紛争の付託に関して締結することになる仲裁契約として、別段の合意を行った場合を除き、国際法の原則及び適用がある条約規定に従って、付託された紛争に関して決定を下すものとする。

第 3 条

1. 仲裁委員会は、3 人の仲裁委員で構成される。
2. 各締約国の政府は、どちらか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁付託を要請する公文を受領した日から 30 日の期間内に、各 1 人の仲裁委員を指名することとする。
3. 第 3 の仲裁委員は、2 の規定に従って指名された 2 名の仲裁委員が 2 に定める期間後の 30 日の期間内に合意によって行われる選定に期して、または同期間内にその 2 人の仲裁委員が合意によって選定する第 3 国の政府が行う選定に期して、指名されるものとし、仲裁委員会の委員長職務を行う。ただし、第 3 の仲裁委員は、両締約国の内どちらかの国民であってはならない。
4. どちらか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を指名しなかった時、または第 3 の仲裁委員や第 3 国の選定に関して当該期間内に合意が成立しなかった時には、仲裁委員会は各締約国の政府が当該期間後の 30 日の期間内に、それぞれ選定する第 3 国の政府が指名する各 1 人の仲裁委員及びこれら第 3 国の政府が協議して選定する、他の第 3 国の政府が指名する第 3 の仲裁委員で構成されるものとする。

第 4 条

1. 仲裁委員会の決定は、全ての仲裁委員の多数決により行うものとする。
2. 両締約国の政府は、本条の規定に期する仲裁委員会の決定に従うものとする。

第 5 条

(取り調べ条項)

第 3 条の 4 で言う、「それぞれ選定する第 3 国」及び「これら第 3 国の政府が協議して選定する、他の第 3 国は、日本国及び大韓民国、双方と外交を持つ国家の中から選定されるものとする。

(駐日政-外亜北)

P363

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-06397

日時 : 65.6.18.06:45

受信人 : 外務部長官 貴下

発信人 : 首席代表

対 : WJA-06255

1. 本職は今日 18 日午前 4 時、本国政府の承認を条件に、次のような交換公文案を牛場審議官に提示した。

(交換公文案)

(韓国側公簡)

閣下

本人は、今日署名された大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約第 2 条に言及し、両国政府の代表間で到達した次の了解を確認することを栄光に思います。

「両国政府は、別に規定がある場合を除き、両国間の紛争で外交上の経路を通じて解決できなかったものは、両国政府が合意する第 3 国による調停により、その解決を図ることとする。」

本人は、閣下が日本国政府に代わって前記の了解を確認してくれることを願います。

(日本側公簡)

本人は、今日付の閣下の次の交換を受け付けたことを確認することを栄光に思います。

- 韓国側公簡 -

本人は、前記の了解を日本国政府に代わって確認することを栄光に思います。

2. 牛場審議官は今日 18 日午前 9 時首相官邸で開催される閣議で、まずこれを検討するようにしてみると言った。(駐日政-外亜北)

P365

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-06399

日時 : 65.6.18.10:05

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

連 : JAW-06397

連号電文の内、「・・・第 2 条・・・」は「・・・第 4 条・・・」の錯誤だったので、「第 4 条・・・」と訂正します。(駐日政-外亜北)

P366

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-06402

日時 : 65.6.18.10:52

受信人 : 外務部長官

発信人 : 首席代表

1. 徹夜作業で臨んだホテルニューオータニ会談の、今日 18 日(木)午前 10 時現在の交渉概況

を次のように報告します。

(1)請求権及び経済協力：第2条(請求権消滅条項)を除き条文化完了した。

(2)漁業問題：わが側補完事項の内(停船確認除外)、合同巡視、共同乗船、沿岸漁業現状維持に関する事項と4.3.合意に対する日本側修正案を除き、条文化完了した。(わが側補完事項の現在までの条文化結果は別途報告します)

(3)文化財：品目に合意完了し、協定文も条文化完了した。(合意した品目に関しては別途報告します)

(4)法的地位：国民健康保険、強制退去事由経過措置、戦後入国者及び離散家族、本協定第5条(処遇に関する一般的既定)を除き、条文化完了した。

2.会談は今日の午前、午後にかけて続くでしょうし、代表団は未解決問題点の妥結のために最善の努力を尽くしています。(駐日政-外亜北)

P367

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-06428

日時：65.6.18.22:05

受信人：長官

発信人：首席代表

参照：国務総理、大統領秘書室長、中央情報部長

対：WJA-06270

- 1.長官が19日NWA便で渡日することで決定したという事実に関連して、現在日本国内の一番の関心事である独島問題政治協商云々という推測と、日本政府の期待を否定できなくなっています。
- 2.請求権に関する消滅問題(現在請訓中)と独島問題処理方案の二つの問題点が今夜中に解決できるのなら、22日の正式調印は今日夕刻に確定するだろうし、例えこの二つの問題が今日解決できなかったとしても、22日正式調印のスケジュールが変動するだろうとは思えません。
- 3.従って貴長官の19日渡日は健康上の理由だけを押し出したとしても、20日、21日、23日の3日間の空間は、少なくとも3、4度の日本外務大臣及び首相を含む公式接触、即ち高位政治会談を避けようがないと思われます。それなら現段階の交渉状況から見て、重要な政治問題化する可能性が濃厚な独島問題と請求権消滅問題が新聞紙上で大々的にP.R.されざるを得ないだろうし、またそうなることを日本側は内心願っているのも、単純な儀礼的な礼訪や、または韓日両国間共通の関心事を広範に意見交換したという公式発表だけでは、通じないという状態に陥ることでしょう。
- 4.貴長官の今回の渡日は両国政府の合意によって調印場所が東京になるので、どちらの誰が招待したか、しないかが問題にはならず、堂々としたOFFICIAL VISITであることは再論の余地がありません。
- 5.以上本職の観測と判断を報告しますので、可能ならば明日19日帰国する崔恍洙東北亜課長から現地の実情を詳細に聴取された後、渡日時期を決定なさるのが良いものと思料されます。(駐日政-外亜北)

P369

大韓民国外務部

着信電報

対外秘 至急

番号：JAW-06434

日時：65.6.19.00:36

受信人：外務長官(参照：中央情報部長)

発信人：首席代表
連：JWA-06392

今日 18 日(金)午後日本側は連号で報告した紛争解決に関する議定書(案)に対する代案として、紛争解決に関する交換公文(案)を下のように提示して来たことを報告します。

日本側書簡：

本人は、今日署名された日本国と大韓民国間の基本関係に関する条約第 4 条(A)の規定に言及し、両国政府の代表間で到達した次の了解を確認することを栄光に思います。

1. 両国間の全ての紛争は、まず外交上の経路を通じて解決するようにすることとする。
2. 1 の規定によって解決できなかった紛争は、どちらか一方の国の政府が他方の国の政府から紛争の仲裁を要請する公簡を受け付けた日から 30 日の期間内に各自の政府が任命する各 1 名の仲裁委員と、このようにして選定された 2 名の仲裁委員等、期間後の 30 日の期間内に合意する第 3 の仲裁委員、または第 3 国の政府が指名する 3 名の仲裁委員で成立する仲裁委員会の決定のために付託するものとする。

ただし第 3 の仲裁委員は、両国の内のどちらかの国民であってはならない。

3.(連号電文で報告した日本側案第 3 条 4 項の規定と同一である。)

4. 両国政府は本条の規定による仲裁委員会の決定に服従するものとする。

5.3 でいう両国政府の各自が選定する第 3 国、及びこれら第 3 国の政府が協議によって決定する他の第 3 国は、日本国及び大韓民国の双方と外交を持つ国家の中から選定するものとする。

本人は閣下が前記の了解を大韓民国政府に代わって確認して下さることを希望します。

(韓国側公簡)省略します。

(駐日政-外亜北)

P371 大韓民国外務部
着信電報 至急部外秘

番号：JAW-06442
日時：65.6.19.01:58

受信人：長官

発信人：首席代表

1. 徹夜作業で臨んでいる韓日懸案協定全般の条文化のための当地ヒルトンホテル会談の、6.19.午前 1 時現在の現況を下のように報告します。
2. 請求権及び経済協力に関して：協定第 2 条(請求権消滅条項)に関する討議はまだ続いているが、18 日午後 10:30 から約 1 時間の間の会談で、わが側は日本側の案(参照：JAW-06394)をそのままでは到底受諾できないことを明白にした。即ち、わが側は日本側の案の内第 2 項(A)、(B)の日付が 1945.8.15.になり、第 3 項の措置の対象が制限され、合意議事録日本側案から居住制限規定が排除されない限り、日本側案を受諾できないことを説明し、日本側の再考を促した。本件に関しては再び本職が直接、牛場審議官と協議しています。
3. 文化財：協定本文及び引き渡される品目は完全合意したし、私有文化財の寄贈勸奨及び引き渡された後の文化財の保存及び展示に関する合意議事録(案)を折衝中である。
4. 漁業協定：日本側はわが側の補完事項の内、合同乗船及び合同巡視に関する代案を提示する片方、沿岸漁業に関する一方的声明には強力に反対しているが、両側は前記 3 個項目の補完事項に関する条文化作業と討議を継続中である。
5. 法的地位：未解決問題点の退去強制に関連する GAP 問題と、退去強制時の韓国政府の引き受けに関する RECORDS OF DISCUSSIONS(案)に関して最終討議を進行しており、討議が終わり次第、条文整理に着手する次第である。(駐日政-外亜北)

P373

大韓民国外務部

着信電報 部外秘緊急

番号 : JAW-06450

日時 : 65.6.19.07:20

受信人 : 外務長官

発信人 : 首席代表

写本 : 大統領、国務総理、経済企画長官、農林長官閣下

交渉現況を報告します。(19 日 07:00 現在)

1. 漁業協定は協定有効期間を除いては、10 個の文書で構成される全協定文作成完了。
沿岸漁業に関する補完条項作成は放棄されたしも相互乗船、合同巡視等、その他 7 個補完条項は全部案文作成に成功。
2. 請求権関係文書は第 2 条案文作成だけ残し、借款契約を含み 21 個条約文作成完了した。
3. 法的地位協定は、法務大臣の戦後入国者処理問題に関する声明書を含む 4 個の協定文作成を完了した。
4. 文化財協定は 4 個の文書、協定条約文作成完了。
5. 従って請求権協定第 2 条と漁業協定有効期間問題を除いては、韓日会談関連全条約文の日本語原文作成は完了して、韓国語原文を照合中にある。

本国から派遣された会談代表、実務者及び代表部関係職員の献身的な努力で、22 日本調印署名が確実になったことを多幸に思う。(駐日政-外亜北)

P374

大韓民国外務部

着信暗号電報

Ⅲ級秘密

番号 : JAW-06466

日時 : 65.6.19.17:04

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

連 : JAW-06392、06397 及び 06434

1. 韓日会談交渉報告を通じて随時報告して来たように、日本政府当局者はこの間機会がある時毎に、韓日懸案一括妥結時には必ず、独島処理に関しても明白な処理方案に合意しなければならないというのが日本政府の立場であると表明して来たが、連号電文報告のように、懸案各協定の条文化作業が最終時点に到達すると、遂に独島問題処理に関する協定案を公式に提案して来た。
2. これに対してわが側としては、独島の領有権に関しては疑問の余地がなく、またこれは韓日間の懸案に属する問題でもないという政府の既存の立場に従って、前記のような日本側提案を絶対に受諾できないという立場を堅持している。
3. しかし独島問題処理に関しては、日本政府が国内的に特に国会で、懸案妥結時には独島問題も必ず処理するという立場を明白に明かしてきたことがあり、日本側が本件に関して最後までその立場を固守する場合には、本件に関して日本側と如何に妥協するべきか、政府の妥結方案を指示して下さるよう願う。
4. 本件処理に関して日本側高位層との非公式接触で感触したところに依拠し、またわが政府の基本方針を勘案して、崔兪洙東北亜課長便で送った方式に基礎し、本職の自由裁量で案文を作成して、日本側と協議決定しても可なものか、火急訓令して下さるよう願う。(駐日政-外亜北)

(以下、手書き)

交換公文

- 1.韓日間の諸紛争は別途の規定がある場合を除いては、外交交渉によって解決するようにする。
2. 外交交渉によって解決できない紛争は、両国が合意する仲裁手続きに従って解決するようにする。

P376

大韓民国外務部

着信電報

至急

番号 : JAW-06470

日時 : 65.6.19.18:30

受信人 : 外務部長官 貴下

発信人 : 駐日大使

参照 : 亜州局長、防交局長

韓日基本条約原本作成に必要なので、去る 2 月ソウルで仮調印された基本条約案(英文)原本または同写本を、即時送付願う。(駐日政-外亜北)

P377

大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約

大韓民国と日本国は、

両国国民間の関係の歴史的背景を考慮して、また善隣関係と主権相互尊重の原則に立脚した両国間の関係の正常化を相互希望することを考慮して、

両国の共通の福祉と共同の利益を増進し、国際平和と安全を維持するにおいて、両国が国際連合憲章の原則に合同するよう、緊密に協力することが重要だということを認識し、また

1951 年 9 月 8 日サンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定と 1948 年 12 月 12 日国際連合総会で採択された決議第 195(III)号を想起し、

本基本関係に関する条約を締結することと決定し、ここに次のように両国の全権委任を任命した。

大韓民国政府

日本国政府

両国全権委員は、彼らの全権委任状を相互提示し、それが良好妥当だと認定した後、次の諸条項に合意した。

第 1 条

両締約当事国間に外交及び領事関係を樹立する。

両締約当事国は大使級外交使節を遅滞なく交換する。

両締約当事国はまた両国政府によって合意される場所に領事館を設置する。

第 2 条

1910 年 8 月 22 日及びそれ以前に大韓帝国と日本帝国間に締結された、すべての条約及び協定は既に無効なことを確認する。

第 3 条

大韓民国政府が、国際連合総会の決議第 195(III)号に明示されたように、韓半島において唯一な合法政府であることを確認する。

第 4 条

(イ) 両締約当事国は両国相互間の関係において、国際連合憲章の原則を指針とする。
(ロ) 両締約当事国は両国の共通の福祉と共同の利益を増進するにおいて、国際連合憲章の原則に合同して協力する。

第 5 条

両締約当事国は両国間の貿易、海運及びその他通商上の関係を安定して友好的な基礎の上に置くための条約、または協定を締結するために実行可能な限り早急に交渉を始める。

第 6 条

両締約当事国は民間航空運輸に関する協定を締結するために、実行可能な限り早急に交渉を始める。

第 7 条

本条約は批准されなければならない。批准書は可能な限り早急に_____で交換する。本条約は批准書が交換された日から効力を発生する。

以上の証拠として、各全権委員は本条約に署名捺印した。

1965 年 月 日_____で、同等に正本である韓国語、日本語及び英語本でできた本書 2 通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語本に従う。

大韓民国のために

日本国のために

P381

大韓民国外務部

発信電報

番号 : WJA-06297

日時 : 65.6.19.22:50

受信人 : 韓日会談首席代表

対 : JAW-06466[独島問題]

対号で請訓された件に関しては、既に WJA-06270 第 7 項で指示した立場を固守なさるようお願い、本人が訪日する時まで続けてわが側の立場が貫徹されるよう努力なさるよう願います。

(外亜北) 長官

(以下、手書き)

* WJA-06270、第 7 項(1965.6.18)

独島問題においては、6 や亜州局長便書信で指示したことがある、わが国の立場を固守して下さるようお願い、この問題は国内の状況が少しも流動性を許容しないことを諒知なさるよう願います。 → 李東元外務長官日本訪問、1965 の中から

P382

大韓民国外務部

着信暗号電報

Ⅲ級秘密

番号 : JAW-06472

日時 : 65.6.20.01:58

受信人 : 長官

発信人 : 首席代表

(紛争解決問題)

1. WJA-06297 指示に関して本職としては、この問題に関する日本側の感覚を探知するために私的な見解で今日まで意見を交換したものであり、日本側は既に第 2 次案まで公式に提案して来たものだが、わが側としてこれに対する私的な感触だけを述べたに過ぎず、何ら公式反応を示したことはありません。
2. 外務長官が本調印のため来日前に、この問題に関する日本側の真意を完全に把握し、事務的な処理の基礎を作って置くことが、この問題が対外的に露出することなく解決できるだろうという見地から努力して来たのですが、JAW-06466 で言及された崔東北亜課長便の案に対する指示がなく、WJA-06270 第 7 項の立場を堅持せよという再度の指示なので、外交部長官来日時まで接触を中断して待とうと思います。

(駐日政-外亜北)

P383

大韓民国外務部

着信電報

秘密

番号 : JAW-06473

日時 : 65.6.20.03:26

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

基本条約文の前文の内、全権代表の記載を、下のように両側間で暫定的に合意したので、至急回示願う。

韓国語 原本 :

大韓民国

外務部長官 李東元

日本国駐劄 大韓民国特命全権大使 金東祚

日本国

外務大臣 椎名悦三郎

高杉晋一

英語 原本

THE REPUBLIC OF KOREA :

TONG WON LEE, MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS

DONG JO KIM, AMBASSADOR EXTRA- ORDINARY AND PLENIPOTENTIARY
OF THE REPUBLIC OF KOREA TO JAPAN

JAPAN :

ETSUSABURO SHIINA, MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS

SHINICH TAKASUGI

(駐日政-外亜北)

P385

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-06483

日時 : 65.6.20.10:27

受信人 : 外務長官 (参照 : 亜州局長、防交局長)

発信人 : 首席代表

対 : WJA-05902

1. 各協定のハングル正本案は、明日パウチ便で送付予定である。

2.基本関係条約の日本側と合意を見た正本は次の通り。ただし、第3条の中の「韓半島」に対しては、まだ日本側が最終態度を表していない。

次

基本条約ハングル全文引用・・・(駐日政-外亜北)

日本国と大韓民国間の基本関係に関する条約

日本国と大韓民国は、

両国国民関係の歴史的背景と、善隣関係と主権相互尊重の原則に立脚した両国間の関係の正常化に対する相互希望を考慮して、両国の相互福祉と共通利益を増進し、国際平和と安全を維持するにおいて、両国が国際連合憲章の原則に合同するよう、緊密に協力することが重要だということを認定し、また

1951年9月8日サンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定と1948年12月12日国際連合総会で採択された決議第195(III)号を想起し、

本基本関係に関する条約を締結することと決定し、ここに次のように両国の全権委任を任命した。

日本国

外務大臣 椎名悦三郎

高杉晋一

大韓民国

外務部長官 李東元

大韓民国特命全権大使 金東祚

これら全権委員は、彼らの全権委任状を相互提示し、それが良好妥当だと認定した後、次の諸条項に合意した。

第1条

両締約当事国間に外交及び領事関係を樹立する。両締約当事国は大使級外交使節を遅滞なく交換する。両締約当事国はまた両国政府によって合意される場所に領事館を設置する。

第2条

1910年8月22日及びそれ以前に大韓帝国と日本帝国間に締結された、すべての条約及び協定がもはや無効なことを確認する。

第3条

大韓民国政府が、国際連合総会の決議第195(III)号に明示されたように、韓半島において唯一な合法政府であることを確認する。

第4条

(イ) 両締約当事国は両国相互間の関係において、国際連合憲章の原則を指針とする。

(ロ) 両締約当事国は両国の共通の福祉と共同の利益を増進するにおいて、国際連合憲章の原則に合同して協力する。

第5条

両締約当事国は両国の貿易、海運及びその他通商上の関係を安定して友好的な基礎の上に置くために条約、または協定を締結するための交渉を実行可能な限り早急に始める。

第 6 条

両締約当事国は民間航空運輸に関する協定を締結するために、実行可能な限り早急に交渉を始める。

第 7 条

本条約は批准されなければならない。批准書は可能な限り早急にソウルで交換する。本条約は批准書が交換された日から効力を発生する。

以上の証拠として、各全権委員は本条約に署名捺印した。

1965 年 月 日東京で、同等に正本である日本語、韓国語及び英語で本書 2 通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語本に従う。

日本国のために 大韓民国のために

P388 (どこから続くのか不明、原本も欠如)

で他方国から帰還した者(支店閉鎖を行った法人を含む外)帰還時までの間に、他方国の国民との取引等、終戦後に発生した特殊な状態下においての接触を含まないものと了解された。

(E) 同条によって今後取られる「措置」というのは、同条 1 でいう両締約国及びその国民間の請求権に関する問題を解決するために、**ために○**各締約国の国内措置をいうものと、意見の一致を見た。

(F) 韓国側代表は第 2 次世界大戦の戦闘状態の終結後、1947 年 8 月 15 日までの間に帰国した韓国国民が、日本国内に所有する不動産に対して慎重な考慮が施されるように希望を表明し、日本側代表はこれに対して慎重に検討する意であると答えた。

(G) 同条 1 項で完全に、そして最終的に解決されたものになる両国及びその国民の財産、権利及び利益と両国及びその国民間の請求権に関する問題には、韓日会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求権」(いわゆる 8 項目)の範囲に属する全ての請求が含まれていて、従って同対日請求要綱に関しては、如何なる主張もできなくなったことを確認した。

(H) 同条 1 項において、完全にそして最終的に解決されたものになる両国及びその国民の財産、権利及び利益と両国及びその国民間の請求権に関する問題には、本協定の署名日までに大韓民国による日本漁船の拿捕から発生した全ての請求権が含まれていて、従ってそのような全ての請求権は既に大韓民国政府に対して主張できなくなったことを確認した。本職を始め現地交渉代表としては、上記合意案は第 2 条妥結のために日本側と妥協できる最後の案だと思料するので、受諾するよう 21 日午前中に回電願います。

P389

大韓民国外務部

着信電報

緊急部外秘

番号 : JAW-06487

日時 : 65.6.20.21:00

受信人 : 外務長官

発信人 : 首席代表

対 : WJA-06502

イ、韓日基本条約日本文テキストに関して、次のように両側の見解の差異が解消されていませんが、本件に関して至急回答願います。

1. 第 2 条の内「ALREADY」を日本側は「もはや」と主張し、わが側は「既に」としなければならないと主張している。

2. 第 3 条規定の内「AS SPECIFIED」を日本側は「明らかに示されている通りの・・・」、または「・・・そして・・・」としなければならないと主張している。つまり問題の部分を

日本側は形容詞的に表現しようとし、わが側は副詞的に表現しなければならないと主張するものである。

ロ、以上の問題点外には日本側の表現をそのまま受諾した。特に第3条の内、「IN KOREA」を「朝鮮にある」と表現するのに同意したことを参考になさるよう願う。この問題に関してわが側は、日本がテキストにも「韓半島」と表現するよう強力に主張したが、日本側が応じず結局落着した。(駐日政-外亜北)

P390

大韓民国外務部

着信電報

緊急

番号：JAW-06532

日時：65.6.22.04:01

受信人：国務総理（参照：青瓦台秘書室長、中央情報部長、外務部次官）

発信人：外務部長官、駐日大使

1. 韓日両国外相間で交換される公簡の了解事項文案が、次のようにできました。
これ以上の文案作成はほとんど不可能な状態なので、許諾してくださることを懇請します。
本件に関して緊急に指示願います。
「別に規定がある場合を除き、両国間の紛争はまず外交上の経路を通じて解決することとし、これによって解決できなかった場合は両国政府が合意する調停手続き、または仲裁手続きによってその解決を図ることとする。」
2. 以上のに了解事項をしたのは、日本が従来に主張した独島という文句削除だけによる独島問題解決のためのもので、当初日本が要求した手続き上の合意に対する時間的拘束、法的拘束、わが側の決定に対する服従義務等を完全に解消させたものである。
従ってわが国の合意がない限り、仲裁手続きは勿論、調停手続きも踏めなくなったのであり、独島問題の解決は実質的にわが側の合意なしには、永遠に未解決の問題として残ることになった。(駐日政-外亜北)

P391

大韓民国外務部

発信電報

Ⅲ級秘、大至急

受信人：外務部長官、首席代表

対：JAW-06532

対号紛争処理に関して韓日外相間で交換される公簡の了解事項文案は、これを諒承した。
国務総理

P392

大韓民国外務部

着信電報

緊急

番号：JAW-06546

日時：65.6.22.16:47

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

韓日両側は両国の紛争処理に関して、今日次のような覚書を交換することに合意した。

交換公文

本長官は、両国政府の代表間に到達した次の了解を確認することを光栄に思います。

両国政府は、別段の合意がある場合を除き、両国間の紛争はまず外交上の経路を通じて解決することとし、これによって解決できない場合には、両国政府が合意する手続きに従って調停によって解決を図ることとする。

本長官は、閣下に前記の了解を日本国政府に代わって確認してくれることを希望するもの
あります。

1965 年 6 月 22 日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎 閣下

(追記：以上の交換公文はその文案が最終の瞬間に合意されたので、まだ確定した韓国語文
を送付できない故に、臨時に翻訳文を送付しますので諒知なさるよう願います。)

(駐日政-外亜北)

P 393

大韓民国外務部

着信電報

大至急

番号：JAW-06549

日時：6.22.18:31

受信人：長官

発信人：外務部長官

連 JAW-06546

連号にて報告した交換公簡の韓国文正本を、以下のように送付します。(日本側の回簡は省略し
ます)

1965 年 6 月 22 日 東京にて

本官は両国政府の代表間において到達した、次の了解を確認する栄光に浴します。

両国政府は別途に合意のある場合を除いては、両国間の紛争はまず外交上の経路を通じて解
決することとし、これによる解決が不可能な場合には、両国政府が合意する手続きに沿って、
調停によって解決を図ることとする。

本官はまた、閣下が前記の了解を、日本国政府に代わって確認することを希望する栄光に浴
します。本官は閣下に新たに、本官の変わらぬ敬意を表します。 外務部長官

日本国外務大臣 椎名悦三郎 外務省 東京

P394 4. 高杉晋一首席代表 失言派動 1965.1-2.

P395 大韓民国外務部
着信電報 至急

番号 : JAW-01179
日時 : 1.18.12:13

受信人 : 外務部長官貴下

発信人 : 駐日大使

1. 18 日付当地朝日の朝刊は、2 面下段に 1 段記事で平壤 16 日発新華社共同通信を引用し、韓日会談日本側首席代表が「日本の韓国支配は韓国国民に利益をもたらした」と言ったのは韓国人に対する冒瀆であると、北傀の労働党機関紙「労働新聞」が報道したという記事を次のように掲載しているが、同記事の全文は次の通り。

北朝鮮労働党の機関紙労働新聞は 18 日の社説で『韓日会談の日本側首席代表高杉氏が日本の朝鮮支配は朝鮮人に利益をもたらした、と言ったのは朝鮮人に対する冒瀆である』と非難した。以上の記事に関して朝日は上記記事の末尾に、注釈として労働新聞が伝える高杉発言が、いつ、どこで行われたものなのかについては明らかにされていないと報道した。

2. 以上のような朝日の記事に関して高杉氏と協議した結果、これを否認するために本日午後 3 時、当地の韓国特派員と記者会見を持ち、これを否認すると同時に、これは北傀の韓日会談を妨害するためのひとつの捏造謀略だと記者会見で話すだろうと、高杉氏と了解できたので、これを報告する。(駐日政-外亜北)

P396 大韓民国外務部
着信暗号電報 至急

番号 : JAW-01195
日時 : 181731

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

題 : WJA-01144

連 : JAW-01179

連号電文第 2 項で報告したように、1. 18.15:20 付きの外務省韓日会談首席代表室で、当地駐在韓国特派員と高杉日本側首席代表間で、約 40 分間懇談があったが、その結果を下のように報告します。

1. 高杉氏はまず、自分が日本側首席代表に就任した挨拶をした後、両国の心ある者は、共に両国の速やかな国交正常化を通じた両国の共同繁栄を望んでいるが、特に自分としては今回、朴大統領が年頭教示で韓日会談の早期妥結の方針を明らかにしたことに共鳴し、佐藤首相からもやはり早期妥結の方針を確認しているので、両国の交渉代表者はこのような両国首脳の意を受け止め、積極的に努力すべきだと語った。
2. 高杉氏は今までの 13 年余の交渉を通じてもまだ会談が妥結できないのは、両国の国民感情が完全に溶け合っていないところにあり、自分としては約 40 年間の日本の韓国統治によって韓国民が受けた傷跡に対し、日本国民の一人として責任を感じると同時に、韓国民の感情をなだめる義務があると考え、行動で謝罪しなければならない義務があると考えたと語った。
3. 彼はまた、現在の国際的趨勢から見て、先進工業国が開発途上にある国家に対し、経済的に援助するのは義務となっており、韓国と最も近い隣国の日本が率先して韓国の経済発展を

- 助けるのは当然だと考え、そのためにも一日も早く会談を妥結しなければならないと語った。
4. 高杉氏は連号電文で報告した朝日新聞と及び対号電で言及したアカハタの記事について一言で、そのような発言をしたことはないと言い切り、共産勢力が韓日会談に反対しているが、こういう記事も韓日会談の成功を阻止しようという目的で捏造報道したような感触がすると話した。彼はまた、自分がそういう話をする人なら、はじめから会談の首席代表職を受け持つ筈がないと言い、このような事情を韓国国民に広く知らせてくれることを望むと述べた。
 5. わが側の記者が、日本の新聞に報道された佐藤首相の韓日会談 3 月中の妥結、5 月中に調印構想の余否について質問したところ、高杉氏はそのような構想は佐藤首相の構想というよりは、韓日会談を早く妥結させる立場から見て、そのような日程であるべきではないかという新聞報道であろうと考えると言い、日本側としては何らかの期限を明示した妥結構想をしているのではないと語った。
 6. わが側の記者が、漁業問題等の解決を後回しにし、基本関係問題だけをまず妥結させることで、国交を先に正常化しようという意向があるのかと尋ねると、高杉氏は漁業問題等は難しい問題だからと後回しにして国交をまず正常化すると言っても、両国間に後患が残ることもあるだろうから、日本側としては漁業問題を含む諸懸案に関して、大まかな解決の展望でも立てた後でなければ、国交正常化ができる問題だと答えた。
 7. わが側記者が、漁船の対韓国輸出制限及び第 1 次生産物の対韓国輸入制限等を緩和することが会談の促進の一助となるから、日本側としてはこのような問題の解決を進める意向はないのかと質問したところ、高杉氏は今後各分科委員会の討議を始めながら、そのような細部の問題を検討して行く だろうと述べた。わが側記者が国交正常化前には、諸般経済協力を強化しないという意味かと反問したところ、高杉氏は現在も対韓経済協力は進行中であると思うが、ただ大規模な経済協力は国交正常化以降になって活発に動けるだろうと答えた。
 8. わが側記者が高杉氏に、今回の会談は文字通り最後の会談にする決心があるのかと尋ねると、同氏はそういう決心を持っていると答えた。
 9. わが側記者が高杉氏の訪韓計画の有無を尋ねると、同氏は現在会談が進行中なので東京にいるべきではないのかと言い、椎名外相の訪韓時に同行するかの余否も、その時になって検討する問題だと答えた。(駐日政-外亜北)

P399

大韓民国外務部

着信電報

至急

番号 : WJA-01144

日時 : 181200

受信人 : 駐日大使

1. 当地で入手した情報によると日本共産党機関紙「アカハタ」は、日本首席代表高杉が「日本の助けがなければ韓国は困るだろう。韓国が独立しないで、そのまま日本の一部として残っていたら、今よりもよかっただろう」と言ったと、最近 (1. 13 または 14 に) 報道したという。
2. 前記報道の事実の余否の至急調査報告を願うが、事実の場合には正確な記事内容と高杉首席の発言余否を確認報告願う。(外亜北) 長官

P400

大韓民国外務部

発信電報

至急 平文

番号 : WJA-01175

日時 : 191845

受信人 : 駐日大使

- 1、1.19 日付東亜日報は 1 面トップ記事で、「高杉首席代表重大発言、国交正常化努力に暗影」という見出しと、「韓国支配 20 年はもっと続けなければ。『謝罪』とは妥当ではない言葉」という副見出し下に東京駐在権特派員の、下のような報道を掲載している。

「韓日会談日本側首席代表高杉氏は去る 7 日日本人記者との懇談席上で、「日本があと 20 年韓国を持っていたらよかったのに、戦争で挫折した」と放言したと明らかになり、「久保田妄言」に劣らぬ物議を韓日両国間に引き起こす憂慮が濃い。高杉氏自身は 18 日午後韓国の記者との会見を開き、この発言内容を解明したが、韓日国交妥結を目の前に置いた今、高杉氏のこの発言は少なくない支障を招くかも知れない。

高杉氏のいわゆる失言内容は次の通り。

- 1) 日韓問題は今、最後の峠に来ているが、この交渉はもっと腹を括り、大局的な立場から推進して行かなければならない。日本はこの際、兄のような気持ちで望まなければならない。

- 2) 日本は朝鮮に対する過去の統治に対して、謝罪せよという話もあると言うが、日本としても何も言えないのではない。日本国民の感情から見て、そういう話にはできないが。日本は明らかに朝鮮を支配した。

しかし日本は良いことをしようと、朝鮮をよりましにしようとしたのであった。今韓国には山に木が一つもないという。こういうことは朝鮮が日本から別れたためだとも言える。20 年ぐらい、もっと日本と相乗りしていたら、そうはならなかったかも知れない。日本の努力は結局、戦争で挫折したが、20 年ぐらいもっと朝鮮を持っておればよかった。

台湾の場合は成功したといえるのではないか。

日本が謝罪しなくてはならないと言う話は妥当な言葉ではない。創氏改名だけみても、これは朝鮮人を同化して、日本人と同じに取り扱うために取られた処置であり、悪いことだったとだけは言えない。

過去を糺せば、韓国側に何も言えないかもしれないが、こちらにも言い分はある。

だから過去を持ち出すのは良くない。日本はこの際、親戚になった気持ちで話の結末を出すべきであろう。

日本としては韓国が 60 万の大軍を持って、北朝鮮からの侵略を防いでいるという事実を高く評価し、これに感謝しなくてはならない。過去にこだわっている会談は、今後 10 年引きずっても妥結が難しいだろう。どのように国交を結んで行くか、具体的に考えて行くことが残っているだけだ」

- 2、以上に対して、野党の反応は次の通りと報道している。

- 1) 民政党院内総務鄭ソンテ氏：今も軍国主義思想から脱皮できない重大な妄言だ。日本の首席代表としてこのような妄言を言ったことは、韓日会談に影響を及ぼす結果を招来するだけでなく、彼らにはわずかな誠意もないということを意味する。従ってその発言を取り消さない限り、韓日会談の成果は期待するのが難しい。われわれとしては新しい対策が必要だと考える。

- 2) 朴永録民主党代弁人：久保田妄言以上の妄言であり、日本の侵略根性を露骨に表したものだ。

また、末尾に「そんなことは言ってない」と小見出しで、高杉氏の解明記事を掲載した。

「韓日会談日本側首席代表高杉氏は 18 日午後、韓国特派員との会見を開き、自分が去る 7 日日本の記者との会見で、日本の韓国支配が韓国に利益を与えたと言ったかのように、一部で報道されたことについて、そんな話をしたことはない」と解明し、私見を前提に日本は過去の韓国支配が、今も韓国民の心の傷となっていることに対して責任を感じるべきであり、今後の交渉や両国関係で、行動で謝罪をしなければならないと語った」(外亜北) 長官

P403

大韓民国外務部

発信電報

至急

受信人 駐日大使 発信人 長官

対：JWA-01179、01195

- 1、連号で通知したように、19日付東亜日報は「高杉発言」を1面トップで大書特筆した。
- 2、「高杉発言」が事実なら、全国民に衝撃を与えるもので、会談の基盤を揺るがす重大な問題になるものである。
- 3、貴下は最短日時に首席代表間会議を招集し、日本側に連号内容を政府と国民が極めて重大視していることを明らかにし、同「発言」の事実余否を確認すると同時に、わが側としては日本側首席がそのような発言をしたり、またはそういう考えを持っている限りにおいては、会談の続行を検討せざるを得ないという立場を明白になさるよう願う。
- 4、日本側から事実無根という答があった時には、日本側に対して表明した上記わが側の立場と日本側の否定内容を、PRESSにPLAY UPするように願う。
- 5、本部は本訓令内容を、国内言論機関にLEAKした事を知らせる。(外亜北) 長官

P404

大韓民国外務部

発信電報

緊急

受信人 駐日大使

対：JAW-01179、01195 連：WJA-01175

- 1、連号で通知したように、19日付東亜日報は「高杉発言」を一面トップで大書特筆した。
- 2、「高杉発言」が事実ならば全国民に衝撃を与えるものであり、会談の基礎を揺るがす重大な問題になるものである。
- 3、貴下は即時外務省を訪問し、連号内容を通告して「高杉発言」が事実ならば、これはわが国とわが国国民に対する重大な冒瀆で、重大問題として取り扱わざるを得ないことを警告すると同時に、同発言の事実余否を外務省が公式に直接説明することを要求し、わが側としては日本側首席代表がそのような発言をしたり、またはそういう考えを持っている限りにおいては、会談を続ける意義を見い出せないという立場を明かして欲しい。
- 4、日本側から事実無根であるという答弁があった時には、日本側に対して表明した上記わが側の立場と日側の否定内容をPRESSにPLAY UPしてほしい。(外亜北) 長官

P405

大韓民国外務部

着信暗号電報

至急

番号：JAW-01211

日時：191820

受信人：長官

発信人：駐日大使

連：JAW-01212

- 1、今日1.19日午後、当代表部はいわゆる「高杉発言」に関する毎日新聞19日夕刊の報道(連号電文参照)と、今日東亜日報夕刊に大々的な扱いで報道されたという、当地駐在韓国特派員からの電報等を掲げ、日本外務省当局に事態がもっと悪化する前に日本政府に、そうした発言はなかったという公式声明を発表し、日本国内の新聞および外信を通じて報道されるよう措置することを強力に要請した。
- 2、また本職は昨日18日夕刻に、当地に奇宅中だった姜文鳳、ピョン・ジョンボン両議員と船田中衆議院議長、澤田廉三、鹿島守野助参議院議員及び高杉首席代表らが会食する機会を設けたが、その場でも高杉からそうした発言をしたことはないと再三否認しており、特に姜文鳳議員もこれを熟知していることを参考に報告します。(駐日政一外亜北)

P406

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-01212

日時 : 191823

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

1. 19 日付当地毎日新聞は、いわゆる高杉発言が韓国政界に波紋を投げているという東京 19 日発新亜通信を引用し、「高杉失言が問題化」という見出しと、「韓国内に波紋」という小見出しで、2 面 5 段から 3 段記事で報道しているのでこれを報告し、同記事の全文は次の通り。

「19 日のソウル放送によると韓日会談日本側首席代表高杉氏は、『日本がもう 20 年韓国を持っていれば良かったらう』という発言は、韓国政界に大きな波紋を投げかけている。

民主党の朴永録代弁人は 19 日、高杉氏の失言は以前の久保田発言以上の暴言だ。これは韓国侵略の根性が、まだ日本の政界に根深く残っているという証拠だと非難し、『高杉氏がそのような発言を取り消さない限り、韓日会談を続けることは韓国民族として耐えられない恥辱だと語った。

また民政党の鄭成泰総務も、「韓日会談に黒い影を投げかける結果をもたらすだけでなく、日本側に誠意がないということの意味する」と非難した。これに対し与党の民主共和党の金在淳院内代表人は、「高杉氏の失言報道は韓日会談反対者の、故意的な捏造と思う」と語った。

一方毎日同記事末尾に、やはり新亜通信首席とつけて、高杉代表が 16 日午後外務省で在東京韓国特派員との記者会見で、「一部の新聞が報道している、いわゆる高杉発言は事実無根である」と否定したと報道している。(駐日政一外亜北)

P408

付箋紙 1965. 1. 20

題目要約 高杉発言に対する日本の新聞記事要約

20 日付朝日、読売、日経、産経、ジャパントイムス等記事を総合要約すると、下の通り。

「韓国の野党および言論界は『高杉発言』を重大視し嚴重迫及する態勢であり、韓日交渉や椎名外相訪韓にも影響を及ぼすのではないかと政府側は憂慮している。野党は久保田妄言以上のもので、このまま韓日交渉を継続できないとしており、これに対し政府はこれは共産党の謀略であり、高杉氏自身が事実ではないと解明した以上、問題視しないという方針である。」

P409

大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-01213

日時 : 1.20.10:41

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

1. 当地 20 日付朝日、読売等主要朝刊紙はいわゆる高杉発言の記事を扱っているが、その記事報道内容は大同小異であり、この内朝日はソウル 19 日発共同通信を引用し、次のように記事を掲載しているので報告する。

記事内容 : 韓国政界は 19 日伝えられた高杉首席代表の発言を重大視し、野党及び言論界等はこれを嚴重に追求する構えを見せている。

このために 18 日東京で続開される韓日交渉に支障をもたらすだけでなく、場合によっては椎名外相の韓国訪問にも影響があるのではないかと、政府関係者は憂慮している。問題となっている高杉発言は、日本共産党の機関紙「アカハタ」の報道が引用され韓国に伝えられたが、19 日には有力紙東亜日報が 1 面トップでその内容を詳しく報道した。東亜日報が伝

えた発言内容は、「韓国が日本に謝罪しろと言うのなら、日本にも言いたいことがある。日本は統治時代、韓国をより良くしようと努力した。その後 20 年間もっと韓国を持っていたらもっとよくなったはずだ。終戦後、日本は工場と家屋を置いて来た。創氏改名も韓国人を同化させ、日本人と同様に扱おうとした政策だった」というものだ。韓国野党の民政、民主両党は同日付で記者会見を開き、高杉発言は久保田発言以上の暴言で、その取り消しを強く要求する。このまま韓日交渉が進行するなら、野党側は重大な決意をせざるを得ないものである、との談話を発表した。一方、政府当局は、アカハタ報道は韓日交渉を粉砕しようという共産党の陰謀だという態度を取っているが、韓国の新聞に発言内容が詳細に報道された以上、今後韓国国会で重大問題化する憂慮が深い。一方 20 日付読売は島本特派員の発信記事として、韓国の外務部当局は 19 日日本共産党機関紙アカハタのいわゆる高杉発言で、「日本が韓国を 20 年もっと占領していたらよかった」と報道したのに対して、「これは韓日国交正常化韓日会談の進行を妨害しようという共産党の謀略だ」と論評したと報道し、続いて読売は外務部当局が、韓国政府としては高杉氏自身によって発言内容が明らかに解明された以上、問題視しない方針であり、万一高杉氏がそのような発言をするような人柄だったら、会談代表に就任するはずがないと、韓国政府の態度を明らかにしたと報道した。

またこれに関連して 20 日付ジャパントゥタイムスはソウル発信 UPI を引用し、外務部代弁人が韓国政府としては、高杉発言は問題視しないという内容の記事を報道した。

2、以上、高杉発言に対する 20 日付当地の朝刊紙の「カバレッジ」状況は次の通り。

朝日：共同通信を引用して、第 2 面 3 段から 7 段記事で報道した。

読売：新亜通信を引用して（参照：JAW-01212）、第 3 面 7 段から 1 段記事で、既に上述した島本特派員の報道と一緒に取り扱っている。

日経：共同通信を引用して、第 2 面 1 段から 5 段の記事で報道した。

産経：第 2 面 3 段から 3 段記事で取り扱った。

ジャパントゥタイムス：既報のように UPI 記事とともに第 1 面から扱う。（駐日政一外亜北）

P412

大韓民国外務部

発信電報

至急

番号：WJA-01178

日時：201115

受信人：駐日大使

対：JAW-01179、01195

連：WJA-01175

1. 連号で通知したように、19 日付東亜日報「高杉発言」を 1 面トップに大書特筆した。
2. 高杉発言が事実ならば全国民に衝撃を与えるもので、会談の基礎を揺るがす重大な問題となるものである。
3. 貴下は最短日時に首席代表間会議を招集して連号内容を取り上げ、高杉発言の事実余否を確認すると同時に同発言が事実ならば、これはわが国とわが国国民に対する重大な冒瀆であり、重大問題として取り扱わざるを得ないことを警告し、日本側首席代表がそういう発言をしたり、またはそういう考えを持っている限りにおいては、会談を継続する意義を発見できないという立場を明らかにして下さい。
4. 上記とは別途に日本の外務省に対しても、わが側が高杉発言問題に重大な関心を持っていることを表明し、外務省から公式解明があることを希望なさるよう願う。
5. 日本側から事実無根という答弁があった時には、日本側に対して表明した上記わが側の立場と日側の否定内容を PRESS に PLAY UP なさるよう願う。（外亜北）

P413

大韓民国外務部

着信電報

至急

番号：JAW-01217

日時：201344

受信人：長官

発信人：駐日大使

1. 第1次主席代表間会談を今日 20 日 16:00 に開催することとしたので報告します。
2. 同席上で日本側高杉首席は問題化した高杉発言に関して、自分としては報道にあるような発言をした事実がないことをわが側に説明し、会談後日本側は外務省情報文化局長の発表で高杉の説明内容を文書として各言論機関（韓国特派員含む）に配布することとなっていることを報告した。（駐日政一外亜北）

P414

大韓民国外務部

着信電報

至急部外秘

番号：JAW-01227

日時：201758

受信人：長官（部外秘）

発信人：駐日大使

問題化しているいわゆる「高杉発言」に関して、日本共産党機関紙「アカハタ」が報道した記事内容に関して、次のように報告します。

1. 1.11 日付アカハタは第2面に3段記事で、「日本の植民地支配はよいことをした」という見出しと「韓日会談首席代表、高杉氏が重大発言」という小見出しで、次のような内容の記事を報道したが、同記事全文は下の通り。

韓日会談の新首席代表である高杉晋一氏は7日午後記者会見をしたが、その中で「日本がもう20年朝鮮を持っていたら良かった。植民地にした、植民地にしたと言うが、日本は良いことをした。良かれと思って努力したが戦争に負けたので、努力が無駄になってしまった」と重大発言をした。外務省はあわててこれを「オフレコード（発表中止）」にしてくれと各新聞社に依頼した。

2. またこれと関連してアカハタは、1.17 付第1面トップ記事で「第7次韓日会談明日再開」という見出し及び「反共同盟結成に必死」という見出しと共に、「両国人民の反撃受け、懸案『棚上げ』妥結も策謀」という小見出しで、次のような要旨の記事を掲載したが、同記事にも高杉氏の発言が入っているので、これを報告する。

記事内容：昨年12月21日以後、休会していた第7次韓日全面会談が来る18日から再開される。政府はこれに先立ち6日には、韓日会談の日本側首席代表に財界の大物で右翼界の元老格である高杉氏を任命し、渡米した佐藤首相はジョンソン・佐藤会談等を通じて、早期妥結の話をして来た。韓日会談に対する情勢は、切迫した事態を迎えている。しかし両国人民の粘り強い反対に比べ、諸懸案の解決方法をめぐって韓日間には矛盾も深まり、「今回は最後だ」といわれる会談の去就、及びその内容も大変複雑化している。このため妥結の方法として諸懸案を後回しにし、国交回復を先にしようとする「分離妥結」というごまかしの方法まで考え始めた。これは反共のための韓日軍事同盟態勢を急ぐこと、及び日本独占資本の南朝鮮進出を目標とするなど、韓日会談の危険な本質をはっきり表しているものだ。

（中略）

高杉氏は「経団連」経済協力委員長の官職を持つ独占資本の代表者であり、安保闘争当時、岸前首相と共に右翼団体を総集結して作った「新日本協議会」の発起人の一人で、財界右翼の第1人者である。また1962年10月金鐘泌－岸信介などが中心となって開催した

アジア反共連盟大会では経済委員会委員長を務めるなど、反共右翼の闘士である。高杉氏は去る 7 日の記者会見で、日本の朝鮮に対する植民地支配は「いいことをやった」と本音を表し、また「日本としては韓国が 60 万の兵隊を維持し、北朝鮮からの侵略を防止している努力を高く評価して感謝しなければならない」と強調した。佐藤首相は訪米前に高杉氏と会談して、「1 月中に政治的妥結を試み、2 月中旬に椎名外相訪韓までには大まかに整理し、3 月中に大局的に妥結を企図する」という方針を確認したと伝えられている。一方南朝鮮の朴政権は自己の支配体制を強化するため、今まで見られなかった程に早期妥結を急いでいる。

韓国政府は 13 日以来連日金東祚駐日大使を迎えて臨時閣議を開き、会談に臨む韓国側の最終態度を協議して来た。ここでは一括妥結の方法外に、「先国交、後漁業協力」という分離妥結も検討され、席上で金大使は「このような方式に日本側も、最近では誠意ある態度を見せ始めた」と報道している。
(駐日政一外亜北)

P417 大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-01228

日時 : 65.1.20.18:00

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

今日 20 日午後 4 時に開催された第 1 次主席代表会議で、高杉日本側首席代表は下のような発言を行い、これを文書でわが側に手渡したので報告します。

(同文書はまた日本外務省出入り記者団にも配布された)

題目 : 韓日首席代表会談席上での高杉代表発言

韓日問題に関して私が、韓国民の感情を無視したとんでもない発言をしたというのが、共産系ニュースその他一部で報道されたことを知り、実に驚いた。

この故意的(作為的)報道が韓日交渉の前途に暗雲を投げかけることを恐れ、田和氏はこの機会を借りて、私の覚悟と信念を披歴しようと思う。

私は韓日国交正常化の交渉に関して、国民感情の問題を重要視して来た。

私は韓国民が韓日間の歴史的関係に関して、特につらい感情を抱いていることを十分に理解している。また韓国の民間で、今年が「乙巳年」ということも知っている。私は韓国民のこの気分を、どのようにして対日友好感に引っ張って行くべきか、昼夜を問わず腐心している。日本国民は誠意ある行動で、この誤解を解かなければならないだろう。このためには何よりも韓日交渉を妥結させ国交を正常化して、日本国民が誠意を持って韓国民の期待に応じられる道を打開してなければならないと信じ、このために微力を尽くす覚悟である。

このような信念と覚悟を持っている私が、なぜ一部に報道されているような言葉を言う筈があらうか。

韓国の国民感情に対する、私のこの気分を何とかして韓国民に伝えたいというのが私の切実な希望である。
(駐日政一外亜北)

P419 大韓民国外務部

着信電報

番号 : JAW-01230

日時 : 65.1.20.18:01

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

20 日付当地主要夕刊紙の内、東京新聞はいわゆる高杉発言を報道したが、同紙は第 2 面最下段に 1 段記事で「韓国で高杉発言問題化」という見出しで、ソウル 19 日発共同通信を引用報道した。同記事は JAW-01213 で既に報告した、朝日に掲載された記事内容と同じ。

P420

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号：JAW-01232

日時：65.1.20.15:22

受信人：長官

発信人：駐日大使

第 1 次首席代表会談報告

1. 日時：65.1.20.16:00-17:15

2. 出席者：金首席、方熙、李圭星両公使
高杉首席、牛場審議官、後宮局長

5. 内容：

- (1)イ、本職はいわゆる高杉発言問題に言及し、本国政府の指示に従ってわが政府の立場を明らかにすると言ひ、東亜日報に報道されたような発言をしたのが事実かを問ひ(東亜日報全部を読んであげた)、万一そのような発言をしたのが事実ならば、これはわが国とわが国民に対する重大な冒瀆として、重大問題として扱わずを得ないと警告し、高杉首席がそのような発言をしたとか、またそのような考えを持っているとしたら会談を続ける意義を発見できないという立場を明かした。
ロ、これに対して高杉は決してそのような発言をしたことはないと言ひ、別途報告した通りの文書を朗読した。
ハ、わが側はいわゆる高杉発言は事実無根だという日本側の公式な立場を再確認した後、わが側立場の全部と高杉発言の全部を新聞に発表することにした。
 - (2) 韓日会談進行に関しては、明日から始まる各委員会の討議をピッチを上げ能率的に進行して行き、また委員会レベルで難しい問題にぶつかればこれを首席代表間会談に上げて解決して行くようにしようと言ったところ、日本側は理想的な会議の進行方式だと、これに合意した。
 - (3)本職は椎名外相の訪韓日程、随行員及び訪韓時に韓国政府首脳と論議する内容に関して、早急に意見を調整することが必要だと言ったところ、日本側は最短期日内に日程、随行員団を決めて協議するとした。
 - (4)米日首脳会談に随行した牛場審議官に、韓日問題がどの程度議論されたのかを確認したところ、牛場はジョンソン、佐藤会談では米大統領が 38 度線を必ず守護するという立場を表明し、日本の首相はこのような決意を聞いて嬉しく思うと言ったそうです。ラスク国務長官との会談で米国側の質問があつて交渉現況を説明したところ、米国側は早期妥結を願うという立場を明らかにしたことがあると言ひ、それ以上具体的な討議はなかったと答えた。
 - (5)東南ア外相会談予備会談への日本側の出席の必要性を説明し、速やかに好意的な回答を貰うことを期待すると言ったところ、日本側はもっと検討して解答するという立場だった。
- 5.新聞発表：上記両側の立場(高杉発言云々に対する)を発表し、その他会談方式に関する討議があつたと発表することにした。(駐日政 - 外亜北)

P422 外務部 発表文 65_2
1965.1.20

最近新聞紙上で発表されたことがある、韓日会談日本側高杉晋一主席代表が日本の新聞記者に対して行ったという発言内容が万一事実とするならば、これはわが国を冒瀆し韓日会談の基礎を揺るがす重大な問題になるものなので、それに対する相応の措置を取るだろう。

外務部は駐日代表部に、日本政府に対して日本側首席代表がそのような発言をしたかを公式に確認させると共に、同発言が事実でない場合にはこれを公式に否認することを要求するように指示した。

P423 大韓民国外務部
着信電報

番号 : JAW-01235
日時 : 65.1.21.10:23

受信人 : 長官
発信人 : 駐日大使
高杉氏 発言問題に関する新聞報告

当地 21 日付朝日、読売等主要新聞の朝刊は昨日韓日会談両側代表定例会談で、高杉氏が問題化している発言問題に関して、「そのような報道は全く事実と反したものであり、熱意を持って会談の妥結を試みる」と解明したと報道している。各新聞は昨日報告した解明書要旨をほとんど皆報道して、幾つかの新聞はこれを第 2 面で取扱った。(駐日政一外亜北)

P424 内務部
内治政 2068,51-973 1965.1.22
受信 : 受信処 参照 外務部
題目 : 韓日会談 日本側代表 高杉失言に対する通報

1. 64(65 の間違い).1.19 東亜日報に報道されている、韓日会談日本側首席代表が韓国支配を 20 年もっとしなければならなかったのに戦争で中断した等発言内容に対して、駐韓外信記者を通じて探知したところ、**報道内容のように発言したのは事実**だが、同発言は過去の久保田発言を凌駕する侮辱的発言として、国内各界の輿論と民族感情を大きく刺激することが明白で、これを糾弾する運動が集団化して、デモ事態を起こす等社会秩序を乱す恐れがあるので、日本政府に嚴重抗議等適切な対策を講じることが要望されます。
2. 探知事項(発言及び報道経緯)
 - イ、高杉が 65.1.7.外務省会議室で日本の記者たちと会見を持ち、東亜日報の報道内容のよ
うな発言をしたのは事実だ。
 - ロ、同記者会見時、某外務省官吏が出席していて、同発言を記事化しないでくれと要請し
たことで、全ての日本の新聞はこの報道を保留し、日本赤旗新聞(日本共産党機関紙)だけ
が報道したものである。
 - ハ、赤旗新聞で報道したが日本の各新聞は赤旗の引用を保留していて、平壤放送で報道す
ることにより朝日新聞がこの引用報道(1.18)したもので、
 - ニ、東亜日報では朝日新聞に根拠を置き、駐日特派員に確認指示することで、大書き特筆
になったものと思料される。 終

内務部長官 楊繁宇
受信処 中央情報部長 外務部長官

P426

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-01264

日時：65.1.22.18:53

受信人：長官

発信人：駐日大使

1. 当地(名古屋)中日新聞(中部日本新聞)1.26(22 の間違い?)付朝刊は、「遺憾な高杉発言」という見出しで、次のような社説を掲載した。

日韓会談が再開し、椎名外相の訪韓を山にして交渉進展が期待されている今、日本側首席代表である高杉晋一氏の不用意な発言で、事態は全く予断を許さなくなった。問題の高杉発言は、去る 7 日の記者会見でオフレコードで話されたものと言うが、これを日本共産党機関紙アカハタが掲載し、その詳報が 19 日韓国で最有力紙という東亜日報のトップ記事で報道され、過去の久保田発言以上の暴言として重大問題化したものである。発言の内容は「日本は当地時代、朝鮮を良くしようとして努力した。20 年位もっと朝鮮を保持していたら、もっと良くなっただろう。終戦後、日本は工場、家屋を残して来た。姓氏改名だけでも朝鮮人を同化して、日本人のように扱う政策だった」というものだ。朝鮮統治時代の実態を知らず、韓国民の民族感情を知らない一般の日本人が知らないのなら、大きな問題にならないだろう。しかし実は「それが問題」なのだ。韓国側はこのような発言が当然視される日本の思考方式を、「反省がない」「軍国主義思想が残っている証拠」と言う。そんな日本と国交を開けば、何時支配下に置かれるかわからないと警戒するのだ。同じ発言が一方では重大化し一方では軽く考える自体に実は、14 年経っても日韓会談が妥結されない根本原因があると言うことができる。

ある台湾人の知識人は言った。「台湾が日本の統治下に入った時、海南島と台湾はほとんど同じ水準だった。終戦時の両水準を比較すれば日本の台湾統治は成功だった。しかし植民地統治がいくら良かったとしても、どこまでも植民地統治に過ぎない」と、本国のことを第一義的に考え、相手の民族性を無視し、自由を剥奪した統治は、例え幾らかの経済的な恵みをもたらしたとしても、それは決して恵みでもなく、植民地統治の弁明にはならない。ましてや朝鮮の場合には日本人が、当時の為政者から聞いた言葉とは全然違う酷い統治だったし、「終戦時に財産を残した」と言っても韓国側から見たら、朝鮮人を収奪した結果に過ぎないだろう。ましてや「20 年もっと朝鮮を保持していたら、もっと良くなっただろう」という言葉は、暴言と言われても仕方ない。未だに過去の日本統治時代のことだけに捉われ、将来に眼を回そうとしない韓国側にも問題はあ

る。しかし日韓会談が過去の清算と将来の友好の基礎を構築するという意味では、仕方ないことかも知れない。とにかくオフレコの記者会見だからと言っても失言は失言であり、虚心坦懐に取り消さなければならないだろう。最近日韓会談の反対派と指される社会党の長谷川代議士が、「日韓会談を妥結し、日本は経済援助をして復興した後に、対等な立場で話すので、南北統一の近道だと知った」と述べて韓国側の共感を呼び起こし、保守派として早期妥結論者と称される高杉氏からこんな失言が飛び出すのとお笑いだ(皮肉)し笑われる話だ。しかし意外とそういう所に、日韓問題の本質に関連した問題があるようにも思われる。今回のことを契機にして日韓会談をどうすべきか、本質的にかんがえたいことだ。

2. 前記のような事実は、東亜日報特派員がこれを本社に打電する気色があり、当部はこれを極力挽留しているが、もし打電した場合はこれ以上問題にならないよう、新聞社側と接触するのが良いものと思料されるので具申する。(駐日政一外亜北)
3. 情報によるとこれに関して東亜放送柳記者は、中日新聞社と接触した事実があるので、第 2 項に準じて取扱って下さい。

P429 起案紙

起案者 東北亜課 金太智

起案年月日 65.1.25. 分類記号、文書番号 外亜北 722 1215

経由受信参照 内務部長官 発信 長官

題目 韓日会談 日本側代表 高杉 失言問題

1. 内治政 2068.51-973 に対する応信です。

2. 標記問題に対して、当部で処理した内容を通報するので、参考になさってください。

イ、問題の高杉発言が国内の新聞に大書き特筆されると当部では 1.19、駐日大使に対して即時首席代表間会議を招集し、高杉発言の事実余否を確認すると同時に、同発言が事実なら、これはわが国とわが国国民に対する重大な冒瀆として、重大問題に取り扱わざるを得ないことを警告し、日本側首席代表がそういう発言をしたり、またはそういう考えを持っている限りにおいては、会談を継続する意義を発見できないという立場を明すように指示した。

ロ、同指示に従って駐日大使は、1.20.に開催された韓日会談首席代表間会議で前記のようなわが側の立場を明らかにしたが、日本側高杉首席代表はこれに対して問題の発言が事実無根で、自身の立場を解明する別添のような発言を行ったが、同首席代表間会議後のわが側首席代表の発言、及び日本側首席代表の解明発言内容は全部記者団に発表された。

有添：前記高杉首席代表解明発言 1 部。 終

P431 大韓民国外務部

着信電報

部外秘

番号：JAW-02099

日時：65.2.5.14:15

受信人：長官

発信人：駐日大使

2.5 日付当地東京新聞朝刊は、日本社会党が高杉発言を衆議院で追及することに決定したと要旨、次のように報道しているので、これを報告します。

「社会党は 4 日午後院内でいわゆる朝鮮問題対策特別委員会を開き、韓日会談反対闘争の進路に関して協議した。この結果国会審議において

(1)高杉韓日会談首席代表の高杉発言を徹底追及する。

(2)このために高杉氏を衆議院外務委員会に参考人として召喚する。

(3)椎名外相の韓国訪問を中止させる、等の方針を決定した。

高杉発言に関しては 6 日の衆議院予算委員会で追及するのを始め、10、11 日の両日衆議院外務委員会でも、椎名外相の訪韓と併せて政府の態度を糾明する。」

(駐日政一外亜北)

追記：

本記事は当地の新聞の内では東京新聞にだけ掲載され、同紙は本記事を第 1 面で 5 段記事で取扱っている。

P432

大韓民国外務部

発信電報

緊急

番号：WJA-02078

日時：65.2.5.18:30

受信人：駐日大使

対：JAW-02099

高杉発言が日本の国会で議論される場合、その帰趨如何によって国内に相当な波紋があるこ

とと予測される。日本側に対して本問題に関する展望を打診報告願ひ、国会で議論がある場合にはこれに関する進展状況を随時報告願ひます。(外亜北) 長官

P433

着信電報

大韓民国外務部

緊急

番号 : JAW-02133

日時 : 65.2.6.12:28

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

対 : WJA-02078

1. 対号件に関して日本外務省に打診したところ、外務省としてはいわゆる高杉発言が、今日衆議院予算決算委員会です正式に議題として採択されることはないが、議題に上っている韓日関係の質疑で論乱になる可能性があるかもしれないとした。

日本側としては今なお高杉氏を、いわゆる高杉発言を糺すために外務委員会で参考人として召喚することに対しては、公式には知らないとした。

2. 本件に関しては追って、随時報告するつもりです。(駐日政一外亜北)

P434

着信電報

大韓民国外務部

番号 : JAW-02171

日時 : 65.2.8.19:21

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

今日日本衆議院予算委員会が高杉発言問題が議論されたが、当地夕刊新聞にはまだ載っていない。外務省を通じて入手した議論内容は下の通り。

1. 社会党石橋政嗣議員が高杉発言というもの約 2 分間朗読し(内容は東亜日報に報道されたものと大体で同じ)、同発言内容に対して違うのかと尋ねたのに対して、佐藤首相は知らないと言ひ、椎名外相は自分も知らないが、そのような発言をしたとは信じられないし、また公式の席上で高杉自身が金大使に明確に否認したという報告を受けたと答弁したという。
2. これに対して石橋議員が本人をよべと言ひて収集ができなくなると、委員長仲裁で高杉氏の召喚余否を決定することになったとして、まだ今後の展望はわからないという。
3. また石橋議員は高杉氏の発言以後、外務省黒田北東ア課長がこれを新聞に記事化しないように各新聞社に頼んだ事実があると言ひ、黒田課長を呼べと言ひたが、まだ黒田課長が召喚されるかはわからないとした。
4. 同件に関しては継続して報告します。

(駐日政一外亜北)

P435

着信電報

大韓民国外務部

緊急

番号 : JAW-02192

日時 : 65.2.9.17:37

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

2.9 日付読売夕刊報道によれば、衆議院予算委員会理事会は 9 日午前に約 1 時間にわたって、いわゆる高杉発言を糾明するために、高杉日本側首席代表の同委員会出席問題余否に関して協議したという。これは 8 日午後の予算決算委員会の質疑で、社会党石橋議員が高杉発言真相究

明のために、高杉氏の出席要求をしたことに起因するものだ。また同記事によると予算決算委員会は、自民党側が高杉氏の出席に反対したが、社会党は同氏の出席を強硬に要求し、結局同氏出席の場合は政府委員、または特別職員の資格で予算決算委員会に出席するのか等、資格問題を含んで今後、より一層検討することになったと報道した。（駐日政一外亜北）